

人口問題研究

Journal of Population Problems

第73巻第2号 2017年

特集：『第5回全国家庭動向調査（2013年）』の個票データを利用した実証的研究（その3）



国立社会保障・人口問題研究所

『人口問題研究』編集規程

I. 編集方針

研究所の機関誌として、人口問題に関する学術論文を掲載するとともに、一般への専門知識の普及をも考慮した編集を行う。

II. 発行回数および発行形態

本誌の発行は、原則として年4回とし、3月（1号）・6月（2号）・9月（3号）・12月（4号）の刊行とする。また印刷媒体によるほか、電子媒体をホームページ上で公開する。

III. 執筆者

執筆者は、原則として国立社会保障・人口問題研究所の職員、特別研究官、客員研究員とする。ただし、所外の研究協力者との共同研究・プロジェクトの成果については、所外の研究協力者も執筆することができる。また、編集委員会は所外の研究者に執筆を依頼することができる。

IV. 査読制度

研究論文と研究ノートは査読を経なければならない。特集論文は、執筆者が希望する場合、査読を経るものとする。査読は編集委員会の指定する所外の査読者に依頼して行う。編集委員会は査読の結果をもって採否の決定を行う。査読済み論文は、掲載誌に査読終了の日を記載する。

V. 著作権

掲載された論文等の編集著作権は原則として国立社会保障・人口問題研究所に属する。ただし、論文中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者が責任を負う。

2013年2月

人口問題研究

第73巻第2号(2017年6月)

特集：『第5回全国家庭動向調査（2013年）』の個票データを 利用した実証的研究（その3）

全国家庭動向調査を用いた年金制度改革案の検討……山本克也・83～96
夫の家事や育児の遂行頻度は高まったのか？

—3歳以下の子を持つ常勤の夫に関する分析—

……………西岡八郎・山内昌和・97～116

配偶者との死別が高齢女性の生活状況と

健康水準に与える影響：予備的分析……………安藤道人・117～137

資料

高齢者の居住状態の将来推計（2017年3月推計）

……………鈴木透・小山泰代・菅桂太・138～144

書評・紹介

K.W. Wachter "*Essential Demographic Methods*"（石井太）・145

研究活動報告 ……………146～152

第18回社会保障審議会人口部会－独立行政法人国際協力機構（JICA）社会保険実施能力強化プロジェクト－DIMOCHA 最終セミナー－インドネシアの人口高齢化および人口移動に関する調査研究－第1回日韓社会政策定例フォーラム：低出産・高齢化の衝撃と対応－アジア開発銀行研究所（ADB）「開発途上のアジアにおける政府社会保障プログラムの効果」に関するセミナー－日本人口学会2016年度第2回東日本地域部会－特別講演会（Frans Willekens 教授）－日本地理学会2017年春季学術大会－第50回国連人口開発委員会および日独サイドイベント

Journal of Population Problems
(JINKO MONDAI KENKYU)
Vol.73 No.2
2017

**Special Issue: Studies on the National Survey on Family in Japan, 2013
(Part III)**

- Examination of the Pension Policy Reform Bill using the 5th National
Family Survey of JapanKatsuya YAMAMOTO • 83-96
- Trends and Changes in Participation by Husbands in Housework and
Childcare in Japan ...Hachiro NISHIOKA and Masakazu YAMAUCHI • 97-116
- The Effects of Conjugal Bereavement on the Living Conditions and
Health Status of Elderly Women: A Preliminary Analysis
.....Michihito ANDO • 117-137

Material

- Projection of Living Arrangements of Elderly People by Prefecture
.....Toru SUZUKI, Yasuyo KOYAMA and Keita SUGA • 138-144

Book Review

- K.W. Wachter "*Essential Demographic Methods*" (F. ISHII) • 145

Miscellaneous News

*National Institute of Population
and Social Security Research*
Hibiya Kokusai Building 6F
2-2-3 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-0011

 特 集

『第5回全国家庭動向調査（2013年）』の個票データを利用した実証的研究（その3）

全国家庭動向調査を用いた年金制度改革案の検討

山本 克也

本稿では、70~74年生まれ（65歳になる2035年から年金を受給）、75~79年生まれ（65歳になる2040年から年金を受給）、80~84年生まれ（65歳になる2045年から年金を受給）の年金受給額を試算し、家計の収支（基礎的消費をまかなえるか）を見た。2040年以降に年金を受給する夫婦世帯は特養サービスを受ける場合にかなりの程度の資産の取り崩しが必要である。一方、住居の確保は必要であるが、複合型サービスを利用するのであれば、安定した老後は送れそうである。複合型サービスを受けた場合の家計の余裕は2040年以降の第3号被保険者で小さいことが分かった。基礎年金部分の代替率の低下の影響は大きいものと考えられる。2004年改正で年金制度での年金受給額を増額改定することは不可能になっているので、低年金者の場合の別の手段を考える必要がある。

I. はじめに

第二次ベビーブーマー¹⁾が年金受給を開始する2035年頃が、年金制度にとっては次の山場になる。2035年という年は、団塊世代が後期高齢者になりはじめてからちょうど10年目の年である。また、この2025年から2035年の期間は労働力の減少という大問題を抱えて過ぎざるを得ず、同時に医療費・介護費が最もかかると思われる時期でもある。このような“たいへん”時期を経て、次の人口の塊である団塊ジュニアが年金を受給し始めるというのが2035という年である。一般には1971年から1974年までが第二次ベビーブーマーとして認知されているが、それは、この期間の出生数が200万人を超えていたことによる。実態としては1970年でも193万人余りの出生数があり、丙午の1966年を除けば、1965年~76年の毎年の出生数は180万人を超えていた。

2014年に出された厚生労働省（厚労省）の財政検証によれば、2035年の基礎年金の代替率は29.3%、報酬比例部分の代替率は24.5%の併せて53.8%となっている（人口の仮定：出生中位・死亡中位、経済の仮定：ケースEで経済変動なしの場合）。この53.8%の代替率が当てはまるのは、厚労省のモデル夫婦世帯であり、実際には多様な夫婦世帯、多様な

1) 一般には1971年から1974年までが第二次ベビーブーマー¹⁾として認知されているが、それは、この期間の出生数が200万人を超えていたことによる。実態としては1970年でも193万人余りの出生数があり、丙午の1966年を除けば、1965年~76年の毎年の出生数は180万人を超えていた。

世帯があり得る。例えば、共働きの夫婦世帯、片働きの夫婦世帯もある。また、単身者や非正規雇用で生涯の多くの時間を過ごす者もいる。もちろん、多様故に混乱を招く可能性もあるので、厚労省の財政検証は少数のモデル世帯を構築し、これを示すという作業をしていると考えられる（財政検証では経済的仮定のバリエーションの方を重視しているものとも思われる）。

本稿においては、国立社会保障人口問題研究所（社人研）が実施した第5回全国家庭動向調査の個票データを使用し、将来の多様な世帯の家計の実態把握を試み、次いで、その実態に合わせた年金制度改革案を考察する。方法は単純であり、各世帯の年金受給額を試算し、ついで基礎的消費額の試算値との収支計算を実施し、マイナスの値を取るなら赤字、プラスなら黒字という評価を実施する。当然、加齢とともに生じる医療・介護需要に対応した家計の構造も見ていくことにする。

II. 先行する研究

伊藤（2011）では厚生労働省の「国民生活基礎調査」、総務省統計局の「全国消費実態調査」、「家計調査」を用い、伊藤（1990）によって示された、いわば“古典的”な収支項目分類を用いて「要介護認定者のいる世帯」の家計構造を分析している。こうした“古典的”な家計構造分析を一步進めた試算としては、最近では、まず、是枝（2012）が消費税率引上げを含む最新の税・社会保障の改正の効果を、現在時点（2011年）と2016年時点で比較する試算を実施した。「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」等の5種類の世帯を想定し、平均的な収入等を仮定して分析で、高齢世帯に限ると、物価スライド特例水準の減少と介護保険料の増加が、消費税率引上げに次ぐ可処分所得減少の要因であるとしている。

山本（2014）では、各種公的データを利用して世帯主（配偶者の年齢も同じと仮定）の年齢が65～69歳、70～74歳、75歳以上で、現役時代に被用者年金制度に加入歴のある夫婦世帯、単身の男・女世帯と遺族世帯の家計を再現し、年金額と雇用者所得の動態（要介護により離職する）に着目して2025年までの高齢者家計の試算を試みている。試算に際して、1) 基本ケース、2) 単純に離職した場合、3) 要介護者が出現し離職した場合・離職しなかった場合の消費支出への影響を試算し、要介護者が出現し、かつ、離職した場合の消費支出への影響が最も大きいことを見いだしている。また、夫婦共に要介護状態になった場合、消費支出を約半減させる必要がある可能性を示している。また、単身世帯の分析も実施しており、単身・女性・高齢者の貧困は伝えられていたが、男性の単身高齢者も各ケースで単身女性と同程度に貧困に陥る可能性が示されている（単身と言っても、遺族：夫に先立たれた妻の場合は、遺族年金が非課税なので、各ケースでそれほど大きな影響を受けない）。

また、非正規雇用者を明示した分析には山本（2016a）がある。これは、現行の社会保障制度の下で、非正規雇用者の老後生計費を試算している。試算の結果、平均的な基礎年

金を受け取ることができれば、概ね年金受給額で基礎的消費支出は賄うことができることが分かった。ただし、免除や未納は禁物で、試算によれば、少なくとも400ヶ月以上の国民年金の加入が必要であることがわかった。山本（2016b）では、団塊ジュニアを対象に、夫婦世帯、単身世帯に分け、65歳から余命までの期間の累積収支額（年金給付マイナス基礎的消費）を試算している。そして、夫婦とも正規雇用者であれば、年金受給額で介護費用を賄うことが出来る（妻が3号の場合、特養利用に赤字が出る場合があるが、介護サービスの利用には他の組み合わせも可能なので、収支の黒字化は十分可能）ことを示している。一方、非正規雇用者の方は、施設介護の利用は難しいことが示された。満額の国民年金で、かつ、従来型の相部屋を利用しても、例えば特別養護老人ホームを利用した場合の収支は大きな赤字になることがわかっている。

Ⅲ. プロジェクションによる現状把握

2035年以降の年金の動態は財政検証のモデル年金を見るしかないが、上述したように、これにはモデル世帯しか示されていない（多様な世帯の家計を見るためには、現状を投影する仮定をおいて世帯を作る必要がある）。そこで、本稿における試算対象は第二次ベビーブーマー以降の夫婦世帯（夫婦は同年齢、遺族年金は夫が85歳で死亡後発生するものとした）とする。すなわち、70～74年生まれ（65歳になる2035年から年金を受給）、75～79年生まれ（65歳になる2040年から年金を受給）、80～84年生まれ（65歳になる2045年から年金を受給）の第2号被保険者同士の夫婦世帯と第3号被保険者の夫婦世帯を考えることにする。

まず、第2号被保険者同士の夫婦世帯の場合、賃金水準、すなわち年金額の水準を決定する学歴²⁾の組合せとしては、下方婚は無いもの仮定した。下方婚は無いという仮定をおいても、第2号被保険者の夫婦世帯だけでも10通りの世帯が出来てしまいハンドリング悪い。そこで、夫の学歴を軸に世帯を構成することにした。例えば、夫が大学・大学院卒の場合、妻の学歴は、中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の可能性がある。この場合は、妻（妻候補といった方が実態を表している）の各学歴の賃金の加重平均値を求め、年金給付額の計算に使用している（夫が高専・短大卒の場合は、妻候補の中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒の賃金の加重平均値を作成する³⁾）。第3号被保険者の場合も、夫の学歴を軸に世帯を構成した（中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4パターン）。

2) 学歴は賃金構造基本統計調査に従って、中学校卒、高等学校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒の4区分としている。

3) もちろん、すべての女性が婚姻する訳ではなく、より、正確には婚姻している女性の賃金を使用すべきであることは承知している。

1. 世帯の年金受給額の試算方法

試算年金受給額の試算方法は、

- A) 試算期間は2035年（1970～74年生まれが年金を受給）、2040年（1975年生まれが年金を受給）、2045年（1980年生まれが年金を受給）の3種類で、男女の余命（平成27年の完全生命表）を考慮して、25年間を見る（男性は85歳、女性は90歳で死亡するものとする）。ただし、1970～74年生まれは2015年に41～45歳、1975～79年生まれは2015年に36～40歳、1980～84年生まれは2015年に31～35歳であることに注意する（それぞれの試算開始の前年までは被保険者期間、あるいはカラ期間の扱いになる）。
- B) 厚労省の「賃金構造基本統計調査」（1985～2015）から、分析コーホートの性別・企業規模計・学歴別・年齢階級別の賃金・賞与を2015年までは実績値として入力し、2016年以降の賃金・賞与に関しては、2014年の財政検証の経済的仮定Eを用いて実績値を伸ばす（1970年生まれの者は実績値が45歳、1975年生まれの者は40歳までしか無いので、50歳以降の賃金プロファイルの低下傾向に関しては過去のトレンドを利用）。
- C) 報酬の再評価をした上で平均標準報酬を求め、分析コーホートの生まれ年に合わせた給付乗率を用いて年金算出式に平均標準報酬の値を代入し、裁定される年金額を算出する。男性受給権者の老齢厚生年金の平均加入月数は434ヶ月、女性受給権者の老齢厚生年金の平均加入月数は374ヶ月とする（厚労省 平成26年国民年金・厚生年金事業年報）。なお、年金額の算出式の詳細は、日本年金機構のページ⁴⁾を参照のこと。
- D) その後の年金額の改定（物価スライド）は、2014年の財政検証の経済的仮定EとHを用いる。なお、マクロ経済スライド⁵⁾の調整は、基本推計では報酬比例部分に対して2019年まで、定額部分に対しては2043年までである。
- E) A) で間接的に述べているが、夫は85歳で死亡し、妻は90歳で死亡するものとする。夫の死後、妻は夫の遺族厚生年金と自らの基礎年金を受け取るものとする（本稿の様に平均的に見た場合、2号被保険者の妻も自らの報酬比例部分を放棄して夫の報酬比例部分の75%を受け取った方が遺族年金の金額が高くなる）。単身世帯についても、男性は85歳、女性は90歳で死亡するものとする。

とした。正規雇用者の新規裁定時の年金額は表1に示した。当然ながら、2014年財政検証の年金支給額の動きと同一になっている。

4) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/index.html>

5) 例えば <http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html> を参照。

表1 夫の学歴別、新規裁定時の世帯の試算年金受給額

世帯	夫の学歴	1970	1975	1980
2号	中学校卒	228,338	217,476	209,994
	高等学校卒	234,305	223,443	219,099
	高専・短大卒	236,184	225,322	220,977
	大学・大学院卒	251,352	240,491	236,146
3号	中学校卒	190,827	179,966	172,484
	高等学校卒	194,507	183,645	179,301
	高専・短大卒	195,623	184,762	180,417
	大学・大学院卒	207,079	196,217	191,872

出所) 筆者計算

2. 家計における介護費と医療費

厚生労働省「介護給付費実態調査月報 平成28年3月」の性別・年齢階級別・要介護度別受給者数を、総務省「人口推計-平成28年3月-」の性別・年齢階級別の人口で除すれば、簡易な要介護発生率を算出できる（既に要介護状態にある者も含むので純粋な要介護発生率ではないことには注意を要する）。この割合は75-79歳以下では男性で8.8%、女性で11.5%であるので、要介護のリスクは低い。しかし、80歳以上になると女性の数値は顕著に大きくなる（男性の場合、80-84歳でも17.3%である）。特に、女性は85歳以上になると半数程度が要介護状態になる。さらに、実際、介護費用を見積もるのには介護の遷移を考慮に入れる必要がある。要介護状態は時間に対して一様ではなく、変化するのが常態である。介護給付費実態調査の概況（平成27年5月審査分～平成28年4月審査分）を見ると、2015年と2016年の一年間で要介護度が維持されるのはおよそ7割であるが、悪化も2割程度（要支援1だと30%）ある（表2）。こうした、要介護認定を受けた後の要介護状態は複雑な経路をたどる可能性があるが、要介護5といった程度になると、基本的に状態は変わらないということになる。

表2 要介護度別の遷移

	2016年4月							悪化	改善	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
2015年4月	要支援1	67.9	19.9	9.1	2.1	0.6	0.3	0.1	32.1	—
	要支援2	11.2	67.5	13.5	5.7	1.3	0.7	0.2	21.4	11.2
	要介護1	1.3	3.9	69.0	18.1	5.3	2.0	0.5	25.9	5.2
	要介護2	0.4	1.6	8.6	69.0	14.3	4.8	1.3	20.4	10.6
	要介護3	0.2	0.6	2.6	8.4	68.6	15.0	4.6	19.6	11.8
	要介護4	0.1	0.4	1.4	3.3	8.0	73.0	13.8	13.8	13.2
	要介護5	0.0	0.1	0.4	0.9	1.8	7.6	89.1	—	10.8

出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査の概況（平成27年5月審査分～平成28年4月審査分）」

また、やや古いデータではあるが、施設に入所した場合の期間・行方を見ると以下のようになっている。例えば特養に入所した場合、4年強の入所後に63.7%が死亡して退所になる。また、老健施設ではおよそ1年の入所後、半分が医療機関に移り（おそらく、医療

機関を待機場所として特養を探している可能性が高い)、家庭に戻れるのは23.8%である。そして、介護療養に入所した場合は、3分の1が1年強で死亡、3分の1が他の医療機関に移り、家庭に戻れるのは12.1%である。本来は、以上のことを試算では考慮する必要がある(平成22年 介護サービス施設・事業所調査結果の概況)。

もちろん、介護に至るまでの経路の考察も必要である。脳血管疾患に罹患して要介護状態になるというのは分かりやすいが、廃用症候群から活動性が低下し、要介護状態にいたるといふ経路も多くなっている。脳血管疾患の場合は、医師に掛からないで血圧降下剤の服用等をせず、結果として医療費はあまり掛けなかったが、いきなり要介護生活になるということもありうる(本人の身体管理がなされていない)。この場合、要介護状態に至るまでの医療費を考えなくてよいことになる。しかし、廃用症候群の場合は複雑であり、要介護に至るまでの医療費を計算することは難しい。

また、医療費に関しては介護のように費用が定型化されていないことが試算を難しくする。医療費に関しては性別・年齢階級別・1人当たり医療費を就労している(健康である)年金受給者に当てはめても、その数値は不健康な者も含めた平均値なので、過大になることには注意が必要である。例えば、全消(勤労者世帯)の2014年の単身男性60~69歳では、保健医療サービスの支出が月3,357円(男女差もなく、年齢による差もほとんどない)であるが、国民医療費の2014年の同年齢階級の自己負担額の値は4倍強の月14,860円である。全消の支出額から推察するに、医療の自己負担分は年に3~4万円程度(夫婦世帯の場合なら8万円程度)となる(就労しているという点で要介護状態にはないので、介護の自己負担はないものと考えられる)。しかし、正確さは著しく欠くので、今回の試算では医療費は考慮しない。

3. 家計の収支計算方法

以上のように、家計の収支計算である。総務省の「全国消費実態調査」2014年版の第123表“公的年金・恩給受給額階級・企業年金・個人年金受給額階級別1世帯当たり1か月間の支出”から、

$$\text{基礎的消費支出} = \text{食費} + \text{光熱・水道} + \text{保健医療(介護費含む)}$$

を試算年金受給額毎に抜き出し、分析コーホートの65歳から死亡するまでの収支の累積を計算する。この表123は二人以上世帯のデータなので、基礎的消費の値は、やや過大に出ることになる。また、基礎消費の金額も、今回の試算のように25年間をいう期間の間には変化する可能性が大きい。もちろん、要介護状態になる前となった後では、基礎的消費の金額は異なるはずであるが(個人差が大きいものと思われる)、今回の試算では同一であると仮定している。

収支計算は、1) 介護サービスを受給することなく人生を全う出来た場合と介護サービスを受給した場合を考え、介護サービスを受給する場合には2) 複合型サービス(看護小

規模多機能型居宅介護)を要介護度5で利用する場合、3) 特別養護老人ホーム(以下、特養)に要介護度5で入居する場合を考える。実際には多様な介護サービスがあり、利用者の状態も様々であるが費用がかかる場合を重視した。介護サービスを受給しない場合でも、夫婦世帯の場合、85歳で夫は死亡するので遺族年金の発生とともに基礎的消費額は変化する。すなわち、世帯人員数が2から1になるので、等価定理を利用し、夫婦世帯の基礎的消費の値を世帯人員数2の平方根で除した値を、夫が死亡した後の基礎的消費とする。

介護に関する費用は、複合型サービスの場合、利用者の自己負担は収入に応じて、12,341円～31,141円と計算できる。ただし、特養サービスの場合はやや複雑である。特養の平均的な待ち時間(その間は複合型サービスを利用)と特養の平均的な利用期間は約4年弱⁶⁾であることを考慮に入れて、特養利用の場合は2年ほど複合型サービスを利用して、その後3年ほど特養サービスを利用して死亡するという仮定を置く。その場合、最初の2年間の複合型サービスの利用者自己負担は12,341円～31,141円で、死亡するまでの3年の特養(従来型の多床室で相部屋)利用では97,660円～101,620円、ユニット型個室の場合で134,860円～138,820円の費用が毎月掛かることになる(妻が特養に利用する場合や、単身世帯が特養を利用する場合、自家での消費は無くなるものとする)。ここで、重要なのは高額介護サービス費の制度である。本稿の正規雇用者(2号同士の夫婦世帯)の場合、夫も妻も住民税の課税対象とはなるが、現役並み所得とはならないので37,200円が介護費用負担の上限となる。また、正規雇用者(妻3号の夫婦世帯)の場合も、同様に37,200円が世帯の介護費の上限となる(表3)。

表3 高額介護サービス費を考慮に入れない場合・入れた場合の月の介護費用

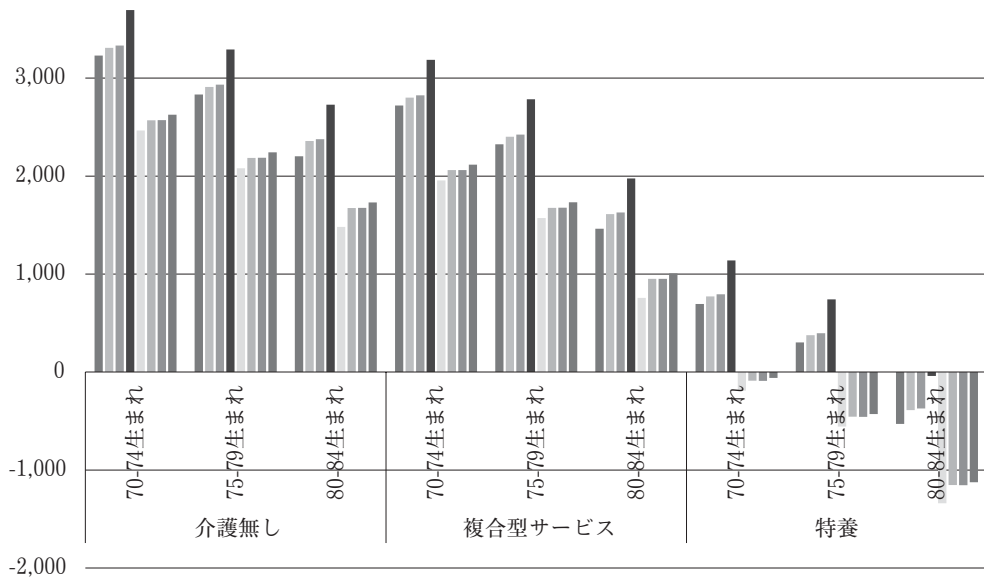
	複合型サービス	特別養護老人ホーム	
		多床室(相部屋)	ユニット型個室
要介護1	¥11,119	—	—
要介護2	¥15,558	—	—
要介護3	¥21,871	¥97,660	¥134,860
要介護4	¥24,805	¥99,670	¥136,840
要介護5	¥28,058	¥101,620	¥138,820
うち居住費単価	—	¥1,150	¥1,970
うち食費単価	—	¥1,380	¥1,380
うち日常生活費	—	¥10,000	¥10,000

出所)厚生労働省「月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kougakukaigo.pdf>
 (最終確認 2016.08.31)、「食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/hosokukyufu.pdf> (最終確認 2016.08.31)、厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html> (最終確認 2016.08.31)、国税庁「No.1600 公的年金等の課税関係」<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1600.htm> (最終確認 2017.03.15) より筆者作成

6) 平成25年9月18日 社会保障審議会介護保険部会(第48回)資料2 p.11

試算年金受給額（表1）と介護費用（表2）から試算した、介護サービス受給の有無・介護サービス内容別家計収支を図1に示した（下軸一番左の介護無し）。介護サービスを利用しない場合だと、70年～84年のいずれの生まれ年でも収支は黒字となる。また、夫の学歴が高くなればなるほど、黒字は大きくなる。新規裁定時に設定された基礎的消費（マクロ経済スライドの影響下にあるが）だけならば、年金受給額だけで十分に賄うことができている。

図1 介護サービス受給の有無・介護サービス内容別家計収支（万円）



■ 夫婦世帯1 ■ 夫婦世帯2 ■ 夫婦世帯3 ■ 夫婦世帯4 ■ 夫婦世帯5 ■ 夫婦世帯6 ■ 夫婦世帯7 ■ 夫婦世帯8

注) 特養はユニット型，夫婦世帯1（夫：中学校卒，妻：2号），夫婦世帯2（夫：高等学校卒，妻：2号），夫婦世帯3（夫：高専・短大卒，妻：2号），夫婦世帯4（夫：大学・大学院卒，妻：2号），夫婦世帯5（夫：中学校卒，妻：3号），夫婦世帯6（夫：高等学校卒，妻：3号），夫婦世帯7（夫：高専・短大卒，妻：3号），夫婦世帯8（夫：大学・大学院卒，妻：3号）

一方、介護サービスを受給し、基礎的消費が膨らんだ場合には変化が起こる。まず、複合型サービスを利用した場合であるが、介護無しの場合と比較すると縮小するものの、すべての夫婦世帯、すべての生まれ年で黒字を維持することができる（夫の学歴が高ければ高いほど、黒字が大きいのは介護無しの場合と同じである）。問題は特養を利用する場合で、事態はもう少し複雑になる。まず、70～74年生まれと75～79年生まれの場合には第2号被保険者同士の夫婦世帯の収支は黒字になるが、80～84年生まれの第2号被保険者同士の夫婦世帯の収支は赤字になってしまう。また、第3号被保険者の夫婦世帯の場合、全部について赤字になってしまう。財政検証によると、2035年～2045年の新規裁定時に報酬比例部分の代替率は25.1%と変わらないが、基礎年金の代替率は29.8%→27.2%→26.0%と

のように低下している。第3号被保険者の夫婦世帯の年金受給の様子は、

報酬比例年金（夫分） + 基礎年金（夫分） + 基礎年金（妻分）

なので、基礎年金の代替率の影響を大きく受ける（今回のプロジェクションでも、この変化を踏襲しているため、基礎年金分の低下は大きい）。そして、2045年になると、基礎年金部分の代替率の低下の影響が第2号被保険者同士の夫婦世帯にまで影響するというものになったものと考えられる。

4. 世帯数の把握

以上、想定される世帯の平均的な年金受給額や収支を見てきたが、次にその想定される世帯の数を試算してみよう。まず、第1号被保険者、第2号被保険者の人数であるが、これは厚生労働省の『厚生年金保険・国民年金事業年報（事業年報）⁷⁾』から得ることができる。事業年報には、男女別・年齢5歳階級別の第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の人数が掲載されている。上述した第3号被保険者の夫婦世帯の数は、事業年報の女性の第3号被保険者の数と一致するので簡便である（今回、男性の第3号被保険者世帯は捨象してある）。

一方、第2号被保険者同士の夫婦世帯の数であるが、これは国勢調査（2015年）の女性の5歳階級別・年齢別婚姻率を事業年報の女性の第2号被保険者数に乗ずることで算出した。女性の第2号被保険者で結婚しているものを数えれば、第2号被保険者同士の夫婦世帯の数が分かるという理屈である（もちろん、第2号被保険者世帯も第3号被保険者世帯もさらなる結婚、や離婚等でその数は変動することは承知している）。

最後に第2号被保険者の世帯数、第3号被保険者の世帯数を学歴別に按分する方法であるが、ここで2013年に実施された第5回全国家庭動向調査を利用する。家庭動向調査は有配偶女性（婚姻を継続中、離婚、死別）を軸に構成されている。すなわち、妻が常勤雇用者の場合、常勤雇用者の夫の学歴も分かるし、また、妻がパート・アルバイトや嘱託・派遣社員（すべてが非正規雇用とは限らないことに注意が必要である）の場合の夫の学歴も分かる。これを、計算開始の2015年に年齢を調整して再集計した。（厳密には、死亡を考慮に入れる必要があるが、比較的若い階層なので無視している）。さらに、社人研の『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2013（平成25）年1月推計）の2035年の夫婦世帯のみ世帯の割合がその後も続くとして仮定して、夫婦のみの世帯数を算出している。

結果は表4に示している。第2号被保険者同士の夫婦世帯は夫の学歴が70～74年生まれよりも75～79年生まれの方が高くなり、また、75～79年生まれよりも80～84年生まれの方が高くなるという傾向を持つ。第3号被保険者の夫婦世帯は夫の学歴として高等学校卒が多いという傾向がある。

7) 残念ながら最新版は2014年なので、2015年基準の本推計とは1年分ずれる（5歳階級なので、算出される比率は、やや過小の値になる）。

表4 生まれ年別・被保険者種類別・夫の学歴別・推計世帯数

(単位：千世帯)

			2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070	
第2号被保険者	70-74生まれ	中学校卒	4	4	4	4	3	2			
		高等学校卒	94	92	88	81	68	46			
		高専・短大卒	57	56	53	49	41	28			
		大学・大学院卒	14	14	14	13	13	12			
	75-79生まれ	中学校卒		19	18	17	16	13	9		
		高等学校卒		164	160	153	141	118	80		
		高専・短大卒		56	55	52	48	40	27		
		大学・大学院卒		97	95	90	83	70	47		
	80-84生まれ	中学校卒			6	6	6	5	5	4	
		高等学校卒			104	102	99	95	87	73	
		高専・短大卒			71	70	68	65	60	50	
		大学・大学院卒			128	125	122	116	107	90	
第3号被保険者	70-74生まれ	中学校卒	27	27	25	23	20	13			
		高等学校卒	174	169	162	149	125	84			
		高専・短大卒	113	110	105	96	81	55			
		大学・大学院卒	99	96	92	85	71	48			
	75-79生まれ	中学校卒		10	10	9	9	7	5		
		高等学校卒		185	180	172	158	133	90		
		高専・短大卒		130	126	121	111	93	63		
		大学・大学院卒		166	162	155	142	120	81		
	80-84生まれ	中学校卒			14	14	13	13	12	10	
		高等学校卒			161	158	154	147	135	114	
		高専・短大卒			102	100	97	93	85	72	
		大学・大学院卒			147	145	141	134	124	104	

出所) 筆者計算

IV. 年金制度改正案の検討

年金給付額を増額する年金制度の改正方法で実効可能な手番はほとんどない。そもそも、2004年改正で2017年4月以降の保険料の引き上げは不可能であるし(2017年4月以降の厚生年金保険の保険料率は18.3%、国民年金の保険料は16,900円)、また、そのように保険料(率)を固定するために導入されたのがマクロ経済スライドである。マクロ経済スライドはデフレ期には働かなかつたが、今後はデフレにも対応するように運用が改められる。すなわち、若年層の負担を考慮して保険料を固定したので、年金制度自体で年金給付額を増額するのは難しいことになっている。

Ⅲで見たように、複合型サービスの利用であれば、今回の試算範囲の夫婦世帯の収支も黒字であった。複合型サービスは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護と看護の一体的なサービスを提

供するものである（2012年の介護報酬改定から出てきた新しいサービスで、地域包括ケアの理念に沿っているサービス）。この複合型サービスを利用するには「通い」や「訪問」とあるように、利用者の住居の確保（持ち家でも賃貸でもかまわない）が前提となる。

Ⅲで実施したプロジェクトでは、収支には住居費を織り込んでいない（基礎的消費は支出弾力性が1を超えない必要があり、住居費は選択的消費である）。我が国では長年、住居に関する事項は社会保障の領域ではなく（自治体の公営住宅による低所得者対策は古くから存在する）、ほぼ個人に任せられていた。また、年金支給額も住居費まで賄うものとは想定されてはいなかった（吉原 1987）。もちろん、国もサービス付き高齢者住宅の整備等に力を入れているが、これとて一定程度の入居費はかかる。また、持ち家がある者も、その維持費（修繕費だけではなく、固定資産税もかかる）は一定程度かかってくる。

表5 複合型サービスを利用した場合の試算年金受給額と基礎的消費の差
(月額, 円)

		①70-74年 生まれ	②75-79年 生まれ	③80-84年 生まれ	②÷①	③÷②	③÷①
2号被保険者 同士の夫婦	夫婦1	83,850	71,610	45,090	85.4%	63.0%	53.8%
	夫婦2	86,300	73,990	49,660	85.7%	67.1%	57.5%
	夫婦3	87,030	74,700	50,170	85.8%	67.2%	57.6%
	夫婦4	98,170	85,790	60,900	87.4%	71.0%	62.0%
妻3号の夫婦	夫婦5	60,280	48,430	23,300	80.3%	48.1%	38.7%
	夫婦6	63,500	51,650	29,290	81.3%	56.7%	46.1%
	夫婦7	63,550	51,700	29,320	81.4%	56.7%	46.1%
	夫婦8	65,250	53,400	31,040	81.8%	58.1%	47.6%

出所) 筆者計算

注) 夫婦世帯1 (夫: 中学校卒, 妻: 2号), 夫婦世帯2 (夫: 高等学校卒, 妻: 2号), 夫婦世帯3 (夫: 高専・短大卒, 妻: 2号), 夫婦世帯4 (夫: 大学・大学院卒, 妻: 2号), 夫婦世帯5 (夫: 中学校卒, 妻: 3号), 夫婦世帯6 (夫: 高等学校卒, 妻: 3号), 夫婦世帯7 (夫: 高専・短大卒, 妻: 3号), 夫婦世帯8 (夫: 大学・大学院卒, 妻: 3号)

では、複合型サービスを利用した場合、各世帯は年金受給額にいくらの余裕があるのだろうか。そして、この余裕で住居費を賄えるのであろうか。それには、まず、余裕を試算する必要がある。この余裕金額の計算は、表3の複合型サービスの試算年金受給額と基礎的消費の差を求めてやれば良い（試算年金受給額と基礎的消費の差がゼロになるまで支出を増やし、ゼロになった時の支出が、複合型サービスを利用したときの家計の“余裕”にあたる）。この結果は表5に示してある。

複合型サービスを利用した場合、70～74年生まれの第2号被保険者同士の夫婦世帯は8万円（夫が大学・大学院卒の場合は9万円を超える）を超える余裕がある。しかし、75～79年生まれになると、その水準は70～74年生まれと比べて85～87%程度になり、80～84年生まれになると54～62%程度に低下する。もっとも、この余裕の低下度合いが大きいのは第3号被保険者の夫婦世帯で、70～74年生まれこそ6万円を超える余裕があったが、75～79年生まれになると、その水準は70～74年生まれと比べて48～58%程度になり、80～84年

生まれになると38～47%程度にまで低下する（基礎年金の代替率の低下の影響）。こう見ると、さしあたり、第3号被保険者の低年金化が問題となって来ることになる。

縮小傾向にはあるが、わが国の男女間賃金格差は大きかったので、女性の老後生計費の確保のためには様々な施策が試みられてきた（もっとも、賃金格差を背景に婚姻のあり方や今日の税制等も成立しているという見方もできるのではあるが）。1985年改正による第3号被保険者制度の導入は専業主婦の基礎年金の受給権を確保し、2004年の年金制度改正で離別後の年金分割の制度も導入されている。

それ以前にも、1994年改正では、育児に対する支援策として、育児休業法に規定する育児休業制度を利用する者を対象として、育児休業を取得した期間について、通常この間賃金がなくなることから、厚生年金保険料の被保険者本人負担分を免除し、当該保険料免除期間について、育児休業直前の標準報酬に基づいて年金額を算定する、という配慮措置が講じられた。本来、賃金に応じた給付を行うことが報酬比例年金の原則であるが、育児支援の観点から、実態上賃金がない育児休業期間について、特例的に年金給付において配慮を加えたものである。2000年改正では、当該育児休業期間中の厚生年金保険料の事業主負担分についても免除措置がとられることとなった。また、年金機能強化法による改正後、短時間労働者（多くは女性）のうち25万人ほどが、2016年10月から新たに厚生年金保険の適用を受けることになった（①週20時間以上、②月額8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上という条件付きの結果）。このように、女性の年金制度の充実は、遅まきながらでも図られてきてはいる。ただし、第1号被保険者や第3号被保険者が第2号被保険者化するという厚生年金保険の適用拡大があったとしても、適用拡大の効果を賄うためにマクロ経済スライドによる年金給付削減が行われるのであれば、果たして厚生年金保険の適用拡大の意味があるのだろうかという疑問が湧いてくる（財政検証のオプション試算II-①：220万人拡大では基礎年金と報酬比例年金の代替率に変化はないので、今回の25万人増程度では代替率に与える影響はほとんどないのが実態である）。

これに対して、永瀬（2015）では基礎年金の低下分を育児経験のある女性の年金を増額する改正案を考察している。永瀬（2015）のアイディアは、年金の給付算定方法をアメリカのOASDIと同様なバンドポイント方式に改め、低所得者に手厚い給付を行い、ついで、子育て経験のある女性には付加的な年金を付けるというものであった。たしかに、低所得者対策としてバンドポイント方式は有効であるが、専業主婦をはじめとした無業の者の取り扱いや、“子育て”をした女性の優遇措置となるという批判がありうるように思われる。

V. 終わりに

図1より、2040年以降に年金を受給する夫婦世帯は特養サービスを受ける場合にかかなりの程度の資産の取り崩しが必要である。一方、住居の確保は必要であるが、複合型サービスを利用するのであれば、安定した老後は送れそうである。一方、複合型サービスを受けた場合、試算年金受給額と基礎的消費の差がゼロになるまで支出を増やし、ゼロになった

時の支出が複合型サービスを利用したときを家計の“余裕”と定義すると、その余裕は、やはり、2040年以降の第3号被保険者では小さくなることが分かった。基礎年金部分の代替率の低下の影響は大きいものと考えられる。

2004年改正で、年金制度での年金受給額を増額改定することは不可能になっている。もちろん、年金機能強化法による厚生年金保険の適用拡大は成されたが、効果は限定的である。残される改革としては、例えば年金支給開始年齢の引き上げである。仮に、支給開始年齢を要介護状態になったとき（10年程度の引き上げになる）とできるのであれば、月の年金支給額は相当程度増加できることになる。この計算は、今後の課題としたい。

参考文献

- 伊藤純（2011）「高齢者世帯の家計収支構造と生活の社会化に伴う「新家計支出」の発生状況」、『學苑』Vol.844, pp.60-74, 昭和女子大学。
- 伊藤セツ（1990）『経済学叢書 15 家庭経済学』, 有斐閣。
- 厚生労働省（2015）『平成26年財政検証結果レポート — 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—』
- 永瀬伸子（2015）「パートへの厚生年金の適用拡大について一年金の財政検証と適用拡大オプション試算から—」, 『年金と経済』, Vol.34, No.1
- 山本克也（2014）「2025年までの年金・賃金収入の家計維持能力」, 『生活経済学研究』Vol.39, pp.27-40
- （2016a）「現行社会保障制度に基づく非正規労働者の老後生計費問題：予備的考察」, 『社会保障研究』, Vol.1, No.2, pp.446-460, 2016
- （2016b）「団塊ジュニアの老後生計費の考察」, 『年金と経済』, Vol.35, No.3, pp.34-42, 2016
- 吉原健二（1987）『新年金法 61 年金改革・解説と資料』全国社会保険協会連合会

Examination of the Pension Policy Reform Bill using the 5th National Family Survey of Japan

Katsuya YAMAMOTO

In this study, we calculate the '70-'74 born cohort's, '75-'79 born cohort's and '80-'84 born cohort's amount of pension and observe the each of the cohorts' balance of household expenses, especially the value of the amount of pension minus the amount of basic consumption. Broadly speaking, the couple who receive the pension benefit after 2040 must demolish their substantial property for the old age living expense, when they will use the service of special elderly nursing home.

On the contrary, as the combined services will be created that integrate and provide multiple in-home and community-base services is a kind of in-home service, the No.2 insured couple must keep the housing for taking the combined services, if such couple can use the combined services, their amount of pension is enough for their living expense. Moreover, as the No.3 insured couple receives the bigger the rate of decline of the basic pension than No.2 insured couple, if No.3 insured couple use the combined services, they have very little to live on. After the 2004 pension reform, it is impossible to increase the amount of pension, we must think about different means to increase the amount of income of the low pensioner.

特集：『第5回全国家庭動向調査(2013年)』の個票データを利用した実証的研究(その3)

夫の家事や育児の遂行頻度は高まったのか？

— 3歳以下の子を持つ常勤の夫に関する分析 —

西岡八郎¹⁾・山内昌和²⁾

本稿は、全国家庭動向調査の第2回調査(1998年実施)から第5回調査(2013年実施)の個票データを利用し、夫の家事や育児の遂行頻度に変化があったのかどうかを検討するものである。分析の対象は、全国家庭動向調査の回答者である妻のうち、夫が常勤で3歳以下の子を持つケースである。

分析の結果、以下の点が明らかになった。1点目は、夫の家事と育児の遂行頻度には明確な差があり、平均して家事の遂行頻度が週末に限られる水準であるのに対して、育児は週末、平日を問わず遂行される水準にある。2点目は、夫の家事の遂行頻度が1998年以降少しずつ増えていたのに対して、育児の遂行頻度にはそのような傾向は認められなかった。3点目は、夫の家事と育児の遂行頻度は、いずれも夫の週労働時間が長い場合や帰宅時間が遅い場合に低下する傾向がみられた。4点目は、夫の家事の遂行頻度が夫婦に関連する様々な属性に影響を受けているのに対し、育児の遂行頻度は夫の週労働時間と帰宅時間に大きな影響を受けていた。以上を踏まえて、最後に、男性の働き方を見直す政策の必要性についても提言した。

I. はじめに

日本では、他国に比べて夫³⁾の家事や育児の遂行頻度が低い。例えば、末子が6歳以下で夫と妻のいずれもが有業者である場合の「家事と家族のケア」に費やす1日当たりの平均時間を日本と欧米⁴⁾の計10カ国で比較すると、日本の夫が1時間15分と最も短いのに対して、妻は5時間31分で10カ国中2番目に長い時間となっている(総務省 2012, pp. 79)。

その一方で、日本でも女性の社会進出は進んでいる。総務省「就業構造基本調査」によれば、15~64歳女性の有業率は1987年の54.2%から2012年には63.1%となっており、30~49歳有配偶女性の有業率も同期間に59.2%から64.2%に上昇している。また、内閣府の意識調査で女性が職業を持つことについて尋ねた結果をみると、「子どもができて、ずっ

1) 早稲田大学人間総合研究センター

2) 早稲田大学教育・総合科学学術院

3) 有配偶男性の家事と育児に関心を持つ本稿では、特段の理由がない限り、有配偶の男性とその配偶者を夫や妻と表記する。

4) 比較の対象となった欧米諸国は、アメリカ、ベルギー、ドイツ、フランス、ハンガリー、フィンランド、スウェーデン、イギリス、ノルウェーである。

と職業を続ける方がよい」の割合は1992年の23.4%から2014年の44.8%に上昇しているのに対し、「女性は職業を持たない方がよい」、「結婚するまでは職業を持つ方がよい」、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」を合計した割合は同期間に29.5%から19.7%に低下している（内閣府政府広報室 2014, pp.4）。

政府は、こうした状況に対して一定の対策をとってきた。1999年には「家庭生活における活動と他の活動の両立」に関する条文⁵⁾を含む男女共同参画社会基本法が施行された。その後、同法に基づいて男女共同参画社会基本計画が策定され、啓発活動を含めて様々な取り組みがなされている。また、政府だけでなく、民間企業やNPO法人の中には、夫の家事や育児を促すような活動を行う例もみられるようになった。

では、こうした取り組みは、夫の家事や育児の遂行頻度に変化をもたらしたのだろうか。総務省「社会生活基本調査」の結果によると、夫婦と子供の世帯で有業の30～39歳の夫の1日当たりの家事と育児を合計した時間は1986年の13分から2011年の42分が増えたものの、妻のそれは4時間15分から4時間46分となっており、夫と妻の間で圧倒的な差がみられる状況は変わっていない。また、全国家庭動向調査によれば、有配偶の男性の家事や育児の遂行頻度は僅かに増えているが、依然として妻が家事や育児のほとんどを担っている（国立社会保障・人口問題研究所 2015a）。したがって現状では、家事と育児の分担をめぐる夫と妻の関係に大きな変化は生じていないことになる。

ただしこれら2つの結果は、夫の家事や育児の遂行頻度自体には変化の兆しがみられることを示唆してもいる。そうだとすれば、夫の家事や育児の遂行頻度に変化がみられることを積極的に評価し、今後のさらなる改善に向けた政策的課題を明らかにしておくことが有用であろう。なぜなら、夫の家事や育児の遂行頻度が妻の夫婦関係満足度や追加出生意欲、家庭と仕事の役割葛藤を左右することなどから（例えば末盛・石原 1998, 木下 2004, 西岡・星 2011, 福田 2011, 内田・斐 2016）、夫が家庭内でも一定の役割を担うことが、夫婦の関係性を良好なものとするのみならず、有配偶女性が子を持つことに消極的になったり未婚女性が結婚することを躊躇したりすることのない社会の形成を促すと考えられるからである。

そこで本稿では、全国家庭動向調査の第2回調査（1998年実施）から第5回調査（2013年実施）の結果を利用し、夫の家事や育児の遂行頻度に変化があったのかどうかを検討する。検討するにあたり、全国家庭動向調査の回答者である妻のうち、夫が常勤で3歳以下の子を持つケースに限定する。夫が常勤のケースに限定したのは、非常勤や自営業、無業のケースが少なく十分な検討ができないためである。また、3歳以下の子を持つケースに限定したのは、全国家庭動向調査で把握できる夫の育児の遂行頻度のうち、3歳までの子どもの育児に限定された調査項目を利用するためである。

5) 同法の第6条に、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。」と記されている。

なお、全国家庭動向調査の回答者は妻であり、夫の家事と育児の遂行頻度についても妻が回答したものである。したがって、本稿が対象とする夫の家事と育児の遂行頻度は、妻の評価が織り込まれたものとなる⁶⁾。

以下、Ⅱで既存研究を整理し、Ⅲで全国家庭動向調査の概要や本稿で用いる変数と分析方法を整理する。Ⅳで分析結果を整理し、続くⅤで結果を踏まえた考察を行い、最後のⅥで全体をまとめる。

Ⅱ. 既存研究

日本における夫の家事や育児の遂行頻度に関する量的データを用いた研究は、1990年代以降に全国調査のデータが利用可能になったこともあり⁷⁾、多くの研究成果が公表されてきた。このうち夫の家事の遂行頻度を分析したのが松田(2004)、石井クンツ(2004)、岩間(2008)、筒井(2011)、水落(2012)、乾(2016)、夫の育児の遂行頻度を分析したのが永井(2004)、水落(2006)、松田(2016)、夫の家事と育児の両方の遂行頻度を分析したのが稲葉(1998)、Nishioka(1998)、津谷(2002)、白波瀬(2005)、松田(2006)、中川(2010)⁸⁾などである。以下では本稿と同様に、夫の家事と育児の両方の遂行頻度を分析した研究を中心に整理する。

既存研究では、夫の家事や育児の遂行頻度が妻に比べて圧倒的に少ないこと、夫の家事と育児の遂行頻度を比べると後者の方が高い傾向にあることを踏まえた上で、夫の家事と育児の遂行頻度を規定する要因の検討が行われてきた。規定要因として取り上げられたのは、欧米での研究成果を踏まえた以下の6つの仮説である⁹⁾。

1つ目は時間制約に関する仮説であり、時間の制約が大きい場合には夫の家事や育児の遂行頻度は低下するというものである。これまで時間制約に関する変数として取り上げられてきたのは夫の労働時間や帰宅時間などであり、夫の労働時間が長い場合に夫の家事や育児の遂行頻度は低くなる(白波瀬 2005, 松田 2006)、あるいは夫の帰宅時間が遅い場合には夫の家事や育児の遂行頻度は低くなる(Nishioka 1998, 中川 2010)といった結果が得られている。

2つ目は家事や育児の必要度に関する仮説であり、必要度が高い場合に夫の家事や育児の遂行頻度が高まるというものである。これまで家事や育児の必要度に関する変数として

6) 家事と育児の遂行頻度に対する自身の評価と配偶者からの評価とは必ずしも一致しない。本稿が利用する全国家庭動向調査と類似の質問の仕方では夫の家事の遂行頻度を調査した全国家族調査(NFRJ98)の結果によれば、夫が回答したケースと妻が回答したケースでは、前者の方が後者よりも夫の家事の遂行頻度が高くなるが、その差は僅かであるという(松田 2004, pp.181)。なお、質問の仕方が異なる1995年の社会階層と社会移動全国調査(SSM調査)では、夫の回答よりも妻の回答の方が夫の家事の遂行頻度を高く評価していた(稲葉 1998, pp.468-469)。

7) 全国調査が利用できる以前のもものでは、北海道札幌市のデータを用いた永井(1992)、愛媛県松山市のデータを用いた品田(1996)、東京都調布市と長野県長野市のデータを用いた永井(1999a)などがある。また、家計経済研究所が実施した首都圏居住者に対するパネル調査のデータを利用した成果もある(永井 1999b)。

8) 全国調査を利用したものではないが、最近のものであるため取り上げる。

9) 論者によって仮説の整理の仕方に多少の違いがみられる。

取り上げられてきたのは、妻の従業上の地位、妻の労働時間、妻の帰宅時間、末子年齢、子どもの数などである。例えば、妻が働いていたり労働時間が長い場合には夫の家事や育児の遂行頻度は高まる（松田 2006, 中川 2010）、あるいは幼い子を持つ場合に夫の家事や育児の遂行頻度が高まる（Nishioka 1998, 津谷 2002, 白波瀬 2005, 松田 2006など）といった結果が得られている。一方、子ども数についての影響はほとんど検討されていないが、夫の育児の遂行頻度に関する分析において、子ども数が増えると夫の育児の遂行頻度が低くなるという研究結果もある（永井 1999a）。

3つ目は夫婦の勢力関係に関する仮説であり、夫の勢力が妻より上位にある場合に夫の家事や育児の遂行頻度は低下するというものである。これまで夫婦の勢力関係の変数として取り上げられてきたのは、夫婦の収入差や年齢差、学歴差などである。このうち多くの研究が注目してきたのは夫婦の収入差であり、夫の収入が妻のそれを大きく上回る場合でも夫の家事や育児の遂行頻度に影響はみられないことを明らかにしてきた。一方、夫婦の勢力関係の変数として夫婦の年齢差や学歴差を用いた研究は少なく、中川（2010）は夫と妻の年齢差が夫の家事や育児の遂行頻度に直接的な影響を及ぼさないことを示したが、夫の家事の遂行頻度について検討した水落（2012）によれば、夫の学歴が妻より上位にある場合には夫の家事の遂行頻度は低下する。

4点目は代替的資源に関する仮説であり、夫や妻に替わって家事や育児を遂行する資源を有する場合には夫の家事や育児の遂行頻度は低下するというものである。これまで代替的資源に関する変数として取り上げられてきたのは親との同居・非同居である。既存研究によれば、親ないし母親と同居する場合に夫の家事の遂行頻度が低下する傾向は共通に認められるが、夫の育児の遂行頻度に関しては低下するという結果（白波瀬 2005）と特段の影響はみられないとする結果（Nishioka 1998, 津谷 2002, 松田 2006）の両方がある。

5点目は夫の社会経済的地位に関する仮説であり、社会経済的地位が上位の場合に夫の家事や育児の遂行頻度が高まるというものである。これまで夫の社会経済的地位に関する変数として取り上げられてきたのは、夫の学歴や職種、年収などである。既存研究によれば、夫の家事や育児の遂行頻度に対して社会経済的地位の影響はみられないという結果がほとんどであり、影響が認められる場合でも断片的なものにとどまっている。例えば Nishioka（1998）は、夫の職業がホワイトカラーの場合に育児の遂行頻度が高まる傾向がみられたが、家事の遂行頻度に対する影響はみられず、学歴の影響は家事と育児の遂行頻度のいずれにも認められないことを示した。

6点目が意識に関する仮説であり、性別役割分業について肯定的な意識を有する場合に夫の家事や育児の遂行頻度が低下するというものである。これまで意識に関する変数として取り上げられてきたのは、「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」のような性別役割分業に対する賛否といったものである。既存研究によれば、意識の影響についての結果は多様であり、家事の遂行頻度だけに影響して育児のそれには影響しないとの研究（稲葉 1998, Nishioka 1998）や、家事と育児のいずれの遂行頻度にも影響しないとの研究（白波瀬 2005）、妻の家庭責任意識は夫の家事と育児の遂行頻度に影響するとい

う研究（中川 2010）などがある。

このように、既存研究では様々な仮説が検討されてきた。しかしながら、それぞれの仮説の妥当性については、規定要因として明確な傾向を示すものもあれば、はっきりした傾向を示さないもの、十分に検討されていないものがある。こうした背景には、分析対象の違いや、分析に投入する変数の種類や構成の違い、同じ変数でも連続変数にするかカテゴリ変数にするかの違いといったことが無視できない影響を及ぼしていると考えられる。

また、多くの研究が一時点のデータを分析したものであり、時系列変化の分析は不十分である。その中で松田（2006）は1998年と2003年に実施されたNFRJ（全国家族調査）のデータを用いて夫の家事と育児の遂行頻度を検討したが、両者の遂行頻度が時系列で変化したのかどうかについて十分な検討がなされたわけではない。この点は、1998年、2003年、2008年の3時点のNFRJのデータを用いて夫の育児の遂行頻度を分析した松田（2016）や夫の家事の遂行頻度を分析した乾（2016）も同様である。それに対して、水落（2012）は2000年、2001年、2002年、2003年、2005年に実施されたJGSS（日本版総合社会調査）のデータを用いて夫の家事の遂行頻度の規定要因の検討に際して、調査実施年の影響についても検討し、夫の家事の遂行頻度には経年変化がみられないことを指摘した。ただし同研究は、夫の育児の遂行頻度の検討は行っていない。

以上を踏まえ、3歳以下の子を持つ常勤の夫の家事と育児の遂行頻度を分析するにあたり、本稿では6つの仮説と時系列変化を考慮した検討を行うこととする。

Ⅲ. 方法

1. 全国家庭動向調査の概要

全国家庭動向調査は、家庭内における出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭機能の実態とその変化を捉えることを目的として、国立社会保障・人口問題研究所が5年おきに実施する反復横断調査である。1993年に第1回調査が実施され、2017年時点で最新のものは2013年の第5回調査である（厚生省人口問題研究所 1995, 国立社会保障・人口問題研究所 2000, 2007, 2011a, 2015a）。

同調査は、全国の国勢調査区から層化無作為抽出された厚生労働省「国民生活基礎調査」のための調査区から、さらに抽出された300調査区¹⁰⁾に居住する世帯を対象として実施された。調査票への回答は、1993年の第1回調査から2003年の第3回調査までは有配偶女性（同一世帯に複数いる場合は該当者全員）、2008年の第4回調査と2013年の第5回調査は世帯内におけるもっとも若い世代の結婚経験のある女性が行うことになっており、当該女性がいなかった世帯の場合は世帯主が回答する¹¹⁾。これまでの有効回収率¹²⁾は、第1回調査から

10) 第1回調査では238調査区であった。

11) 第4回調査と第5回調査では死離別女性の回答も集計し、公表している（国立社会保障人口問題研究所 2011b, 2015b）。

12) 調査票の配布数に対する有効回収数の割合のことである。なお、調査目的や配布、回収の概略は山内（2012a, 2012b）、山内・菅・菊池（2016）に詳しい。

第5回調査にかけて80.6%、87.7%、76.9%、76.7%、78.4%と推移した。

全国家庭動向調査の調査内容は、第1回調査から第5回調査にかけて変化している点も少なくない¹³⁾。本稿が利用するのは第2回調査から第5回調査までの4回分の個票データである。本稿が第1回調査の個票データを利用しなかったのは、調査の対象となった国勢調査区数が少なかったことと、本稿で利用する変数の比較可能性¹⁴⁾を考慮したためである。

2. 分析に用いる変数

(1) 夫の家事の遂行頻度に関する変数

夫の家事の遂行頻度については、調査票で6項目（「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「部屋の掃除」、「風呂洗い」、「洗濯」、「炊事・食後の片付け」）の頻度をそれぞれ尋ねた結果を週あたりの日数に得点化して利用する。具体的には、項目別に「毎日・毎回する」を7、「週3～4回程度する」を3.5、「週1～2回程度する」を1.5、「月1～2回程度する」を0.375、「まったくしない」を0とし、6項目の値を合計する。以下では、この合成変数を家事の遂行頻度を表すものとする。なお、2003年の第3回調査以降は「炊事」と「食後の片付け」を別の項目として遂行頻度を尋ねているが、いずれかの遂行頻度の多い方を「炊事・食後の片付け」の値とした。

(2) 夫の育児の遂行頻度に関する変数

夫の育児の遂行頻度については、調査票で6項目（「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「泣いた子をあやす」、「おむつを替える」）の頻度をそれぞれ尋ねた結果を週あたりの日数に得点化して利用する。具体的には、項目別に「毎日・毎回する」を7、「週3～4回程度する」を3.5、「週1～2回程度する」を1.5、「月1～2回程度する」を0.375、「まったくしない」を0とし、6項目の値を合計する。以下では、この合成変数を育児の遂行頻度を表すものとする。

(3) 説明変数

本稿では規定要因として、時間制約、家事や育児の必要度、夫婦の勢力関係、代替的資源、社会経済的地位、意識の各仮説と、時点に関する変数を分析に用いる。詳細は下記の通りである。

時間制約の仮説に関しては、他の変数に比べて政策などの社会制度に左右される面が大きいものであり、本稿では夫の週労働時間、夫の帰宅時間の変数を取り上げる。夫の週労働時間の変数は、40時間以上50時間未満、50時間以上60時間未満、60時間以上70時間未満、70時間以上の4つのカテゴリから成る。夫の週労働時間が40時間未満のケースについては、本稿で対象となる夫が常勤の場合には該当するケースが少ないため、分析から除いた。夫の帰宅時間の変数は15時～19時台、20時～21時台、22時～1時台の3つのカテゴリから成

13) 調査票は国立社会保障・人口問題研究所のHP (<http://www.ipss.go.jp/tosho/questionnaire.html>) で閲覧できる

14) 例えば、第1回調査では夫の週平均労働時間を調査していない。

るものとし、それ以外の2時～14時台のケースについては数が少ないことや非定型的な就業パターンであると考えられるために除いた。

家事や育児の必要度の仮説に関する変数としては、妻の従業上の地位、子ども数を取り上げる。妻の従業上の地位の変数は、常勤、パート、無業の3つのカテゴリから成る。このうちの無業には学生も含まれるが、自営業や家族従業についてはケースが少ないため除いた。子ども数の変数は1人、2人、3人以上の3つのカテゴリから成る。

夫婦の勢力関係の仮説に関する変数としては、夫婦の学歴差を取り上げる。この変数は、夫が妻よりも上位、夫と妻が同じ、妻が夫よりも上位の3つのカテゴリから成る。

代替的資源の仮説に関する変数としては、母親との同居・非同居の変数を取り上げる。この変数は、同居と非同居の2つのカテゴリから成る。

社会経済的地位の仮説に関する変数としては、夫の学歴と夫の所得を取り上げる。夫の学歴の変数は、中高卒、専門・高専・短大、大学・大学院の3つのカテゴリから成る。夫の所得の変数は、300万円未満、300万円以上500万円未満、500万円以上の3つのカテゴリから成る。

意識の仮説に関する変数としては、夫の家事育児に対する妻の意識を取り上げる。この変数は、「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」に対する考え方への賛否を尋ねた回答のうち、「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」を賛成、「どちらかといえば反対」と「まったく反対」を反対とする2つのカテゴリから成る。なお、既存研究では「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」に対する考え方への賛否を用いることが多いが、本研究では家事と育児の分担に関するより直接的な考え方への賛否を利用することにした。

時点に関する変数としては、調査実施年を取り上げる。この変数は、1998年、2003年、2008年、2013年の4つのカテゴリから成る。

この他に、統制変数として夫の年齢と居住地を取り上げる。夫の年齢の変数は、29歳以下、30～34歳、35～39歳、40歳以上の4つ、居住地の変数は大都市地域と非大都市地域の2つのカテゴリ¹⁵⁾から成る。

3. 分析の考え方

本稿の分析対象は、繰り返しになるが、全国家庭動向調査の回答者である妻のうち、夫が常勤で3歳以下の子を持つケースである。ただし、前項で述べた変数の条件に合致しないケースや、分析で用いる変数に欠損があるケースを除いた。したがって、本稿の分析対象のケース数は1,398である。

分析では、夫の家事および育児の遂行頻度を被説明変数とし、上述の説明変数を用いて回帰分析を行う。回帰分析については、既存研究に倣い、家事の遂行頻度はトービット回帰、育児の遂行頻度は重回帰による分析である。

15) 大都市地域としたのは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県であり、それ以外の道県を非大都市地域とした。

なお、分析結果は統計ソフトウェア R3.1.3を使用して算出した。

IV. 分析結果

1. 項目別にみた夫の家事と育児の遂行頻度

項目別に夫の家事と育児の遂行頻度を整理したのが図1である。同図には、得点化した遂行頻度の平均値と、調査実施年別の分布に差があるかどうかについてのカイ二乗検定の結果を併せて示している。

家事のうち遂行頻度の平均値が高いのは「ゴミ出し」の2.61であり、次いで「炊事・食後の片付け」の1.31、「風呂洗い」の1.25、「日常の買い物」の0.89、「洗濯」の0.67、「部屋の掃除」0.45と続く。家事項目の中には毎日行う必要のないものも含まれるが、「洗濯」のように、3歳未満の子どものいる場合には高頻度になると考えられる家事項目でも夫の遂行頻度は低い。また、比較的遂行頻度の高い家事項目であっても、「まったくしない」の割合が3割程度を占めており、遂行頻度の個人差は大きい。

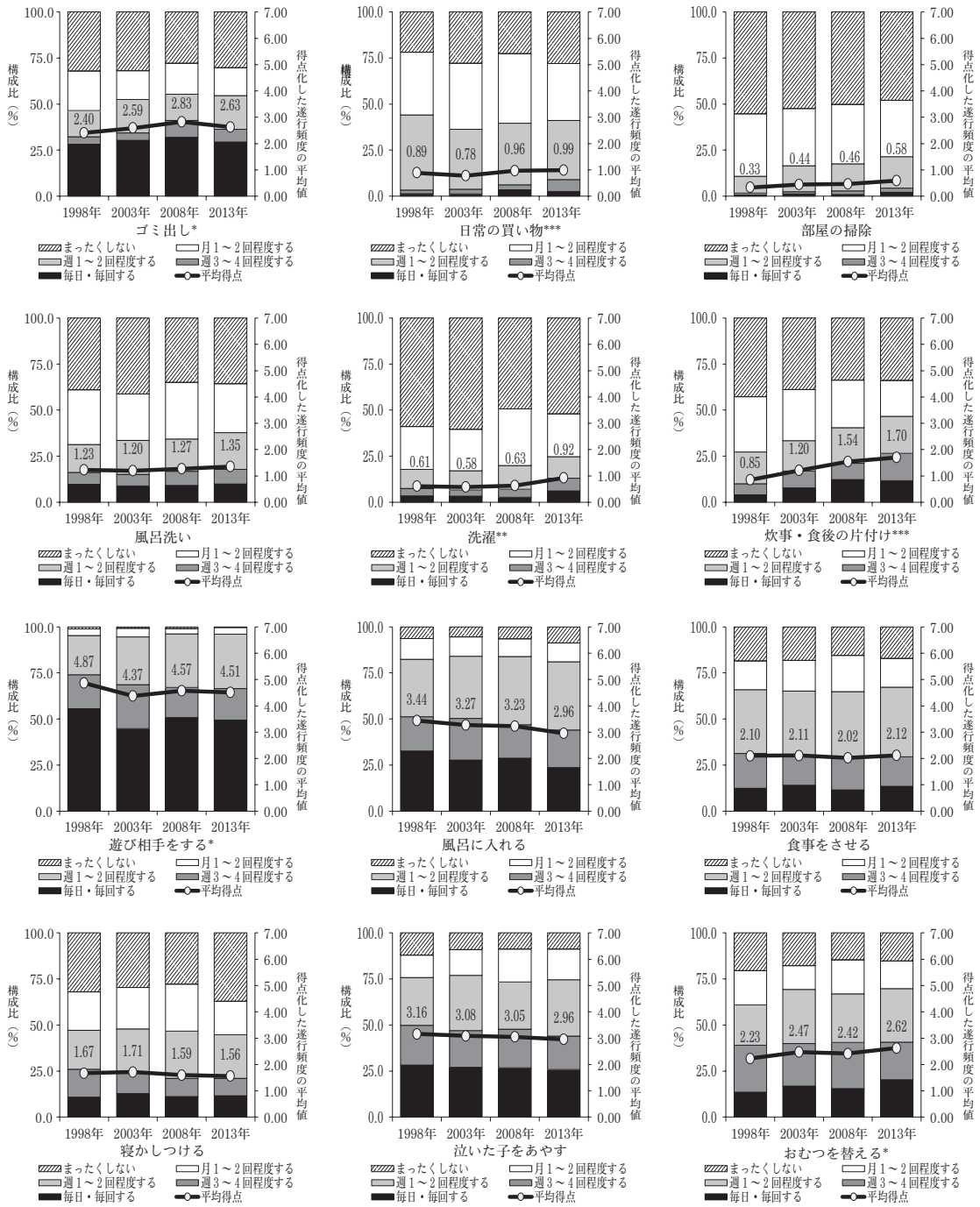
時系列でみると、比較的明瞭な変化がみられたのは「炊事・食後の片付け」であり、1998年の第2回調査では「まったくしない」が47.1%、「毎日・毎回する」と「週3～4回程度する」の合計が10.5%であったのに対し、2013年の第5回調査ではそれぞれ30.7%、25.9%となっている。その結果、平均得点は0.85から1.70へ上昇し、カイ二乗検定でも統計的に有意である。この他の項目でも最近の平均得点の方が高い値を示すように見えるものが多いが、カイ二乗検定で統計的に有意となったのは「ゴミ出し」と「日常の買い物」と「洗濯」であった。

他方、育児のうち遂行頻度の平均値が高いのは「遊び相手をする」の4.55であり、「風呂に入れる」の3.24、「泣いた子をあやす」の3.07、「おむつを替える」の2.44、「食事をさせる」の2.09、「寝かしつける」の1.64と続く。これらの育児項目は、いずれもほぼ毎日行われると考えられるものであるが、平均値でみる限り、夫の遂行頻度は上述の家事項目に比べて総じて高い。ただし、いずれの育児項目をみても、家事項目同様、遂行頻度の個人差は大きい。

時系列でみると、増加傾向がみられるものは「おむつを替える」であり、1998年の第2回調査では「まったくしない」が20.5%、「毎日・毎回する」と「週3～4回程度する」の合計が60.9%であったのに対し、2013年の第5回調査ではそれぞれ15.3%、69.8%となっている。その結果、平均得点は2.23から2.62へ上昇し、カイ二乗検定でも統計的に有意である。ただし、この他の項目ではどちらかといえば最近の遂行頻度の方が低い値を示すように見受けられるものの、カイ二乗検定で統計的に有意となったのは「遊び相手をする」のみである。

これら項目別の遂行頻度と合成変数としての家事の遂行頻度ならびに育児の遂行頻度との相関係数を示したのが表1である。合成変数としての家事の遂行頻度と家事項目別のそれとの相関係数は0.6前後、合成変数としての育児の遂行頻度と育児項目別のそれとの相

図1 項目別にみた家事と育児の遂行頻度の推移



注1) 得点化した遂行頻度の平均値は毎日・毎回するを7、週3～4回程度するを3.5、週1～2回程度するを1.5、月1～2回程度するを0.375、まったくしないを0として算出したもので、週あたりに遂行する日数に相当する。

注2) 家事と育児の項目名に記した記号は、調査実施年別の遂行頻度の分布に違いがあるかどうかについてのカイ二乗検定の結果を示したものである。具体的には、p値が0.01未満の場合は***、0.01以上0.05未満の場合は**、0.5以上0.1未満の場合は*、それ以外は無印とした。

表1 項目別の家事・育児の遂行頻度と合成変数化した家事・育児の遂行頻度との相関係数

	家事の項目						育児の項目					
	ゴミ出し	日常の買い物	部屋の掃除	風呂洗い	洗濯	炊事・食後の片付け	遊び相手をする	風呂に入れる	食事をさせる	寝かすつける	泣いた子をあやす	おむつを替える
家事の遂行頻度	0.70	0.50	0.57	0.63	0.65	0.67	0.24	0.28	0.29	0.28	0.29	0.43
育児の遂行頻度	0.22	0.26	0.26	0.25	0.28	0.31	0.72	0.71	0.75	0.72	0.82	0.73

相関係数は0.7前後であるのに対し、合成変数としての家事の遂行頻度と育児項目別の遂行頻度や、合成変数としての育児の遂行頻度と家事項目別の遂行頻度との相関係数は0.3前後である。また、同表には示していないが合成変数としての家事の遂行頻度と育児のそれとの相関係数は0.40であった。

このように合成変数としての家事の遂行頻度と家事項目の遂行頻度、合成変数としての育児の遂行頻度と育児項目の遂行頻度との間にはそれぞれ一定の関連があることがわかる。参考までに、クロンバックのアルファ係数を算出すると、家事の6項目では0.647、育児の6項目では0.836であった。

合成変数としての家事の遂行頻度と育児の遂行頻度の分布は、前者の中央値が5.33、平均値が7.18、標準偏差が6.92に対して、後者はそれぞれ15.00、17.03、10.82であり、いずれも標準偏差が大きい。したがって、家事の遂行頻度は総じて低く、高い値を示すのは少ないのに対し、育児の遂行頻度は高い場合と低い場合が混在した分布といえよう。

2. 夫の家事と育児の遂行頻度に関する多変量解析

表2に回帰分析で用いた変数のケース数、各変数の家事および育児の遂行頻度の平均値を示し、表3に変数別に家事および育児の遂行頻度の平均値に差があるかどうかに関する一元配置の分散分析の結果のp値を示した。

家事の遂行頻度からみていこう。一元配置の分散分析の結果でp値が0.1未満となる変数は、夫の週労働時間、夫の帰宅時間、妻の従業上の地位、子ども数、夫婦の学歴差、母親との同居・非同居、夫の家事育児に対する妻の意識、調査実施年であった。これらの変数について家事の遂行頻度が低いのは、夫の週労働時間が長い場合、夫の帰宅時間が遅い場合、妻の従業上の地位がパートや無業の場合、子ども数が多い場合、夫の学歴が妻を上回る場合、母親と別居の場合、妻の意識が反対の場合、調査実施年が古い場合である。

育児の遂行頻度に関して一元配置の分散分析の結果でp値が0.1未満となる変数は、夫の週労働時間、夫の帰宅時間、妻の従業上の地位、子ども数、夫婦の学歴差、夫の学歴、夫の所得、夫の家事育児に対する妻の意識、夫の年齢、居住地であった。これらの変数について育児の遂行頻度が低いのは、夫の週労働時間が長い場合、夫の帰宅時間が遅い場合、妻の従業上の地位がパートや無業の場合、子ども数が多い場合、夫の学歴が妻を上回る場合、夫の学歴が高い場合、夫の所得が高い場合、妻の意識が反対の場合、夫の年齢が高い場合、大都市圏に居住する場合である。

表 2 回帰分析に用いた変数の基本統計量

仮説	変数	カテゴリ	ケース数	家事の遂行頻度		育児の遂行頻度	
				平均	標準偏差	平均	標準偏差
時間制約	夫の週労働時間	40時間以上50時間未満	585	7.76	7.16	19.79	11.17
		50時間以上60時間未満	387	7.38	6.70	16.58	10.00
		60時間以上70時間未満	242	6.39	7.02	14.83	10.19
	夫の帰宅時間	70時間以上	184	5.93	6.26	12.07	9.64
		15時～19時台	575	7.78	7.08	21.18	11.14
		20時～21時台	500	7.08	6.94	16.21	9.91
		22時～1時台	323	6.27	6.53	10.91	8.10
必要度	妻の従業上の地位	常勤	264	10.44	8.56	19.80	10.73
		パート	191	7.09	6.60	16.87	11.13
		無業	943	6.28	6.17	16.28	10.67
	子ども数	1人	617	8.16	7.06	18.11	10.62
		2人	580	6.70	6.74	16.77	11.05
		3人以上	201	5.56	6.62	14.47	10.34
夫婦の勢力関係	夫婦の学歴差	夫が妻よりも上位	498	6.54	6.24	15.86	10.82
		夫と妻が同じ	605	7.72	7.36	17.47	10.85
		妻が夫よりも上位	295	7.15	7.02	18.08	10.63
代替的資源	母親との同居・非同居	同居	204	4.20	5.12	16.75	11.10
		非同居	1,194	7.69	7.06	17.07	10.78
社会経済的地位	夫の学歴	中高卒	500	6.68	7.15	18.47	11.20
		専門・高専・短大	291	7.47	6.96	17.39	11.43
		大学・大学院	607	7.45	6.71	15.67	10.03
	夫の所得	300万円未満	173	6.60	7.03	18.87	10.76
		300万円以上500万円未満	635	7.47	7.01	18.29	11.23
		500万円以上	590	7.04	6.79	15.13	10.10
意識	夫の家事育児に対する妻の意識	賛成	1,144	7.50	7.00	17.31	10.90
		反対	254	5.74	6.40	15.75	10.40
時点	調査実施年	1998年	297	6.31	6.57	17.47	10.20
		2003年	485	6.79	6.69	17.02	11.07
		2008年	341	7.69	6.87	16.89	10.95
		2013年	275	8.18	7.60	16.73	10.91
統制変数	夫の年齢	29歳以下	258	7.28	6.53	18.99	10.80
		30～34歳	531	7.61	7.13	17.30	10.72
		35～39歳	398	6.87	6.64	16.12	10.65
		40歳以上	211	6.54	7.35	15.66	11.14
	居住地	非大都市圏	677	7.20	7.35	18.46	11.02
		大都市圏	721	7.16	6.50	15.68	10.47
	全体		1,398	7.18	6.92	17.03	10.82

表 3 家事および育児の遂行頻度と各変数との一元配置の分散分析の結果 (p 値)

	夫の週労働時間	夫の帰宅時間	妻の従業上の地位	子ども数	夫婦の学歴差	母親との同居非同居	夫の学歴	夫の所得	夫の家事育児に対する妻の意識	調査実施年	夫の年齢	居住地
家事の遂行頻度	0.003	0.007	0.000	0.000	0.018	0.000	0.133	0.279	0.000	0.003	0.193	0.894
育児の遂行頻度	0.000	0.000	0.000	0.000	0.008	0.697	0.000	0.000	0.037	0.859	0.002	0.000

家事の遂行頻度に関する回帰分析の結果を示したのが表4の左側である。切片は、すべての説明変数が基準カテゴリとなる場合の平均的な家事の遂行頻度となる。すなわち、夫の週労働時間が40時間以上50時間未満、夫の帰宅時間が15時～19時台、妻が常勤、子ども数が1人、夫と妻の学歴が同じ、母親と非同居、夫の学歴が中高卒、夫の所得が300万円以上500万円未満、夫の家事育児に対する妻の意識が反対、夫の年齢が30～34歳、非大都市圏に居住し、1998年調査のケースの平均的な家事の遂行頻度である。この値が10.77であるから、6つの家事項目のうち1項目は週に1日、残る5項目は週に2日実施するような水準ということになる。

調査実施年の効果は、新しい調査実施年ほど値が大きくなっており、いずれも統計的に有意である。そのため、調査実施年以外の説明変数が全て基準カテゴリだとすると、1998年から2013年にかけて平均的な家事の遂行頻度は10.77、11.80、12.34、13.18へと上昇する。2013年の場合、6項目の家事のうち5項目は週に2日、1項目は週に3日程度実施することを意味する。

係数の値が大きく、統計的に有意となっている変数をみると、母親との同居・非同居および妻の従業上の地位、子ども数である。母親との同居・非同居については非同居に比べて同居の場合に4.31ポイント、妻の従業上の地位については常勤に比べてパートの場合は2.72ポイント、無業の場合に4.01ポイント、子ども数については1人に比べて2人の場合は1.45ポイント、3人以上の場合は2.26ポイント家事の遂行頻度が低くなる効果を持つ。

その他の変数のうち統計的に有意となった変数をみると、係数の大ききの絶対値は1ポイント程度であった。夫の週労働時間についてはとくに労働時間の長い60時間以上70時間未満と70時間以上の場合、夫の帰宅時間については遅い時間の場合にいずれも家事の遂行頻度は低くなる。この他に家事の遂行頻度が低くなるのは、夫の学歴が妻より上位の場合、夫の家事育児に対する妻の意識が反対の場合、夫の学歴が低い場合、夫の所得が低い場合である。

続いて育児の遂行頻度に関する回帰分析の結果を示したのが表4の右側である。切片は、すべて基準カテゴリとした場合の平均的な育児の遂行頻度となる。すなわち、夫の週労働時間が40時間以上50時間未満、夫の帰宅時間が15時～19時台、妻が常勤、子ども数が1人、夫と妻の学歴が同じ、母親と非同居、夫の学歴が中高卒、夫の所得が300万円以上500万円未満、夫の家事育児に対する妻の意識が反対、夫の年齢が30～34歳、非大都市圏に居住し、1998年調査のケースの平均的な育児の頻度である。この値が25.95であるから、6つの育児項目のうち4項目は週に4日、2項目は週に5日実施するような水準ということになる。

調査実施年の効果は統計的に有意となっておらず、係数の大きさをみても時系列ではっきりした傾向はみられない。

係数の値が大きく、統計的に有意となっている変数をみると、夫の帰宅時間、夫の週労働時間、妻の従業上の地位、子ども数となる。夫の帰宅時間については帰宅時間が15時～19時台に比べて20時～21時代の場合に4.12ポイント、22時～1時台の場合に8.62ポイント、夫の週労働時間については40時間以上50時間未満に比べて60時間以上70時間未満の場合に

表4 推定結果

変数とカテゴリ	家事の遂行頻度		育児の遂行頻度	
	推定値	std	推定値	std
切片	10.77	0.91 ***	25.95	1.32 ***
夫の週労働時間 (ref=40時間以上50時間未満)				
50時間以上60時間未満	0.01	0.47	-1.12	0.69
60時間以上70時間未満	-0.94	0.57 *	-1.46	0.83 *
70時間以上	-1.19	0.65 *	-3.21	0.94 ***
夫の帰宅時間 (ref=15時~19時台)				
20時~21時台	-0.95	0.46 **	-4.12	0.67 ***
22時~1時台	-1.73	0.57 ***	-8.62	0.84 ***
妻の従業上の地位 (ref=常勤)				
パート	-2.72	0.67 ***	-3.01	0.98 ***
無業	-4.01	0.49 ***	-2.74	0.72 ***
子ども数 (ref=1人)				
2人	-1.45	0.41 ***	-1.16	0.60 *
3人以上	-2.26	0.59 ***	-3.25	0.86 ***
夫婦の学歴 (ref=夫と妻が同じ)				
夫が妻よりも上位	-1.43	0.47 ***	0.12	0.69
妻が夫よりも上位	-0.40	0.52	-0.39	0.76
母親との同居・非同居 (ref=非同居)				
同居	-4.31	0.54 ***	-1.64	0.77 **
夫の学歴 (ref=中高卒)				
専門・高専・短大	0.96	0.53 *	0.00	0.77
大学・大学院	1.41	0.59 **	-0.43	0.85
夫の所得 (ref=300万円以上500万円未満)				
300万円未満	-1.11	0.61 *	-0.60	0.89
500万円以上	0.19	0.45	-0.64	0.65
夫の家事育児に対する妻の意識 (ref=反対)				
賛成	1.04	0.49 **	0.06	0.71
調査実施年 (ref=1998年)				
2003年	1.03	0.51 **	0.87	0.74
2008年	1.57	0.54 ***	0.16	0.79
2013年	2.41	0.58 ***	0.52	0.85
夫の年齢 (ref=30~34歳)				
29歳以下	-0.58	0.54	0.30	0.79
35~39歳	-0.44	0.46	-0.61	0.67
40歳以上	-0.83	0.58	-1.21	0.85
居住地 (ref=非大都市圏)				
大都市圏	-0.08	0.39	-1.24	0.56 **
ケース数	1398		1398	
Log Likelihood	-44.3			
Wald Test	240.6 ***			
Adjusted R2			0.16	
F Statistic			12.4 ***	

*p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

注) 家事はトービット回帰, 育児は重回帰による推定結果

1.46ポイント、70時間以上の場合に3.21ポイント、妻の従業上の地位については常勤に比べてパートの場合に3.01ポイント、無業の場合に2.74ポイント、子ども数については1人に比べて2人の場合に1.16ポイント、3人以上の場合に3.25ポイント育児の遂行頻度が低くなる効果をもつ。

その他の変数のうち統計的に有意となった変数をみると、係数の大きさの絶対値は1ポイント程度であった。育児得点が低くなるのは母親と同居、居住地が東京大都市圏の場合である。

V. 考察

上述の夫の家事と育児の遂行頻度の分析結果より、両者には共通する点と異なる点があることが分かった。

まず、両者に共通する点としては以下の3つが挙げられる。

1点目は、時間制約仮説に関するもので、夫の家事と育児の遂行頻度に夫の週労働時間と帰宅時間の影響がみられることである。これは既存研究でも概ね認められていることであり、本稿でも以下に述べる傾向が確認された。具体的には、夫の週労働時間が長い場合、とりわけ70時間以上の場合に夫の家事と育児の遂行頻度の低下が大きかった。この70時間以上というのは、仮に週休2日とすると、一日の労働時間が平均で14時間以上になるような水準である。また夫の帰宅時間についても、帰宅時間が遅くなるにつれて夫の家事と育児の遂行頻度の低下が大きくなっていった。なお、帰宅時間に関する係数の絶対値の大きさが夫の家事頻度と育児頻度の分析で異なっており、前者よりも後者で大きかったことを鑑みるに、夫の帰宅時間の影響がより大きいのは夫の育児の遂行頻度である可能性が高い。

2点目は、家事や育児の必要度假説に関するもので、夫の家事と育児の遂行頻度に妻の従業上の地位と子ども数の影響がみられることである。既存研究でもしばしば指摘されてきたことであるが、このうち妻の従業上の地位については、特に常勤の場合に夫の家事と育児の遂行頻度が高くなっていった。一方子ども数については、子ども数が多い場合に夫の家事と育児の遂行頻度はいずれも低下した。その解釈については中川（2010）の議論が参考になる。同研究は、第1子の出産後の親移行期に夫婦間で家事や育児の役割調整が進まず、子どもが成長する間に性別役割分業が常態化して固定化する可能性を指摘している。同じことが1人目よりも2人目や3人目以降の場合に夫の家事や育児の遂行頻度が低くなることにも当てはまるものといえよう。ただし今回の分析はあくまで反復横断調査のデータを用いた分析であるため、同一の夫がライフステージの変化とともに家事や育児の遂行頻度を変えているのかどうかについては検証できていないことに注意が必要である。

3点目は、代替的な資源仮説に関するもので、夫の家事と育児の遂行頻度に母親との同居・非同居の影響がみられることである。今回、母親と同居する場合には夫の家事得点と育児得点はいずれも低下した。既存研究と異なり夫の育児の遂行頻度にも母親との同居・非同居が影響を与える結果となったのは、本研究が対象としたのが3歳以下の子を持つケー

スであり、乳幼児期の育児には母親に頼る部分が少なくないことを反映してのことと推察される。ただしこの場合、母親との同居・非同居に関する係数の絶対値の大きさが夫の家事と育児の遂行頻度の分析で異なっており、後者よりも前者で大きかったことを鑑みるに、母親との同居・非同居の影響がより大きいのは夫の家事の遂行頻度である可能性が高い。

一方、夫の家事と育児の遂行頻度の分析結果で異なる点としては以下の3つが挙げられる。

1点目は、切片の大きさである。既に述べたように、切片の大きさは全変数が基準カテゴリとなる場合の平均的な夫の家事と育児の遂行頻度を表すものであり、両者に大きな違いがあるということは、同じ属性を持つ場合でも夫の家事と育児の平均的な遂行頻度に差があるということを示す。既存研究でも指摘されていた通り、夫の家事と育児の遂行頻度を比べると、同じ属性を持つ場合でも前者より後者の方が高いことが確認された。

2点目は、調査実施年の効果である。調査実施年に関する係数は、夫の家事の遂行頻度の分析では新しい年次ほど大きくなる傾向がみられたのに対し、夫の育児の遂行頻度の分析ではそうした傾向はみられなかった。その背景には、夫の家事と育児の遂行頻度の差が関係していると考えられる。すなわち、夫の育児の遂行頻度は平均すれば週末だけでなく平日にもなされる水準であるのに対し、夫の家事の遂行頻度はせいぜい週末程度であったため、育児に比べて家事の方が遂行頻度を向上させる余地が大きかったと考えられるのである。ただし、夫の育児の遂行頻度が全く改善されていないのかどうかについては不明瞭な部分もある。例えば、全国家庭動向調査では夫が「おむつを替える」という行為を「週3～4日程度する」ということは把握できても、夫がおむつを替えた日に夫と妻がそれぞれ何回おむつを換えたのかまでは把握できないからである。なお、夫の家事の遂行頻度の分析結果は水落（2012）と異なる結果となったが、これは水落（2012）の対象とした時間幅が2000年から2005年までと短いのに対し、本稿の対象とした時間幅が1998年から2013年までと長いためであろう。

3点目は、夫婦の勢力関係仮説、夫の社会経済的地位仮説、意識仮説に関する変数の影響である。これらの仮説に関する変数の影響がみられたのは夫の家事の遂行頻度のみであった。すなわち夫の家事の遂行頻度については、既にみた時間制約や家事や育児の必要度、代替的資源に関する変数以外にも多様な変数の影響がみられるということになる。このように、夫の家事の遂行頻度はただ低いというだけにとどまらず、夫婦に関する様々な変数の影響により多様性を持つものであるといえる。翻って考えると、時間制約のような社会制度とも関連の深い変数は、夫の家事の遂行頻度よりも育児の遂行頻度に対してより大きな影響力を持つといえよう。なお既存研究では、これらの仮説は夫の家事の遂行頻度に対してほとんど影響がみられないという成果が多かったが、本稿でそれらと異なる結果となったことについては、本稿の分析対象が3歳以下の子を持つ常勤の夫であることと関連している可能性がある。

以上を踏まえて今後の政策課題に対して考察を加えたい。冒頭でも述べたように、女性の社会進出が進む一方で、家庭内における男女の役割分担のあり方は変わっていない。そ

のような状況に対して、政府は男女共同参画に関する取り組みを進めてきた。こうした取り組みは、夫の家事の遂行頻度の向上に寄与した可能性はある。しかし、夫の育児の遂行頻度には明瞭な変化は生じていないことを考えると、政府の取り組みによって夫の行動が全面的に変わってきたとまではいえない。

その一方で、分析結果から明らかになったように、夫の週労働時間や帰宅時間は夫の家事や育児の遂行頻度にとって少なからぬ影響力を持っていた。したがって、特に夫の働き方について社会全体で見直すことは、夫の家事と育児の遂行頻度を高める上では不可欠の課題といえる。これに関連して、政府は2016年9月に働き方改革実現推進室を設置し、労働時間や帰宅時間のあり方について議論を進め、2017年3月に働き方改革実行計画をとりまとめた。それを受けて、今後男性の働き方を積極的に見直して労働時間の短縮や帰宅時間の早期化が進むならば、本稿の結果が示すように、夫の家事や育児の遂行頻度は従来以上に高まる可能性があるだろう。ただし、その効果は夫の家事よりも育児の遂行頻度に大きく現れる可能性がある。

本稿では、夫が家事や育児の遂行頻度が高まることの効果について、直接検討していない。この点は今後の研究課題の一つであるが、既存研究では夫婦の関係満足度をはじめ、追加出生意欲や妻の仕事と家庭の役割葛藤への影響が指摘されてきた（例えば末盛・石原1998、木下2004、西岡・星2011、福田2011、内田・斐2016）。つまり、夫の家事や育児の遂行頻度の影響は、出生や女性の働き方にも及ぶのである。さらにその影響は広がりを持つと考えられ、十分な検討がなされてきたわけではないものの、既存の夫婦のあり方が未婚者の結婚行動にも及んでいる可能性がある。そうした意味では、夫の家事や育児の遂行頻度は、現代日本で進む人口の縮小再生産の趨勢にも少なからず影響力を持つものであるといえよう。

VI. おわりに

本稿では、全国家庭動向調査の第2回調査（1998年実施）から第5回調査（2013年実施）の個票データを利用し、夫の家事や育児の遂行頻度に変化があったのかどうかを検討した。分析の対象となったケースは、全国家庭動向調査の回答者である妻のうち、夫が常勤で3歳以下の子を持つケースである。夫が常勤のケースに限定したのは、非常勤や自営業、無業のケースが少なく十分な検討ができないためである。また、3歳以下の子を持つケースに限定したのは、全国家庭動向調査で補足できる夫の育児の遂行頻度が3歳までの子どもの育児に限定されるためである。

分析では、夫の家事の遂行頻度の変数として6つの家事項目（「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「部屋の掃除」、「風呂洗い」、「洗濯」、「炊事・食後の片付け」）のそれぞれの週あたりの遂行日数を合計したもの、夫の育児の遂行頻度の変数として6つの育児項目（「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「泣いた子をあやす」、「おむつを替える」）のそれぞれの週あたりの遂行日数を合計したものをを用いた。

分析の結果、主として以下6つのことが明らかになった。1点目は、夫の家事と育児の遂行頻度には明確な差がみられた。平均的にみると、夫の家事の遂行頻度は6つの家事項目をそれぞれ週に1～2日、つまり週末に実施する水準であったのに対し、夫の育児の遂行頻度は6つの家事項目をそれぞれ週に4日、つまり週末だけでなく平日も実施する水準であった。

2点目は、夫の家事の遂行頻度は1998年以降少しずつ増えていたのに対し、夫の育児の遂行頻度にはそのような傾向は認められなかった。その背景には、もともと両者の遂行頻度に差があり、家事の方が遂行頻度を向上させる余地が大きかったことがあると考えられる。ただし、夫の育児の遂行頻度が変化していないことについては、例えばおむつを替えた日数に変化はなくても回数が増えている可能性もあるため、注意が必要である。

3点目は、夫の週労働時間と帰宅時間は夫の家事と育児の遂行頻度に影響しており、週労働時間が長い場合や帰宅時間が遅い場合には、ともに低下する傾向がみられた。とりわけ夫の帰宅時間の影響は、夫の育児の遂行頻度に対して顕著であった。

4点目は、育児とは異なり、夫の家事の遂行頻度については夫婦の勢力関係、夫の社会的・経済的地位、意識の影響もみられた。このように夫の家事の遂行頻度が夫婦に関する様々な属性の影響を受けることを考えると、政策のような社会制度と関連の深い時間制約の影響は夫の育児の遂行頻度に対してより大きな影響力を持つといえる。

5点目は、家事と育児の必要度を表す妻の従業上の地位と子ども数は夫の家事と育児の遂行頻度に影響していた。このうちの子どもの数については、数が増えるにつれ夫の家事と育児の遂行頻度が低下する傾向がみられた。これについては、第1子の出産後の親移行期に夫婦間で家事や育児の役割調整が進まず、子どもが成長する間に性別役割分業が常態化して固定化するという中川（2010）の指摘が当てはまると考えられる。

6点目は、代替的資源である母親と同居する場合に夫の家事と育児の遂行頻度は低下する傾向がみられた。ただし、低下の度合いは家事の遂行頻度の方が相対的に大きい可能性がある。

以上の結果のうち、政策との関連では、時間制約を表す労働時間や帰宅時間の影響が特に重要である。昨今の働き方改革に関連した政策によって社会全体の働き方が見直されることになれば、夫の家事や育児の遂行頻度が高まる可能性がある。そうなれば、夫婦間の関係満足度が向上し、妻の仕事と家庭の役割葛藤が軽減されていくであろうし、そうならなければ、未婚女性の結婚意欲や有配偶女性の出生意欲を削ぐことになり、結果的に人口の縮小再生産の改善も困難なものとなるであろう。

最後に、今後の研究課題として4点指摘したい。1点目として、今回の分析は3歳以下の子を持つケースに限定したものであったが、幅広いライフステージの夫婦を対象として夫の家事や育児の遂行頻度とその変化について分析することである。それにより、今回対象としたケースで観察された結果が、特定のライフステージのケースに限られたものなのかどうかを明らかにすることが可能になる。

2点目は、夫の家事と育児の遂行頻度が夫婦間の関係や出生行動に及ぼす影響を明らか

にすることである。そのことは、家庭内の役割関係が夫婦のあり方にどのような影響を及ぼすのか、さらには少子化にどのような影響を及ぼしているのかを具体的に論じることを可能にする。

3 点目は、家事や育児以外の家庭機能についても時系列での検討を進めることである。全国家庭動向調査は、家庭機能に関する様々な側面を捉えることが可能な全国規模の調査であることから、今後とも積極的に活用されるべきであろう。

4 点目は、夫に焦点を当てた検討を行うことである。全国家庭動向調査は対象となった世帯の中で結婚経験のある女性が回答するものであるが、同一世帯を対象とした厚生労働省の「国民生活基礎調査」は全世界帯員の健康状態などを調査している。このため、両調査をマッチングすることで、例えば夫の健康状態と家庭役割との関連なども検討することが可能である。

文献

- 石井クンツ昌子 (2004) 「共働き家庭における男性の家事参加」(渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容—全国家族調査「NFRJ98」による計量分析』東京大学出版会), pp.201-214.
- 稲葉昭英 (1998) 「どんな男性が家事・育児をするのか?—社会階層と男性の家事・育児参加—」(渡辺秀樹・志田基与師編『1995年SSM調査シリーズ15 階層と結婚・家族』1995年SSM調査研究会), pp.467-508.
- 岩順子 (2016) 「有配偶女性からみた夫婦の家事分担」(稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人『日本の家族1999-2009—全国家族調「NFRJ」による計量社会学』東京大学出版会), pp.295-310.
- 岩間暁子 (2008) 『女性の就業と家族のゆくえ—格差社会のなかの変容』東京大学出版会.
- 内田哲郎・裴智恵 (2016) 「ワーク・ファミリー・コンフリクト—職業生活領域から家族生活領域への葛藤(WFC)を中心に」(稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人『日本の家族1999-2009—全国家族調「NFRJ」による計量社会学』東京大学出版会), pp.311-327.
- 木下栄二 (2004) 「結婚満足度を規定するもの」(渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容—全国家族調査「NFRJ98」による計量分析』東京大学出版会), pp.277-291.
- 厚生省人口問題研究所 (1995) 『1993(平成5年)第1回全国家庭動向調査—現代日本の家族に関する意識と実態—』調査研究報告資料第9号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2000) 『第2回全国家庭動向調査(1998年社会保障・人口問題基本調査) 現代日本の家族変動』調査研究報告資料第15号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 『第3回全国家庭動向調査(2003年社会保障・人口問題基本調査) 現代日本の家族変動』調査研究報告資料第22号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2011a) 『第4回全国家庭動向調査(2008年社会保障・人口問題基本調査) 現代日本の家族変動』調査研究報告資料第27号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2011b) 『全国家庭動向調査関連資料 第1回~第4回調査のコード表ならびに第4回調査の集計表(離死別サンプル)』所内研究報告第35号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2015a) 『第5回全国家庭動向調査(2013年社会保障・人口問題基本調査) 現代日本の家族変動』調査研究報告資料第33号.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2015b) 『第5回全国家庭動向調査(2013年社会保障・人口問題基本調査) 現代日本の家族変動(離死別編)』所内研究報告第58号.
- 品田知美 (1996) 「既婚女性の家事時間配分とライフスタイル」『家族社会学研究』8, pp.163-173.
- 白波瀬佐和子 (2005) 『少子高齢社会のみえない格差—ジェンダー・世代・格差のゆくえ』東京大学出版会.
- 末盛慶・石原邦雄 (1998) 「夫の家事遂行と妻の夫婦関係満足感—NSFH(National Survey of Families and Households)を用いた比較—」『人口問題研究』54-3, pp.39-55.

- 総務省 (2012) 「平成23年社会生活基本調査 詳細行動分類による生活時間に関する結果」(最終閲覧日2017年3月9日 <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/pdf/houdou3.pdf>)
- 筒井淳也 (2011) 「日本の家事分担における性別分離の分析」(田中重人・永井暁子編『第3回家族についての全国調査 (NFRJ08) 第二次報告書1 家族と仕事』日本家族社会学会全国家族調査委員会), pp.55-73.
- 津谷典子 (2002) 「男性の家庭役割とジェンダー・システム—日米比較の視点から—」(阿藤誠・早瀬保子編『ジェンダーと人口問題』大明堂), pp.167-210.
- 内閣府政府広報室 (2014) 「『女性の活躍推進に関する世論調査』の概要」
(最終閲覧日2017年3月9日 <http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/gairyaku.pdf>)
- 永井暁子 (1992) 「共働き夫婦の家事遂行」『家族社会学研究』4, pp.67-77.
- 永井暁子 (1999a) 「現代夫婦の性別役割分業の実態—大都市近郊と地方都市の比較—」(石原邦雄編『都市研究叢書16 妻たちの生活ストレスとサポート関係—家族・職業・ネットワーク—』東京都立大学都市研究所), pp.179-201.
- 永井暁子 (1999b) 「家事労働遂行の規定要因」(樋口美雄・岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社), pp.95-125.
- 永井暁子 (2004) 「男性の育児参加」(渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容—全国家族調査「NFRJ98」による計量分析』東京大学出版会), pp.190-200.
- 中川まり (2010) 「子育て期における妻の家庭責任意識と夫の育児・家事参加」『家族社会学研究22-2, pp.201-212.
- 西岡八郎・星敦士 (2011) 「夫の家事参加と妻の出生意欲」(阿藤誠・西岡八郎・津谷典子・福田亘孝『少子化時代の家族変容—パートナーシップと出生行動』東京大学出版会), pp.183-204.
- 福田亘孝 (2011) 「夫婦の労働時間と子ども数—日独3カ国比較分析」(阿藤誠・西岡八郎・津谷典子・福田亘孝『少子化時代の家族変容—パートナーシップと出生行動』東京大学出版会), pp.131-160.
- 松田茂樹 (2004) 「男性の家事参加—家事参加を規定する要因—」(渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容—全国家族調査「NFRJ98」による計量分析』東京大学出版会), pp.175-189.
- 松田茂樹 (2006) 「近年における父親の家事・育児参加の水準と規定要因の変化」『季刊家計経済研究』71, pp.45-54.
- 松田茂樹 (2016) 「父親の育児参加の変容」(稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人『日本の家族1999-2009—全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会), pp.147-162.
- 水落正明 (2006) 「父親の育児参加と家計の時間配分」『季刊家計経済研究』71, pp.55-63.
- 水落正明 (2012) 「JGSSを用いた分析—男性の家事参加—」(小島宏・安藏伸治編著『マイクロデータの計量人口学』原書房), pp.49-65.
- 山内昌和 (2012a) 「第4回全国家庭動向調査の無回答に関する検討」『人口問題研究』68-1, pp.70-89.
- 山内昌和 (2012b) 「政府統計調査の標本特性の検討—全国家庭動向調査を例に—」『新情報』100, pp.20-28.
(http://www.sjc.or.jp/kikanshi/vol100_3.pdf 最終閲覧日2017年3月31日)
- 山内昌和・菅桂太・菊池潤 (2016) 「第5回全国家庭動向調査の無回答の発生状況ならびに平成25年国民生活基礎調査(世帯票)の個票データとのマッチングに関する検討」『人口問題研究』72-1, pp.3-27.
- Nishioka Hachiro. 1998. "Men's Domestic Role and the Gender System: Determinants of Husband's Household Labor in Japan," 『人口問題研究』第54巻第3号, pp.56-71.

Trends and Changes in Participation by Husbands in Housework and Childcare in Japan

Hachiro NISHIOKA and Masakazu YAMAUCHI

The frequency of participation by husbands in housework and childcare in Japan has been extremely low. According to data from time-use surveys conducted by the Ministry of Internal Affairs and Communication in Japan and the Eurostat, husbands in Japan spent only one hour and fifteen minutes per day on housework and family care, the least among ten developed countries including the US, Belgium, Germany, and France. However, recent national surveys indicated a slight increase in participation in housework and childcare by Japanese husbands.

In this paper, we investigated trends and changes in the frequency of participation by husbands in housework and childcare in Japan. Micro data was used from the 2nd to 5th National Survey on Family in Japan (NSFJ) conducted by the National Institute of Population Problems and Social Security Research (IPSS) in 1998, 2003, 2008, and 2013. Housework and childcare performed by husbands engaged in full-time employment who had children aged three years or below were analyzed.

The results were as follows.

(1) The frequency of participation by husbands in childcare was higher than that in housework. While husbands participated in childcare on both weekends and weekdays, they performed housework only on weekends.

(2) The results of the multiple regression analysis indicated a modest increase in the frequency of participation by husbands in housework, but no change for childcare.

(3) The results of the multiple regression analysis also indicated that the frequency of participation by husbands in housework and childcare was associated with factors related to husbands' time restrictions. The later the husbands came home from work, the lower the frequency. Furthermore, the longer the husbands' working hours, the lower the frequency.

According to the above results, we discuss the need for a work-family balance policy, especially to improve labor conditions.

特集：『第5回全国家庭動向調査(2013年)』の個票データを利用した実証的研究(その3)

配偶者との死別が高齢女性の生活状況と 健康水準に与える影響：予備的分析

安藤道人

本論文では、2013年の家庭動向調査と国民生活基礎調査の世帯表・健康表をマッチさせたクロスセクションデータを用いて、配偶者との死別が女性の生活状況や健康水準に与える影響の検証を行った。その結果、配偶者との死別は一部の高齢女性において子供との同居を引き起こすものの割合は低く、世帯構成の再編には繋がらないケースが多いことが示唆された。また配偶者の死亡は、世帯レベルでみた収入・消費減に繋がる一方で世帯人数を調整した等価消費額の減少は観察されなかった。さらに配偶者との死別は、特定の体調不良の自覚症状、生活習慣に関連の深い傷病の通院増、そして不規則な食生活に繋がる傾向が示された。一方で、健康状態全般や悩み・ストレスについては死別高齢女性において大きな悪化はみられず、家族の病気・介護についてのストレスについては逆に低くなる傾向がみられた。全体的にみると、遺族厚生年金によって死別高齢女性の消費水準がある程度維持され、それが子どもとの同居回避や健康水準の悪化の抑制に繋がる一方で、伴侶の喪失による生活リズムの乱れなどによって一部の健康指標の悪化が生じていると考えられる。

I. はじめに

家族の発病や死亡は、その世帯や残された遺族の生活水準や労働供給や健康水準に大きな影響を与えうる。とくに配偶者の死亡は、男女、年齢、社会階層を問わずに、生活水準や健康水準の大きな変化に繋がるイベントである。本論文は、国民生活基礎調査と家庭動向調査のマッチングデータを用いて、夫が死亡した場合、残された妻の生活環境や健康水準にどのような影響があるのかを、高齢者の女性サンプルを用いて分析する。

高齢女性に着目する主たる理由は、この層は配偶者死亡による家族構成の変化、所得減少、家事・ケア負担の減少などの生活変化に直面しやすい層だからである。これらの生活変化は、年金制度をはじめとする社会保障制度とも関連しながら、死別高齢女性の健康状態や生活スタイルに影響を与えることとなる。本論文では、主に国民生活基礎調査におけるアウトカム変数群を検証することによって、配偶者との死別が高齢女性の生活・健康水準に与える影響を総合的に検証する。

本論文の検証は、主に3つの研究領域に対する貢献を意図している。第一に高齢女性の生活状況の研究に対する貢献である。現在、日本においては高齢女性とくに単身高齢女性の貧困率のさらなる上昇が予測されている一方で、未婚・離別の高齢女性に比較して死別

の高齢女性の貧困率が相対的に低いことが社会保障研究者らから指摘されている（藤森 2012, 稲垣 2010, 2013, 2015, 阿部 2015）。これは、未婚・離婚の高齢女性は基礎年金のみしか受け取れない可能性が相対的に高いのに対し、配偶者と死別した高齢女性は多くの場合自らの基礎年金に加えて遺族厚生年金を受給できるためである¹⁾（Yamada 2008, 山田 2010, 藤森 2012, 稲垣 2010, 2013, 2015）。従って、配偶者の死亡が高齢女性の所得・消費水準にどのような影響を与えるかを分析することにより、現行の年金制度が遺族高齢者の所得保障・生活保障に果たしている役割について検証する。

また多くの日本人高齢女性にとって、配偶者のための家事労働を含むケア負担は少ないため、配偶者との死別は高齢女性のライフスタイルを変えるきっかけにもなり得る。さらに相対的に三世同居が多い日本においては、配偶者の死亡をきっかけに住居を移転して子供世帯との同居を始める高齢女性も存在すると考えられる。そうであれば、その高齢女性が属する世帯の所得や生活環境などは大きく変化する。これらの変化が総合的にどのような影響を与えるのかを検証する。

第二に高齢女性の健康水準の研究への貢献である。高齢期における配偶者との死別が健康などに与える影響は、“bereavement effect”（死別効果）として疫学分野で多くの研究蓄積がある（レビュー論文として Stroebe et al. (2007) や Stahl and Schulz (2014), 国内の研究としては岡林他 (1997) や梅崎他 (2003) など）。これらの先行研究によると、高齢期における配偶者との死別は様々な健康関連変数に負の影響を与えているとされる。本論文では国民生活基礎調査の健康票の多数の健康関連変数をアウトカムとして利用することにより、配偶者との死別の多様な影響を検証する。

また配偶者との死別が高齢女性の健康水準に与える影響は、死別からくる精神的要因の他に、上述した年金額の変化や生活状況の変化などの複数の経路を経ると考えられる。本論文の分析においてはどの因果経路がどの健康水準の変化を引き起こすかを直接的に識別することはできないものの、そのメカニズムについて一定の示唆を得られるような検証を行う。

第三にパネルデータが得られないときの「ヘルス・ショック」の識別に関する応用計量経済学的貢献である。近年、家族の発病や死亡が遺族に与える影響を検証した計量経済学的研究はさかんに行われている。これらの分析の基本的な方法は、家族の病気や死亡を一つの「ヘルス・ショック」という自然実験と捉えてそのようなショックを受けた群を処置群、受けなかった群を対照群とする。その上で差の差法などを活用して病気や死亡というイベントの動態的な因果効果を推定するというものである（van den Berg et al. 2011, Fadlon and Nielsen 2015, Jensen 2017, van den Berg et al. forthcoming など）。

しかし後述するように本論文においてはパネルデータを利用できないため、差の差法の

1) 現行の年金制度の下では、高齢女性の配偶者が死亡した場合、支給要件を満たす場合に本人の基礎年金に加えて配偶者の厚生年金額の4分の3の額にあたる遺族厚生年金を受け取ることができる。ただし配偶者が自営業などの第一号被保険者であり厚生年金への加入歴がない場合、65歳以上の高齢女性は自らの基礎年金のみになる。遺族年金の変遷については菊池（2017）を参照。

ようなリサーチデザインを採用することはできず、従って動態的影響についても検証できない。その代わりに本論文では、Belloni et al. (2017) に基づいて、高次元の共変量候補から Lasso (Least absolute shrinkage and selection operator) 推定を活用して処置群に対する平均処置効果 (average treatment effect on the treated: ATET) の推定を試みる。すなわち、クロスセクションデータを使用することによる欠落変数バイアスの懸念を、多くの共変量を活用することによってできるだけ軽減するというアプローチである。

本論文の主たる分析結果は以下の通りである。まず配偶者の死亡は、一部の高齢女性において子供との同居を引き起こすもののその割合はあまり高くなく、世帯構成の再編には繋がらないケースが多いことが示唆された。また配偶者の死亡は収入減や世帯消費の減少に繋がる一方で、世帯規模を調整した等価消費額の減少は観察されなかった。これらの結果は、遺族年金の水準が相対的に高いために死別高齢女性の貧困リスクは相対的には低いという先行研究の指摘と整合的である。また健康水準については、配偶者との死別が特定の自覚症状や通院などの健康指標の悪化や食生活の乱れに繋がっている可能性が示唆された。一方で、家族の病気・介護についてのストレスについては（おそらく配偶者の死亡のため）低くなる傾向がみられた他、全体的な健康状態やうつ・不安の指標に対する悪影響も観察されなかった。

これらの結果は、遺族厚生年金が高齢女性の子もとの同居の回避、貧困リスクの軽減、健康水準の大幅な悪化の抑制に繋がっている可能性を示している。一方で、多くの先行研究と同様に、配偶者との死別が高齢女性の生活の乱れや健康水準の悪化に繋がる傾向も示されており、非金銭的な社会的ケアの必要性を示唆している。

本論文の構成は以下の通りである。まず第Ⅱ節では本論文のリサーチデザインおよび分析手法について説明する。次いで第Ⅲ節では本論文で用いる国民生活基礎調査と家庭動向調査のデータの説明を行う。第Ⅳ節は分析結果の提示であり、第Ⅴ節は考察と結論である。

Ⅱ. リサーチデザインと分析手法

本論文では、配偶者の死亡というライフイベントを1つの自然実験と捉え、死別を経験した高齢女性群（処置群）と結婚を継続している高齢女性群（対象群）における社会的アウトカムを比べることによって、配偶者との死別が高齢女性に与える影響を推定する。

配偶者の死亡という事象が高齢女性や配偶者の社会階層や生活水準・健康水準といった社会経済変数と独立に生じるのであれば、配偶者との死別の平均効果の推定は処置群と対照群とのアウトカムの平均値の差の推定によって可能となる。しかし実際には配偶者の死亡は本人の社会経済状況とは独立に生じず、処置群と対照群の単純な平均値の差を平均効果の推定値と解釈することはできない。

従って、家族の死亡や発病といったライフイベントの影響を分析している近年の研究では、これらのライフイベントの前後期を含むパネルデータを用いた差の差 (difference-in-differences) 法を活用して固定効果の影響を除去し、さらに多重回帰やマッチングを

活用して観察可能な交絡要因や交絡トレンドのコントロールを行うことが多い。しかし本論文で用いる統計（次節で詳述する）は2013年度のクロスセクションデータであり、差の差法などのパネルデータを活かしたりサーチデザインを採用することはできない。

そこで本論文では、処置群と対照群の間の社会経済状況の違いを制御して欠落変数バイアスを可能な限り除去するために、まずはベンチマークとして以下のような多重回帰モデルの推定を行う。

$$Y_i = \alpha + \beta D_i + X_i' \gamma + \epsilon_i. \quad (1)$$

ここで被説明変数 Y_i は高齢女性 i の生活状況や健康水準の指標、処置変数 D_i は高齢女性の配偶者との死別の有無のダミー変数、 X_i はコントロール変数ベクトルである。ここで X_i は高齢女性の配偶者との死別には影響を受けていないと考えられる共変量であり、次節で詳述する。配偶者の死別の影響を示すパラメータは β である。

次いで本論文では、(1)式に加えて Belloni et al. (2017) が提案する高次元（多数の）共変量を活用した「処置群に対する平均処置効果」(average treatment effect on the treated: 以下 ATET) の推定を行う。すなわち、(1)式のような加法分離型の線形モデルを想定せずに、Lasso (least absolute shrinkage and selection operator) を活用した高次元共変量選択によって下記の ATET の推定（以下、Lasso-ATET 推定）が可能となると仮定する。

$$\beta = E[Y_i(1) - Y_i(0) | D_i = 1]. \quad (2)$$

ここで(2)式の推定に用いる共変量（コントロール変数）は、(1)式の推定で用いられるコントロール変数とその二乗項（ただし連続変数のケースのみ）の共変量候補の中から Belloni et al. (2017) の手法を用いて選択される変数群である²⁾。なお Belloni et al. (2017) に基づく ATET および標準誤差の推定は計量分析ソフト R の `hdn` パッケージ (Chernozhukov et al. 2016) の `rlassoATET` 関数を用いて行う。なお多くのアウトカム変数を検証するが、多重検定などの措置は行わず、`rlassoATET` 関数により算出される標準誤差およびそれに基づく95%信頼区間を記載するため、有意性検定については一定の留意が必要である。

本論文の分析における重要な留意点は、配偶者の死別が高齢女性の死亡に繋がり、それによって処置群のサンプルから高齢女性が脱落するという“truncation by death”から生じる推定バイアスの問題には対応できていないことである。なお Strobe et al. (2007) のレビューによれば、配偶者の死別が高齢女性の死亡に繋がることを報告している論文は少なくない。

2) 本来であれば、すべての共変量の交差項も共変量候補に含めるべきかもしれない。しかし本論文の分析対象となるアウトカム変数が多く推定時間が膨大となるため、今回は交差項は共変量候補に含めない。

Ⅲ. データ

1. データサンプル

本論文で用いるサンプルは、平成25年（2013年）国民生活基礎調査の世帯票と健康票と平成25年（2013年）全国家庭動向調査をマッチさせたクロスセクションデータである。本データのマッチングの方法および特徴については山内他（2016）に詳しい解説があるため、そちらを参照されたい。ここでは両調査および両データのマッチングについて簡単に説明する。

まず国民生活基礎調査とは、「全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成22年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯（約30万世帯）及び世帯員（約74万人）を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者（約7千人）を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約4万世帯）及び世帯員（約9万人）を調査客体とし」たものである³⁾。本論文で用いるのは、このうち世帯票および健康票であるが、使用するのは世帯票および健康票の全個票ではなく、そのうち全国家庭動向調査とマッチングできるものだけである。

全国家庭動向調査は、国立社会保障・人口問題研究所が5年に1度実施する反復横断調査であり、出産、子育て、扶養、介護などの家庭状況の実態や変化を捉えることを目的としている。また全国家庭動向調査は国民生活基礎調査の体系の中で実施されており、国民生活基礎調査（世帯票・健康票）の対象世帯からさらに標本抽出された世帯の結婚経験のある女性に対して実施される。従って全国家庭動向調査は、国民生活基礎調査の世帯票と健康票とデータマッチングすることができる一方で、国民生活基礎調査の介護票や所得票・貯蓄票とマッチさせることはできない。

第5回全国家庭動向調査と平成25年国民生活基礎調査の世帯票・健康票のマッチングは、山内他（2016）に基づいて行っており、データマッチングの識別子となる変数は地区番号、単位区番号、世帯番号及び妻の出生年月である。山内他（2016）によると、結果的にデータマッチングが可能であり、さらに世帯人員数および女性の配偶関係も両調査間で一致するのは6,608ケースであり、全国家庭動向調査からみて85.5%、国民生活基礎調査（世帯票）からみて55.9%であった。

本論文では、このマッチング可能であるサンプルの中から、さらに以下の4つの条件で選択したデータを用いる。第一に、調査年時点で65歳以上の高齢女性とする。65歳以上の女性のみをサンプルとすることによって、子育て期が終了し、就労期も（多くの女性にとって）終了しているなど、分析対象サンプルの均質性のある程度担保できる。

3) 国民生活基礎調査ホームページより (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html>)。2017年3月31日アクセス。

第二に、サンプルから配偶者と離別（離婚）した女性を除き（上述したように未婚女性はもともと家庭動向調査の調査対象者となっていない）、配偶者と死別した高齢女性（死別高齢女性）と配偶者を有する高齢女性（有配偶高齢女性）のみとする。なお本論文の分析目的は配偶者との死別の影響の推定であるため、対象群の有配偶高齢女性については同居・別居に関係なくサンプルに含める。これは、もし配偶者との死別が生じなかった場合、配偶者と同居し続けるか否かは高齢女性（および配偶者）の選択を含む問題であり、死別高齢女性の反事仮想（カウンターファクチュアル）として別居の既婚女性も含める事が妥当と考えられるからである。ただし配偶者の死別が生じなかった場合に、ある時点で離婚する可能性についてはここでは考慮しない。

第三に、配偶者の死亡時期については、高齢女性本人が60歳以上あるいは配偶者が65歳以上の時点で配偶者が死亡した高齢女性のサンプルに限る。本論文に用いるデータでは子育て期や働き盛り期における配偶者の死亡はレアイベントで発生数も少ない。従ってそのようなレアケースをあらかじめサンプルから除外して処置群と対照群の均質性をできるだけ担保し、処置効果の解釈を容易にすることが目的である。この処置によって、本論文で扱う配偶者との死別イベントは、高齢女性やその配偶者が高齢期・退職期に差し掛かる以降の発生タイミングにほぼ限られる。

第四に、家庭動向調査内あるいは家庭動向調査と国民生活基礎調査の間で回答に不整合性がある個票は分析対象から除いた。具体的には、配偶者と死別したと回答していないにも関わらず死別時期が記載されている個票や、家庭動向調査と国民生活基礎調査において既婚・死別・未婚についての解答が一致しない個票はサンプルから除いた。

これらの条件付けによって残ったサンプルの個票数は1,583であり、共変量、アウトカム変数、処置変数の処置群および対照群ごとの基本統計量および平均値の差は文末の補表Aに示している。

2. 分析に用いる変数

前節で述べたように、本論文の分析においては、処置変数は高齢女性の配偶者との死別の有無のダミー変数であり、被説明変数は高齢女性の生活水準や健康水準の指標であり、それ以外に多くの共変量（コントロール変数）を用いる。

第一に、巻末の補表A-1には共変量の一覧を示している。これらは家庭動向調査におけるレトロスペクティブな質問項目を活用しており、配偶者との死別に左右されない高齢女性の社会・経済変数を作成した。またこれらの共変量の処置群と対照群の平均値の標準化差異（normalized difference）⁴⁾を見ると、年齢や夫の誕生日には大きな差がみられるが、それ以外は概ね大きな差はない。これは配偶者の死亡という事象が高齢女性にとって

4) 標準化差異（normalized difference）とは、 μ を平均値、 σ を標準偏差、 t を処置群、 c を対照群としたときに $(\mu_t - \mu_c) / \sqrt{(\sigma_t^2 + \sigma_c^2) / 2}$ で表される指標であり、処置群と対照群の平均値の差 $\mu_t - \mu_c$ の scale-free measure である（Imbens and Rubin 2015）。Student や Welch の t 検定と異なり、平均値の差の統計的有意性を判断するためではなく、サンプルサイズの影響を受けずに平均値の差の程度を評価するために用いることができる。

ある程度外生的ショックとして（すなわち高齢女性の様々な属性とはある程度独立に）生じていることを示唆している。なお、実際の多重回帰分析の共変量および Lasso-ATET 推定における共変量候補には、これら以外に都道府県ダミーを追加している。

第二に、補表 A-2～A-5 には、世帯・住居、子どもの状況、本人の状況、収入・消費などの生活状況および健康水準のアウトカム変数の基本統計量を示している。生活状況の変数（A-2）については家庭動向調査および国民生活基礎調査の世帯票から作成し、健康水準の変数（A-3～A-5）は国民生活基礎調査の健康票から作成している。後者はほとんどが「はい-いいえ」という回答に基づく二値変数であり、項目によっては「はい」の解答が処置群・対照群両方で少ない（すなわちレアイベントである）ことに注意が必要である。なお「はい」の解答が非常に少ない項目については分析対象から除いている。

IV. 分析結果

すべての多重回帰モデルおよび Belloni et al. (2017) に基づく ATET (Lasso-ATET) の推定結果は文末の補表 B に記載している。多重回帰と Lasso-ATET の推定結果は、推定値には大きな違いがあるケースもあるものの、全体的な傾向は似通っている。以下では Lasso-ATET の推定結果について領域別に結果を示す⁵⁾。

1. 世帯構成・家族関係

表 1 には、世帯や住居関連の離散・連続変数のアウトカムへの影響の推定値を示している。それによると、配偶者との死別は、平均的な世帯人数の 0.86 人に減少に繋がる。これは、配偶者との死別によって引っ越して自身の子どもなど同居する高齢女性は存在するものの、全体の中での割合は小さいことを示唆している。一方、部屋数や床面積への影響の推定値はマイナスであるものの、世帯内の労働者数、部屋数、床面積への有意な影響はない。ただし、この分析サンプルには子供を有しない（したがって引っ越して子供と同居という選択肢がない）女性も含まれている。

表 1 世帯・住居の分析結果

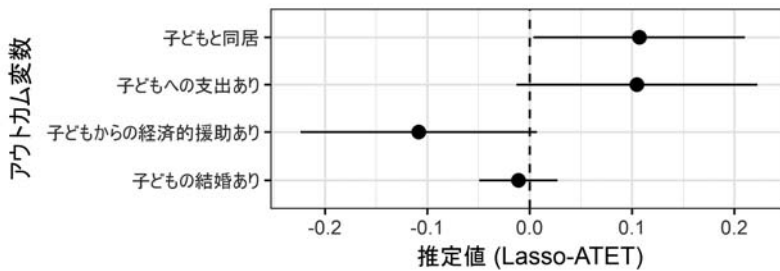
アウトカム変数	観測数	推定値	標準誤差	t 値	95%信頼区間	
世帯人数	1583	-0.863	0.073	-11.839	-1.006	-0.720
世帯内の労働者数	1483	0.020	0.030	0.664	-0.039	0.079
部屋数	1572	-0.115	0.168	-0.687	-0.445	0.214
床面積	1544	-53.346	46.756	-1.141	-144.989	38.296

注：推定値および標準誤差は Lasso-ATET 推定によるものである。

5) 多重回帰モデルと Lasso-ATET の推定結果の傾向が似通っている理由としては、第一に、配偶者の死亡が比較的、配偶者の社会・経済状況と独立に生じているために欠落変数バイアスの問題がもともと大きくない可能性があり、第二に、本論文の Lasso-ATET の推定において、多重回帰分析と比較した追加的な共変量候補は連続共変量の二次項のみであり、交差項や新たな共変量を用いていないがゆえに多重回帰分析と同様の欠落変数バイアスを有している可能性がある。

図1には、18歳以上の子どもを有する女性のみをサンプルにして、子どもとの関係についてのアウトカムを分析した結果を示している。なお、全てのアウトカム変数は0, 1の値を取る二値変数である。これによると、配偶者との死別は、高齢女性の子どもとの同居の確率を10%ポイントほど高め、子どもへの支出ありの確率を10%ポイントほど高め、一方で子供からの経済的援助の確率を10%ほど低くする（ただし後者2つは5%有意水準で有意ではない）。また子どもの結婚の有無には有意な影響はない。これらの結果の解釈としては、一部の高齢女性は配偶者の死亡後に子どもと同居し、その結果、居住費や生活費を子ども世帯とシェアする一方で、直接的な子どもからの経済的援助がなくなることなどが考えられる。

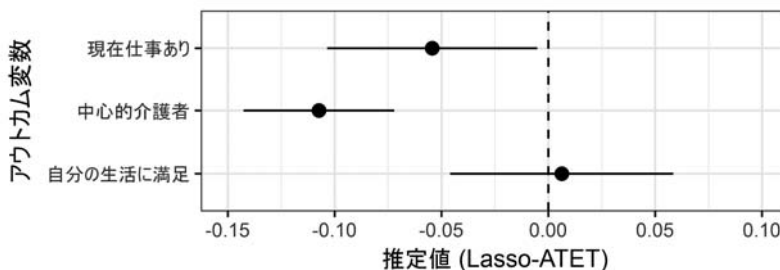
図1 子供の状況の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。なお分析サンプルは18歳以上の子どもを有する女性のみである。

図2は、現在仕事をしているか、中心的介護者であるか、自分の生活に満足しているかの二値変数をアウトカムとした分析結果である。これによると、配偶者と死別した高齢女性は死別しないケースと比べて5%ポイントほど仕事をしている確率が低く、中心的介護者である確率は11%ポイントほど低い。前者の結果の解釈は明らかではないが（夫の死亡による自営業の廃業などが考えられる）、後者については配偶者がいないために介護者となる確率が低くなるためと考えられる。一方、自身の生活満足度への影響は観察されなかった。

図2 本人の状況の分析結果



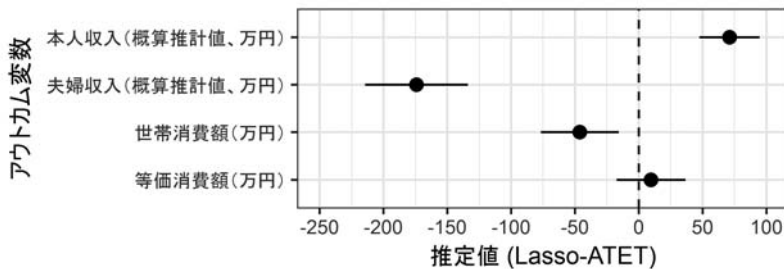
注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。

2. 収入と消費

図3には収入と消費関連のアウトカムに対する分析結果を記載している。本論文では国民生活基礎調査の所得票を用いることができないため、収入に関する統計としては、家庭動向調査による「昨年1年間の収入(税込)」の選択式回答の統計を用いた概算推計値を利用している点に留意が必要である。また消費については国民生活基礎調査の世帯票の「5月中の家計支出総額」に12(ヶ月)を掛け、年間消費額の推定値として用いている。

まず所得については、本人収入は死別女性のほうが70万円ほど増加する一方、夫婦収入は175万円ほど減少している。すなわち夫の死亡により夫婦合計でみた収入は約100万円ほど減少している。これらの統計は概算推計値であることに加え、世帯全体の収入ではない点に留意が必要である。次に消費については、世帯消費額も50万円ほど減少している一方で、世帯消費額を世帯人数の平方根で除した等価消費額でみると有意な減少は観察されない。すなわち、配偶者の死別は高齢女性本人の収入を増加させる(多くの場合は遺族厚生年金であると考えられる)一方で、夫婦合計あるいは世帯全体の収入・消費は減少させる。ただし等価消費額でみた消費水準は配偶者の死亡によって必ずしも悪化はしていない。

図3 収入・消費の分析結果



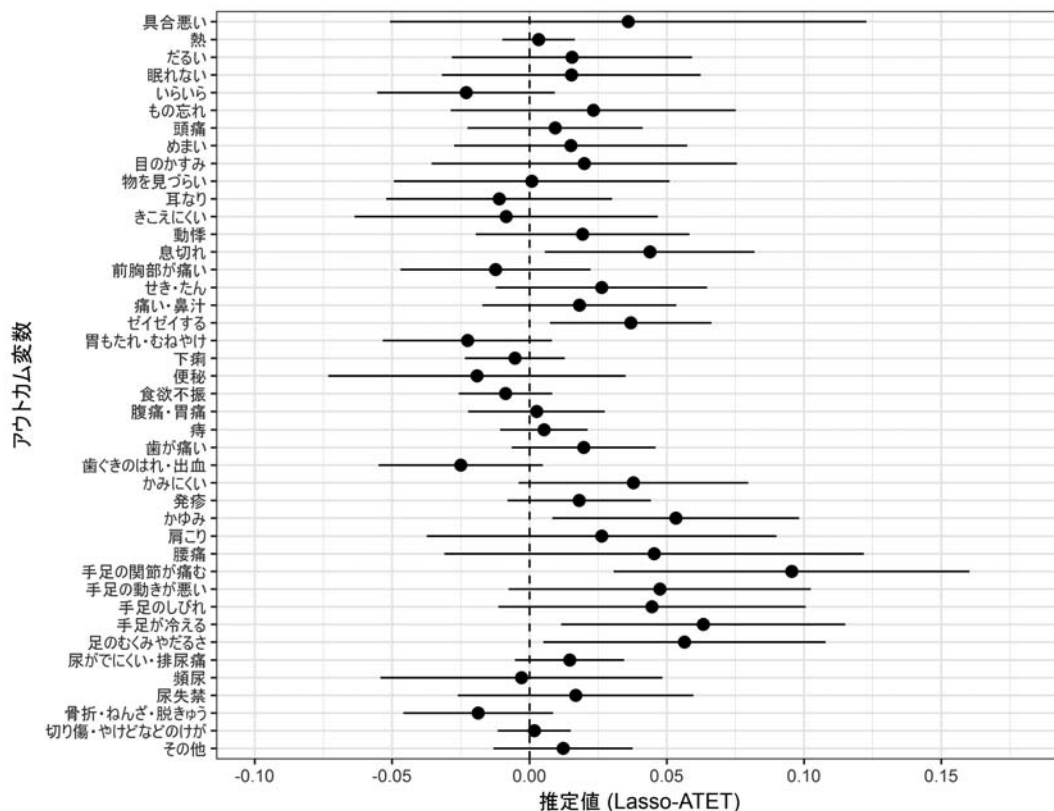
注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。ここで「本人収入」の変数は、「1. なし, 2. 100万未満, 3. 100~199万, 4. 200~299万, 5. 300~399万, 6. 400~499万, 7. 500~599万, 8. 600~799万, 9. 800~999万, 10. 1000~1199万, 11. 1200~1499万, 12. 1500万以上」という選択肢において、それぞれの選択肢の中央値(ただし 1. なしは0円, 12. 1500万以上は1500万)を収入の概算値とみなして計算した変数を用いている。また「夫婦収入」とは、「本人収入」と同様の方法で計算された夫の概算収入額の合計値である。なお死別高齢女性における「夫婦収入」とは「本人収入」と一致する。また「世帯消費額」は「5月中の家計支出総額」に12を掛け、年間消費額の推定値としており、「等価消費額」は「世帯消費額」を世帯人数の平方根で除したものである。

3. 健康水準

ここでは国民生活基礎調査の健康票情報を利用して、配偶者の死亡と高齢女性の健康水準の関連を検討する。まず図4は「ここ数日の病気やけがなどで体の具合の悪いところ(自覚症状)」をアウトカムとした分析結果である。これによると、死別高齢女性において「具合が悪い」と答える確率が有意に上昇するということが観察されないものの、個別の

症状を見ると、息切れ、ゼイゼイする、かゆみ、手足の関節痛、手足の冷え、足のむくみやだるさなどの自覚症状を有する確率は有意に4～10%ポイントほど高くなる傾向が観察された。このような傾向は単純な平均値の差（補表A-3）や多重回帰分析（補表B）でも観察され、欠落変数バイアスや偶然の結果の可能性はあるものの、配偶者との死別が健康悪化に繋がる可能性を示唆するものである。

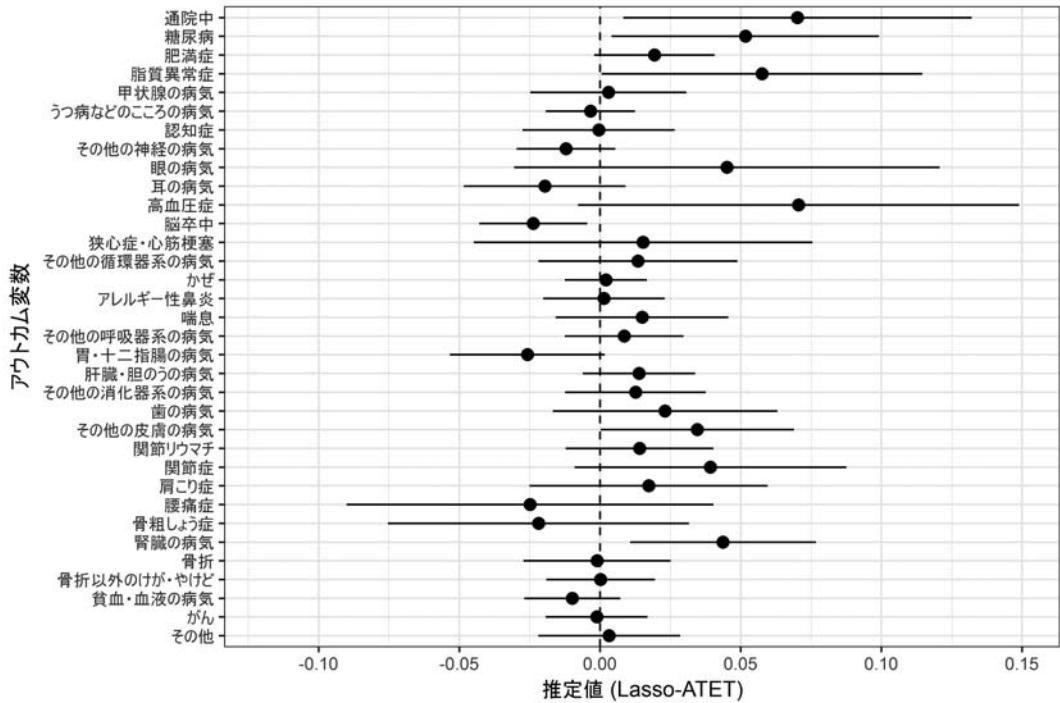
図4 自覚症状の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。個別の数値については補表Bを参照。なお実際の質問項目の構成としては、「具合が悪いところ（自覚症状）」があるか否かを聞いた上で、「具合が悪い」場合にその症状としてあてはまるものを選択させる形式となっている。

図5は「現在、傷病（病気やけが）で病院や診療所（医院，歯科医院），あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）に通っているか」という通院状況についての分析である。これによると、死別高齢女性は通院中となる確率が有意に高くなり、通院の対象となる傷病については糖尿病，肥満症，脂質異常症，高血圧症，腎臓の病気など，生活習慣と関連の深い複数の傷病についてそのような傾向が観察される。ただし，いずれも推定値は0.1以下（すなわち通院の増加は10%ポイント以下）であり，標準誤差も比較的大きいため，さらなる追加的分析が必要である。

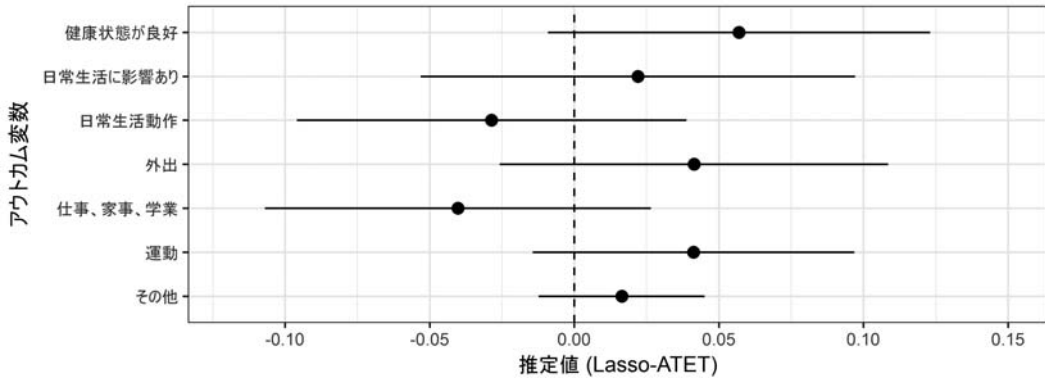
図5 通院中の傷病の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。個別の数値については補表Bを参照。なお実際の質問項目の構成としては、「通院中」か否かを聞いた上で、「通院中」の場合にその対象となる傷病としてあてはまるものを選択させる形式となっている。またパーキンソン病、アトピー性皮膚炎、痛風、更年期障害等の傷病については処置群・対照群両方において該当者がごく少数だったため分析対象から除いている。

図6は「現在の健康状況」および「健康上の問題で日常生活に影響があるか」についてのアウトカムの分析結果である。「現在の健康状況」については5%ポイントほどの正の値となっており、図5の結果から示唆される配偶者の死別による健康水準の悪化とは逆の結果となっている。ただし、「現在の健康状況」を含むいずれのアウトカム変数についても推定値は有意にゼロと異なる。

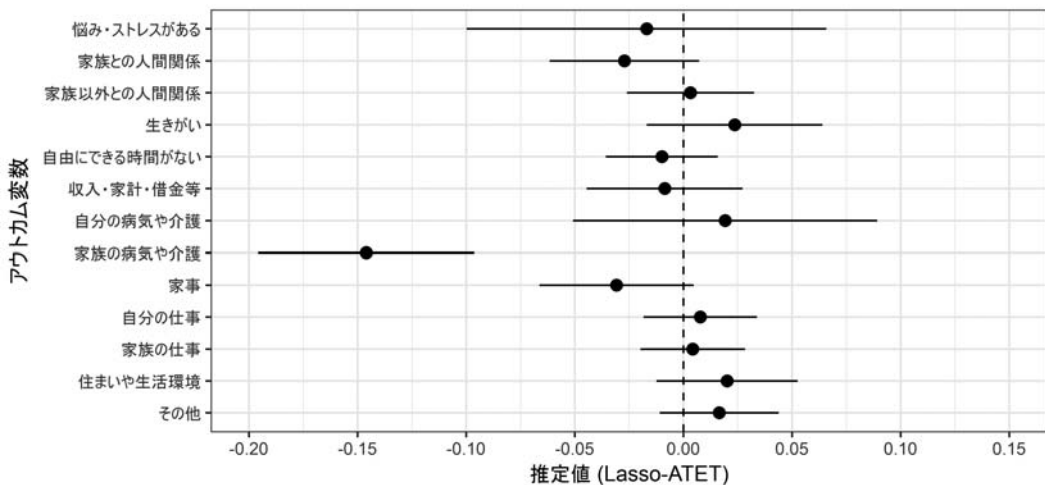
図6 健康状態の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。なお「健康状態が良好」については、「健康状態」が「1 よい, 2 まあよい, 3 ふつう, 4 あまりよくない, 5 よくない」の5段階の選択肢のうち1と2を選んだものを1, それ以外を0の二値変数としている。また「健康上の問題で日常生活に影響があるか」については、「影響がある」か否かを聞いた上で、「ある」場合にさらにどのようなことに影響があるのかを日常生活動作, 外出, 仕事・家事・学業, 運動, その他の中からあてはまるものを選択させる形式となっている。

図7は「現在、日常生活で悩みやストレスがある」かに関するアウトカムについての分析結果である。それによると、「家族の病気や介護」以外については推定値も小さく有意な影響は見られない一方で、「家族の病気や介護」については15%ポイント低くなっている。これは配偶者の死別により夫の病気や介護に関する悩みやストレスがなくなったためと考えられる。

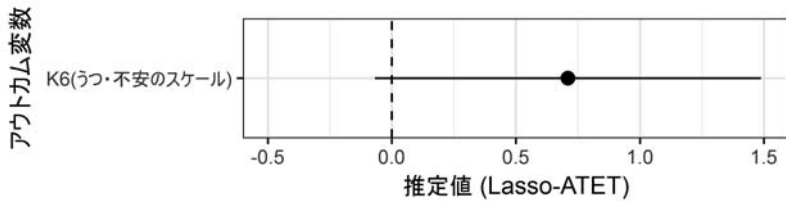
図7 悩み・ストレスの分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。なお実際の質問項目の構成としては、「悩みやストレスがある」か否かを聞いた上で、「ある」場合にその対象となる項目としてあてはまるものを選択させる形式となっている。

図8ではうつや不安を測る尺度である Kessler et al. (2002) の K6 スケールをアウトカムとした分析結果を示している。K6 スケールは0から24の値を取り、値が高いほど鬱や不安の度合いが高いと解釈される。分析結果によると配偶者との死別が高齢女性の K6 スケールを平均的に約0.7ポイント高めると解釈されるが、5%有意水準では有意ではない。

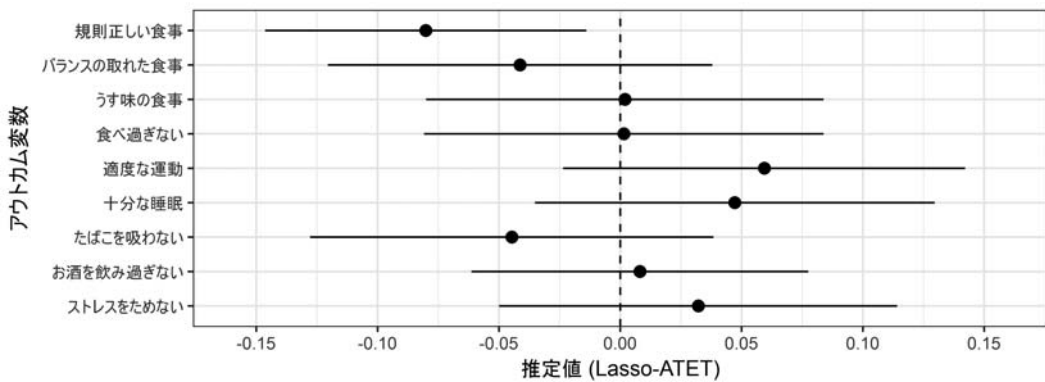
図8 K6 スケール（うつ・不安のスケール）の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。

図9は「日ごろ、健康のために実行している事柄」についての二値変数をアウトカムについての分析結果である。これによると死別高齢女性は規則正しい食事を実行していない傾向があることが示唆される。ただしそれ以外については有意な影響は見られない。

図9 健康のために実行している事柄の分析結果



注：推定値と95%信頼区間を示している。観測数や個別の数値については補表Bを参照。

V. 考察と結論

本論文では、平成25年（2013年）家庭動向調査と平成25年（2013年）国民生活基礎調査の世帯表・健康表とマッチさせたクロスセクションデータを用いて、配偶者との死別が高齢女性の生活状況や健康水準に与える影響の検証を行った。

その結果、配偶者の死亡は、一部の高齢女性において子供との同居を引き起こすものの、その割合は低く、世帯構成の再編には繋がらないケースが多いことが示唆された。また世帯レベルでみた収入・消費減にも直面する一方で、世帯人員を調整した等価消費額の減少は観察されなかった。これらの結果は、概ね（年金水準が相対的に高いために）独身・離別高齢女性と比較して死別高齢女性の貧困リスクは相対的に低いという先行研究の指摘と整合的である。

また健康水準については、一部の自覚症状や生活習慣に関連の深い傷病に対する通院については死別高齢女性において増加する傾向が見られた。また統計的に有意ではないもののうつ・不安のスケール（K6）はやや悪化し、規則正しい食生活の実施についても悪化する傾向が見られた。一方で、健康状態全般や悩み・ストレスなどについては大きな悪化はみられず、家族の病気・介護についてのストレスについては、おそらく配偶者の死亡による配偶者ケア負担の減少のために低くなる傾向がみられた。全体的にみて、規則正しい食生活が配偶者の死別をきっかけに乱れて健康を害するという結果は多くの先行研究と整合的であるが（Stahl and Schulz 2014）、配偶者のケア負担からの解放などの逆方向の影響が健康水準の悪化を相殺している側面もあると考えられる。

最後に高齢女性の生活状況と健康水準という観点から、本論文の分析結果の政策的含意や今後の課題について議論する。まず配偶者との死別が高齢女性の生活状況に与える影響について、本論文の分析結果は、配偶者の死亡に伴う遺族年金（主に遺族厚生年金）の給付が高齢女性の子どもとの同居の回避、貧困リスクの軽減、健康水準の全般的悪化の抑制に繋がっている可能性を示している。特に等価消費額の減少が観察されないことは、遺族厚生年金によって死別高齢女性の消費水準が一定程度維持され、それが子どもとの同居回避や健康水準の維持に繋がっていると推察される。逆に言えば、現行の遺族厚生年金水準の引き下げは、子どもとの同居（および死別高齢女性の経済的・社会的負担の子どもへの転化）や健康水準の悪化に繋がる可能性がある。むしろ現在においても死別高齢女性の全てが遺族厚生年金を受け取れるわけではないため、遺族厚生年金を受け取れない死別高齢女性の生活状況や健康水準への影響を別途検証することにより、死別高齢女性の遺族年金の増減の影響についてより詳しく検証することが重要である。

また配偶者との死別が高齢女性の健康水準に与える影響については、配偶者との死別は生活習慣（規則正しい食生活）の乱れや生活習慣と関連の深い傷病の通院の増加に繋がっている可能性が示唆された。そのメカニズムの詳細は不明ではあるものの、配偶者との死別が消費水準の低下に必ずしも繋がっていないのならば、生活上の伴侶の喪失による生活リズムの乱れなどがこれらの健康水準の悪化を引き起こしている可能性がある。その場合、死別高齢女性の健康水準の維持のためには、遺族年金などの所得保障に加えて、配偶者との死別に伴う生活変化の負の影響を抑えるための非金銭的な社会的ケアが必要であるといえるかもしれない。

なお本論文はクロスセクションデータを用いた予備的分析であり、サンプルサイズも小さい。従って、本論文の知見は他のデータや他のリサーチデザインを用いた分析によって

追加的に検証される必要がある。より良質のデータおよびリサーチデザインによって、配偶者との死別が高齢女性の生活状況や健康水準に与える影響の因果経路やメカニズムをより詳細に分析し、効果的な所得保障と社会的ケアの組み合わせのあり方を検討することが将来の課題である。

補表A

補表 A-1 共変量の基本統計量および平均値の差

変数	処置群 (死別高齢女性)			対照群 (有配偶高齢女性)			平均値 の差	標準化差異 (* if >0.2)
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差		
年齢	237	78.401	6.928	1346	71.687	5.626	6.714	1.064 *
きょうだい数(本人)	237	2.570	1.940	1346	2.813	1.715	-0.243	-0.133
きょうだい数(夫)	237	2.641	1.905	1346	2.788	1.761	-0.146	-0.080
本人最終学歴(小学校・新制中学校)	237	0.397	0.490	1346	0.319	0.466	0.078	0.163
本人最終学歴(旧制中学校・新制高校)	237	0.422	0.495	1346	0.438	0.496	-0.016	-0.033
本人最終学歴(専修学校(高卒後))	237	0.030	0.170	1346	0.058	0.234	-0.028	-0.139
本人最終学歴(高専・短大)	237	0.089	0.285	1346	0.103	0.303	-0.014	-0.047
本人最終学歴(大学)	237	0.046	0.211	1346	0.051	0.219	-0.004	-0.019
本人最終学歴(不詳)	237	0.017	0.129	1346	0.032	0.176	-0.015	-0.098
夫最終学歴(小学校・新制中学校)	237	0.338	0.474	1346	0.299	0.458	0.039	0.083
夫最終学歴(旧制中学校・新制高校)	237	0.325	0.469	1346	0.391	0.488	-0.066	-0.138
夫最終学歴(専修学校(高卒後))	237	0.008	0.092	1346	0.031	0.174	-0.023	-0.164
夫最終学歴(高専・短大)	237	0.046	0.211	1346	0.038	0.191	0.009	0.042
夫最終学歴(大学)	237	0.177	0.383	1346	0.192	0.394	-0.014	-0.037
夫最終学歴(大学院)	237	0.013	0.112	1346	0.013	0.112	0.000	0.000
夫最終学歴(不詳)	237	0.093	0.291	1346	0.037	0.189	0.056	0.227 *
はじめての仕事(一度も働いたことがない)	237	0.097	0.297	1346	0.048	0.214	0.049	0.188
はじめての仕事(常勤雇用者)	237	0.473	0.500	1346	0.663	0.473	-0.190	-0.391 *
はじめての仕事(パート・アルバイト)	237	0.139	0.347	1346	0.082	0.274	0.058	0.184
はじめての仕事(嘱託・派遣謝金)	237	0.017	0.129	1346	0.007	0.082	0.010	0.094
はじめての仕事(自営業者)	237	0.055	0.228	1346	0.037	0.189	0.018	0.084
はじめての仕事(家族従業者)	237	0.131	0.338	1346	0.066	0.249	0.065	0.218 *
はじめての仕事(不詳)	237	0.089	0.285	1346	0.097	0.297	-0.009	-0.030
結婚時の年齢	237	24.101	3.988	1346	25.038	5.056	-0.937	-2.206 *
夫の誕生日	237	1931	7.452	1346	1939	6.260	-8.027	-1.166 *
現在の結婚の婚姻届の有無	237	0.966	0.181	1346	0.967	0.178	-0.001	-0.006
現在の結婚タイプ(夫初婚・妻初婚)	237	0.869	0.338	1346	0.890	0.313	-0.021	-0.064
現在の結婚タイプ(夫初婚・妻再婚)	237	0.008	0.092	1346	0.021	0.143	-0.012	-0.103
現在の結婚タイプ(夫再婚・妻初婚)	237	0.051	0.220	1346	0.027	0.164	0.023	0.119
現在の結婚タイプ(夫再婚・妻再婚)	237	0.030	0.170	1346	0.011	0.105	0.018	0.130
結婚が決まったときの仕事(働いていなかった)	237	0.401	0.491	1346	0.253	0.435	0.148	0.320 *
結婚が決まったときの仕事(常勤雇用者)	237	0.308	0.463	1346	0.536	0.499	-0.228	-0.475 *
結婚が決まったときの仕事(パート・アルバイト)	237	0.080	0.272	1346	0.059	0.237	0.021	0.081
結婚が決まったときの仕事(嘱託・派遣謝金)	237	0.004	0.065	1346	0.007	0.086	-0.003	-0.042
結婚が決まったときの仕事(自営業者)	237	0.025	0.157	1346	0.028	0.166	-0.003	-0.018
結婚が決まったときの仕事(家族従業者)	237	0.131	0.338	1346	0.061	0.239	0.070	0.239 *
子供数	237	2.198	0.952	1346	2.048	0.847	0.151	0.167
父親最終学歴(小学校・新制中学校)	237	0.443	0.498	1346	0.413	0.493	0.030	0.061
父親最終学歴(旧制中学校・新制高校)	237	0.139	0.347	1346	0.152	0.359	-0.013	-0.037
父親最終学歴(専修学校(高卒後))	237	0.021	0.144	1346	0.023	0.150	-0.002	-0.013
父親最終学歴(高専・短大)	237	0.017	0.129	1346	0.027	0.164	-0.011	-0.072
父親最終学歴(大学・大学院)	237	0.059	0.236	1346	0.060	0.238	-0.001	-0.005
母親最終学歴(小学校・新制中学校)	237	0.464	0.500	1346	0.438	0.496	0.026	0.052
母親最終学歴(旧制中学校・新制高校)	237	0.160	0.368	1346	0.184	0.388	-0.024	-0.063
母親最終学歴(専修学校(高卒後))	237	0.030	0.170	1346	0.021	0.143	0.009	0.056
母親最終学歴(高専・短大)	237	0.030	0.170	1346	0.028	0.166	0.001	0.008
母親最終学歴(大学・大学院)	237	0.004	0.065	1346	0.007	0.082	-0.002	-0.033
父親の主な仕事(常勤雇用者)	237	0.253	0.436	1346	0.295	0.456	-0.042	-0.094
父親の主な仕事(パート・アルバイト)	237	0.000	0.000	1346	0.007	0.086	-0.007	-0.122
父親の主な仕事(嘱託・派遣謝金)	237	0.008	0.092	1346	0.002	0.047	0.006	0.085
父親の主な仕事(自営業者)	237	0.384	0.487	1346	0.317	0.466	0.067	0.140
父親の主な仕事(家族従業者)	237	0.034	0.181	1346	0.043	0.203	-0.009	-0.049
父親の主な仕事(無職)	237	0.021	0.144	1346	0.019	0.138	0.002	0.013
父親の主な仕事(不詳)	237	0.300	0.459	1346	0.316	0.465	-0.016	-0.035
母親の主な仕事(常勤雇用者)	237	0.055	0.228	1346	0.062	0.242	-0.008	-0.032
母親の主な仕事(パート・アルバイト)	237	0.013	0.112	1346	0.030	0.170	-0.017	-0.119
母親の主な仕事(嘱託・派遣謝金)	237	0.000	0.000	1346	0.002	0.047	-0.002	-0.067
母親の主な仕事(自営業者)	237	0.101	0.302	1346	0.110	0.313	-0.009	-0.028
母親の主な仕事(家族従業者)	237	0.190	0.393	1346	0.193	0.395	-0.003	-0.008
母親の主な仕事(無職)	237	0.329	0.471	1346	0.279	0.448	0.051	0.110
母親の主な仕事(不詳)	237	0.312	0.464	1346	0.324	0.468	-0.012	-0.025
父親の生死	237	0.013	0.112	1346	0.015	0.121	-0.002	-0.019
母親の生死	237	0.046	0.211	1346	0.107	0.309	-0.061	-0.229 *

補表 A-2 アウトカム変数の基本統計量および平均値の差 (その1)

変数	処置群 (死別高齢女性)			対照群 (有配偶高齢女性)			平均値 の差	標準化差異 (* if >0.2)
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差		
世帯・住居 (分析結果は表1)								
世帯人数 (人)	237	1.443	0.653	1346	2.396	0.653	-0.953	-1.460 *
世帯内の労働者数 (人)	221	0.249	0.345	1262	0.341	0.373	-0.092	-0.255 *
部屋数 (部屋)	237	5.764	2.382	1335	5.898	2.154	-0.134	-0.059
床面積 (平方メートル)	230	1067.261	619.422	1314	1144.531	577.817	-77.270	-0.129
子どもの状況 (分析結果は図1)								
子どもと同居	143	0.266	0.443	695	0.168	0.374	0.097	0.237 *
子どもへの支出あり	138	0.587	0.494	661	0.654	0.476	-0.067	-0.137
子どもからの経済的援助あり	139	0.345	0.477	657	0.495	0.500	-0.149	-0.305 *
子どもの結婚あり	143	0.958	0.201	695	0.964	0.186	-0.006	-0.031
本人の状況 (分析結果は図2)								
現在仕事あり	237	0.118	0.323	1346	0.236	0.425	-0.118	-0.313 *
中心的介護者	237	0.004	0.065	1346	0.087	0.282	-0.083	-0.404 *
自分の生活に満足	189	0.910	0.287	1205	0.903	0.296	0.007	0.025
収入・消費 (分析結果は図3)								
本人収入 (概算, 万円)	204	168.873	140.370	1041	109.606	140.958	59.266	0.421 *
夫婦収入 (概算, 万円)	204	178.186	150.212	1041	390.010	283.778	-211.823	-0.933 *
世帯消費額 (万円)	232	202.759	213.879	1309	276.486	210.309	-73.727	-0.348 *
等価消費額 (万円)	232	174.671	204.715	1309	179.944	125.433	-5.273	-0.031

補表 A-3 アウトカム変数の基本統計量および平均値の差 (その2)

変数	処置群 (死別高齢女性)			対照群 (有配偶高齢女性)			平均値 の差	標準化差異 (* if >0.2)
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差		
自覚症状 (分析結果は図4)								
具合悪い	226	0.593	0.492	1314	0.484	0.500	0.109	0.219 *
熱	226	0.009	0.094	1314	0.006	0.078	0.003	0.032
だるい	226	0.084	0.278	1314	0.059	0.236	0.025	0.096
眠れない	226	0.084	0.278	1314	0.063	0.243	0.021	0.080
いらいら	226	0.031	0.174	1314	0.043	0.204	-0.012	-0.066
もの忘れ	226	0.124	0.330	1314	0.087	0.282	0.037	0.121
頭痛	226	0.044	0.206	1314	0.039	0.193	0.005	0.027
めまい	226	0.075	0.264	1314	0.040	0.195	0.036	0.153
目のかすみ	226	0.146	0.354	1314	0.111	0.314	0.035	0.104
物を見づらい	226	0.102	0.303	1314	0.077	0.266	0.025	0.087
耳なり	226	0.062	0.242	1314	0.069	0.254	-0.007	-0.029
きこえにくい	226	0.115	0.320	1314	0.078	0.269	0.037	0.124
動悸	226	0.066	0.249	1314	0.038	0.191	0.028	0.127
息切れ	226	0.075	0.264	1314	0.030	0.170	0.046	0.205 *
前胸部が痛い	226	0.031	0.174	1314	0.021	0.142	0.010	0.066
せき・たん	226	0.071	0.257	1314	0.049	0.217	0.021	0.090
痛い・鼻汁	226	0.058	0.233	1314	0.039	0.193	0.019	0.087
ゼイゼイする	226	0.049	0.216	1314	0.013	0.113	0.036	0.208 *
胃もたれ・むねやけ	226	0.031	0.174	1314	0.053	0.225	-0.022	-0.111
下痢	226	0.013	0.115	1314	0.021	0.144	-0.008	-0.062
便秘	226	0.106	0.309	1314	0.085	0.279	0.021	0.071
食欲不振	226	0.009	0.094	1314	0.012	0.110	-0.003	-0.033
腹痛・胃痛	226	0.027	0.161	1314	0.021	0.142	0.006	0.040
痔	226	0.013	0.115	1314	0.011	0.103	0.003	0.024
歯が痛い	226	0.035	0.185	1314	0.024	0.154	0.011	0.065
歯ぐきのはれ・出血	226	0.022	0.147	1314	0.033	0.180	-0.011	-0.069
かみにくい	226	0.084	0.278	1314	0.050	0.218	0.034	0.135
発疹	226	0.035	0.185	1314	0.021	0.144	0.014	0.085
かゆみ	226	0.106	0.309	1314	0.053	0.223	0.054	0.199
肩こり	226	0.204	0.404	1314	0.173	0.378	0.031	0.079
腰痛	226	0.296	0.458	1314	0.205	0.404	0.092	0.213 *
手足の関節が痛む	226	0.230	0.422	1314	0.133	0.340	0.097	0.253 *
手足の動きが悪い	226	0.146	0.354	1314	0.067	0.250	0.079	0.258 *
手足のしびれ	226	0.146	0.354	1314	0.076	0.265	0.070	0.224 *
手足が冷える	226	0.133	0.340	1314	0.061	0.239	0.072	0.244 *
足のむくみやだるさ	226	0.137	0.345	1314	0.072	0.259	0.065	0.213 *
尿がでにくい・排尿痛	226	0.022	0.147	1314	0.009	0.095	0.013	0.105
頻尿	226	0.088	0.285	1314	0.063	0.243	0.025	0.096
尿失禁	226	0.071	0.257	1314	0.035	0.184	0.036	0.160
骨折・ねんざ・脱きゅう	226	0.013	0.115	1314	0.020	0.139	-0.007	-0.051
切り傷・やけどなどのけが	226	0.009	0.094	1314	0.009	0.095	0.000	-0.003
その他	226	0.031	0.174	1314	0.018	0.131	0.013	0.088

補表 A-4 アウトカム変数の基本統計量および平均値の差 (その3)

変数	処置群 (死別高齢女性)			対照群 (有配偶高齢女性)			平均値 の差	標準化差異 (* if >0.2)
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差		
通院中の傷病 (分析結果は図5)								
通院中	228	0.829	0.377	1316	0.705	0.456	0.124	0.296 *
糖尿病	228	0.118	0.324	1316	0.084	0.277	0.035	0.116
肥満症	228	0.026	0.160	1316	0.014	0.116	0.013	0.090
脂質異常症	228	0.180	0.385	1316	0.147	0.354	0.033	0.090
甲状腺の病気	228	0.031	0.173	1316	0.030	0.172	0.000	0.002
うつ病などのこころの病気	228	0.009	0.093	1316	0.014	0.119	-0.006	-0.053
認知症	228	0.026	0.160	1316	0.011	0.106	0.015	0.110
その他の神経の病気	228	0.004	0.066	1316	0.009	0.095	-0.005	-0.058
眼の病気	228	0.254	0.436	1316	0.172	0.377	0.083	0.203 *
耳の病気	228	0.018	0.132	1316	0.032	0.176	-0.014	-0.093
高血圧症	228	0.386	0.488	1316	0.299	0.458	0.087	0.185
脳卒中	228	0.004	0.066	1316	0.017	0.128	-0.012	-0.121
狭心症・心筋梗塞	228	0.088	0.284	1316	0.030	0.172	0.057	0.245 *
その他の循環器系の病気	228	0.057	0.232	1316	0.035	0.184	0.022	0.105
かぜ	228	0.009	0.093	1316	0.005	0.073	0.003	0.041
アレルギー性鼻炎	228	0.022	0.147	1316	0.029	0.168	-0.007	-0.044
喘息	228	0.035	0.184	1316	0.016	0.125	0.019	0.121
その他の呼吸器系の病気	228	0.022	0.147	1316	0.011	0.106	0.011	0.082
胃・十二指腸の病気	228	0.022	0.147	1316	0.033	0.180	-0.012	-0.070
肝臓・胆のうの病気	228	0.022	0.147	1316	0.011	0.103	0.011	0.089
その他の消化器系の病気	228	0.031	0.173	1316	0.020	0.139	0.011	0.070
歯の病気	228	0.083	0.277	1316	0.081	0.272	0.003	0.010
その他の皮膚の病気	228	0.061	0.241	1316	0.030	0.172	0.031	0.148
関節リウマチ	228	0.035	0.184	1316	0.021	0.142	0.015	0.089
関節症	228	0.114	0.319	1316	0.074	0.261	0.040	0.138
肩こり症	228	0.083	0.277	1316	0.066	0.249	0.017	0.065
腰痛症	228	0.162	0.370	1316	0.131	0.337	0.032	0.089
骨粗しょう症	228	0.105	0.308	1316	0.070	0.255	0.035	0.125
腎臓の病気	228	0.057	0.232	1316	0.008	0.091	0.049	0.276 *
骨折	228	0.018	0.132	1316	0.010	0.099	0.008	0.066
骨折以外のけが・やけど	228	0.013	0.114	1316	0.008	0.087	0.006	0.055
貧血・血液の病気	228	0.009	0.093	1316	0.014	0.116	-0.005	-0.047
がん	228	0.013	0.114	1316	0.014	0.116	-0.001	-0.005
その他	228	0.026	0.160	1316	0.022	0.147	0.004	0.028

補表 A-5 アウトカム変数の基本統計量および平均値の差 (その4)

変数	処置群 (死別高齢女性)			対照群 (有配偶高齢女性)			平均値 の差	標準化差異 (* if >0.2)
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差		
健康状態 (分析結果は図6)								
健康状態が良好	228	0.250	0.434	1304	0.264	0.441	-0.014	-0.032
日常生活に影響あり	228	0.355	0.480	1316	0.223	0.417	0.132	0.293 *
日常生活動作	223	0.157	0.365	1277	0.086	0.281	0.071	0.218 *
外出	223	0.202	0.402	1277	0.103	0.304	0.099	0.278 *
仕事, 家事, 学業	223	0.143	0.351	1277	0.122	0.328	0.021	0.063
運動	223	0.139	0.347	1277	0.079	0.270	0.060	0.193
悩み・ストレス (分析結果は図7)								
悩み・ストレスがある	226	0.496	0.501	1299	0.483	0.500	0.013	0.026
家族との人間関係	226	0.035	0.185	1299	0.087	0.282	-0.052	-0.216 *
家族以外との人間関係	226	0.040	0.196	1299	0.045	0.207	-0.005	-0.024
生きがい	226	0.071	0.257	1299	0.048	0.213	0.023	0.098
自由にできる時間がない	226	0.022	0.147	1299	0.032	0.177	-0.010	-0.063
収入・家計・借金等	226	0.053	0.225	1299	0.086	0.281	-0.033	-0.130
自分の病気や介護	226	0.235	0.425	1299	0.181	0.385	0.054	0.132
家族の病気や介護	226	0.035	0.185	1299	0.141	0.348	-0.105	-0.378 *
家事	226	0.031	0.174	1299	0.042	0.201	-0.011	-0.060
自分の仕事	226	0.031	0.174	1299	0.028	0.164	0.003	0.019
家族の仕事	226	0.027	0.161	1299	0.033	0.179	-0.007	-0.038
住まいや生活環境	226	0.053	0.225	1299	0.039	0.194	0.014	0.066
その他	226	0.040	0.196	1299	0.039	0.194	0.001	0.003
K6 スケール(分析結果は図8)								
K6 (うつ・不安スケール)	212	3.854	4.793	1236	3.066	3.898	0.787	0.180
健康のための心がけ (分析結果は図9)								
規則正しい食事	228	0.754	0.431	1319	0.804	0.397	-0.049	-0.119
バランスの取れた食事	228	0.531	0.500	1319	0.575	0.494	-0.045	-0.090
うす味の食事	228	0.557	0.498	1319	0.566	0.496	-0.009	-0.017
食べ過ぎない	228	0.605	0.490	1319	0.594	0.491	0.011	0.022
適度な運動	228	0.496	0.501	1319	0.520	0.500	-0.024	-0.049
十分な睡眠	228	0.535	0.500	1319	0.478	0.500	0.057	0.115
たばこを吸わない	228	0.522	0.501	1319	0.557	0.497	-0.035	-0.071
お酒を飲み過ぎない	228	0.259	0.439	1319	0.265	0.441	-0.006	-0.013
ストレスをためない	228	0.461	0.500	1319	0.456	0.498	0.004	0.008

補表 B

補表 B 分析結果表

アウトカム変数	多重回帰		Lasso-AETET		多重回帰		Lasso-AETET		多重回帰		Lasso-AETET		
	観測数	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	観測数	推定値	標準誤差	観測数	推定値	標準誤差	観測数	
表 1 世帯・住居													
世帯人数	1583	-0.908	0.051	-0.863	0.073	1540	-0.014	0.014	-0.025	0.015	1544	-0.052	0.028
世帯内の労働者数	1483	0.026	0.029	0.020	0.030	1540	0.041	0.022	0.038	0.021	1544	-0.028	0.023
部屋数	1572	-0.313	0.150	-0.115	0.168	1540	0.021	0.016	0.018	0.013	1544	0.036	0.014
床面積	1544	-93.436	42.925	-53.346	46.756	1540	0.042	0.022	0.053	0.023	1544	-0.001	0.001
図 1 子どもの状況													
子どもと同居	838	0.114	0.045	0.107	0.053	1540	0.004	0.034	0.026	0.033	1544	0.006	0.009
子どもへの支出あり	799	0.030	0.051	0.105	0.060	1540	0.011	0.035	0.045	0.039	1544	-0.001	0.008
子どもからの経済的援助あり	796	-0.100	0.056	-0.108	0.059	1540	0.075	0.032	0.096	0.033	1544	-0.010	0.008
子どもの結婚あり	838	-0.015	0.022	-0.011	0.020	1540	0.026	0.026	0.047	0.028	1544	-0.002	0.008
図 2 本人の状況													
現在仕事あり	1583	-0.028	0.029	-0.054	0.025	1540	0.065	0.025	0.063	0.026	1544	-0.006	0.013
中心的介護者	1583	-0.106	0.016	-0.107	0.018	1540	0.043	0.026	0.057	0.026	1544	0.059	0.036
自分の生活に満足	1394	0.010	0.027	0.006	0.027	1540	0.007	0.011	0.015	0.010	1544	0.010	0.036
図 3 収入・消費													
本人収入(概算値, 万円)	1245	70.943	12.037	71.241	12.046	1540	0.004	0.018	-0.003	0.022	1500	-0.007	0.028
夫婦収入(概算値, 万円)	1245	-172.802	17.550	-174.062	20.554	1540	-0.008	0.010	-0.019	0.014	1500	-0.049	0.028
世帯消費額(万円)	1541	-47.034	17.366	-46.109	15.531	1540	0.002	0.007	0.002	0.007	1500	0.015	0.026
等価消費額(万円)	1541	13.015	15.475	9.644	13.797	1540	0.009	0.014	0.012	0.013	1500	0.011	0.014
図 4 自覚症状													
具合悪い	1540	0.016	0.042	0.036	0.044	1544	0.028	0.033	0.070	0.032	1525	-0.030	0.040
熱	1540	0.004	0.006	0.003	0.007	1544	0.032	0.025	0.052	0.024	1525	-0.045	0.018
だるい	1540	0.021	0.021	0.016	0.022	1544	0.011	0.011	0.019	0.011	1525	-0.003	0.016
眠れない	1540	0.025	0.023	0.015	0.024	1544	0.047	0.031	0.058	0.029	1525	0.023	0.021
もの忘れ	1540	-0.016	0.015	-0.023	0.017	1544	-0.001	0.008	-0.003	0.008	1525	-0.012	0.021
頭痛	1540	-0.005	0.025	0.023	0.026	1544	-0.008	0.010	0.000	0.014	1525	-0.011	0.032
めまい	1540	0.009	0.017	0.009	0.016	1544	-0.008	0.007	-0.012	0.009	1525	-0.152	0.023
目のかすみ	1540	0.016	0.021	0.015	0.022	1544	0.039	0.034	0.045	0.039	1525	-0.033	0.016
物を見つらい	1540	-0.004	0.027	0.020	0.028	1544	-0.015	0.012	-0.020	0.015	1525	0.010	0.015
耳なり	1540	-0.018	0.020	-0.011	0.021	1544	0.001	0.039	0.071	0.040	1525	0.005	0.012
動き	1540	-0.012	0.026	-0.008	0.028	1544	-0.023	0.010	-0.024	0.010	1525	0.015	0.017
息切れ	1540	0.006	0.017	0.019	0.020	1544	0.035	0.022	0.015	0.031	1525	0.015	0.017
前胸部が痛い	1540	0.036	0.019	0.044	0.019	1544	0.010	0.019	0.013	0.018	1525	0.016	0.017
せき・たん	1540	-0.004	0.014	-0.012	0.018	1544	-0.001	0.015	0.001	0.011	1525	0.010	0.015
せき・鼻汁	1540	0.010	0.018	0.026	0.020	1544	0.017	0.013	0.015	0.016	1547	-0.087	0.035
せき・ゼイする	1540	0.011	0.019	0.018	0.018	1544	0.009	0.011	0.009	0.011	1547	-0.065	0.040
胃もたれ・むねやけ	1540	0.028	0.014	0.037	0.015	1544	-0.035	0.013	-0.026	0.014	1547	-0.022	0.041
下痢	1540	-0.025	0.017	-0.023	0.016	1544	0.018	0.011	0.014	0.010	1547	-0.024	0.041
便秘	1540	-0.014	0.010	-0.005	0.009	1544	0.005	0.013	0.013	0.013	1547	0.009	0.040
食欲不振	1540	-0.002	0.025	-0.019	0.028	1544	0.019	0.022	0.023	0.020	1547	0.053	0.040
腹痛・胃痛	1540	-0.013	0.009	-0.009	0.009	1544	0.028	0.019	0.035	0.018	1547	-0.074	0.040
痔	1540	0.002	0.014	0.003	0.013	1544	0.014	0.014	0.014	0.013	1547	-0.006	0.034
歯が痛い	1540	0.015	0.013	0.020	0.013	1544	-0.014	0.021	0.017	0.022	1547	0.013	0.040

図 5 通院中の傷病(続き)

腰痛症
骨粗しょう症
腎臓の病気
更年期障害等
骨折以外のけが・やけど
貧血・血液の病気
かん
その他

図 6 健康状態

健康状態が良好
日常生活に影響あり
日常生活動作
外出
仕事, 家事, 学業
運動
その他

図 4 自覚症状(続き)

歯ぐきのほれ・出血
かみにくく
発疹
かゆみ
肩こり
腰痛
手足の関節が痛む
手足の動きが悪い
手足のしびれ
手足が冷える
尿失禁
骨折・ねんざ・脱ぎゅう
足のむくみやだるさ
尿がでにくく・排尿痛
頻尿
尿失禁
骨折・ねんざ・脱ぎゅう
切り傷・やけどなどのけが
その他

図 5 通院中の傷病

通院中
糖尿病
肥満症
脂質異常症
甲状腺の病気
うつ病などのこころの病気
認知症
その他の神経系の病気
眼の病気
耳の病気
高血圧症
脳卒中
狭心症・心筋梗塞
その他の循環器系の病気
かぜ
アレルギー性鼻炎
喘息
その他の呼吸器系の病気
胃・十二指腸の病気
肝臓・胆のうの病気
その他の消化器系の病気
歯の病気
その他の皮膚の病気
関節リウマチ
関節症
肩こり症

図 7 悩み・ストレス

悩み・ストレスがある
家族との人間関係
家族以外との人間関係
生きがい
自由にてきる時間がない
収入・家計・借金等
家族の病気や介護
家事
自分の仕事
家族の仕事
住まいや生活環境
その他

図 8 K6スケール

K(うつ・不安)スケール
図 9 健康のための心がけ
規則正しい食事
バランスの取れた食事
うす味の食事
食べ過ぎない
適度な運動
十分な睡眠
たばこを吸わない
お酒を飲み過ぎない
ストレスをためない

参考文献

- van den Berg, G. J., Lindeboom, M., and Portrait, F. (2011) "Conjugal bereavement effects on health and mortality at advanced ages," *Journal of Health Economics*, Vol.30, No.4, pp.774-794.
- van den Berg, G. J., Lundborg, P., and Vikstrom, J. (forthcoming) "The economics of grief," *The Economic Journal*.
- Belloni, A., Chernozhukov, V., Fernández-Val, I., and Hansen, C. (2017) "Program evaluation and causal inference with high-dimensional data," *Econometrica*, Vol.85, No.1, pp.233-298.
- Chernozhukov, V., Hansen, C., and Spindler, M. (2016) "High-dimensional metrics in R". arXiv preprint arXiv:1603.01700.
- Stahl, S. T., and Schulz, R. (2014) "Changes in routine health behaviors following late-life bereavement: a systematic review," *Journal of behavioral medicine*, Vol.37, No.4, pp.736-755.
- Fadlon, I., and Nielsen, T. H. (2015) "Household responses to severe health shocks and the design of social insurance," NBER Working Paper No.21352.
- Imbens, G. W., and Rubin, D. B. (2015) *Causal inference in statistics, social, and biomedical sciences*. Cambridge University Press.
- Jensen, A. S. (2016). "Housing and savings responses to spousal death in retirement: evidence from Denmark", Working paper
- Kessler, R. C., Andrews, G., Colpe, L. J., Hiripi, E., Mroczek, D. K., Normand, S. L., Walters E.E., and Zaslavsky, A. M. (2002) "Short screening scales to monitor population prevalences and trends in non-specific psychological distress," *Psychological medicine*, Vol.32, No.6, pp.959-976.
- Stroebe, M., Schut, H., and Stroebe, W. (2007) "Health outcomes of bereavement," *The Lancet*, Vol.370, pp.1960-1973.
- Yamada, A. (2007). "Income distribution of people of retirement age in Japan," *Journal of Income Distribution*, Vol.16, No.3-4, pp.31-54.
- 阿部彩 (2015) 「女性のライフコースの多様性と貧困」『季刊社会保障研究』, Vol.51, No.2, pp.174-180.
- 稲垣誠一 (2009) 「2030年の高齢者像と年金制度改革——マイクロ・シミュレーションモデルによる分析——」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障の計量モデル分析—これからの年金・医療・介護』第11章, 東京大学出版会, pp.279-302
- 稲垣誠一 (2013) 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し—結婚・離婚行動変化の影響評価—」『季刊社会保障研究』, Vol.48, No.4, pp.396-409
- 稲垣誠一 (2015) 「女性と年金のマイクロシミュレーション」『日本年金学会シンポジウム女性と年金 女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて』(2015年11月26日開催)
講演録, http://www.pension-academy.jp/2015sympo/pdf/04_mr_inagaki.pdf (2016年3月31日最終確認)
- 梅崎薫・笠島茂・関根道和・成瀬優知・鏡森定信 (2003) 「高齢女性の配偶者死別とライフスタイル」『日本公衆衛生雑誌』第50巻第4号, pp.293-302.
- 岡林秀樹・杉澤秀博・矢富直美・中谷陽明・高梨薫・深谷太郎・柴田博 (1997) 「配偶者との死別が高齢者の健康に及ぼす影響と社会的支援の緩衝効果」『心理学研究』, Vol.68, No.3, pp.147-154.
- 菊池馨実 (2016) 「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』, Vol.1, No.2, pp.354-369.
- 藤森克彦 (2012) 「低所得高齢者の実態と求められる所得保障制度」『年金と経済』, 第30巻4号, pp.23-32.
- 山内昌和・菅桂太・菊池潤. (2016) 「第5回全国家庭動向調査の無回答の発生状況ならびに平成25年国民生活基礎調査(世帯票)の個票データとのマッチングに関する検討」『人口問題研究』第72巻第1号, pp.3-27.
- 山田篤裕 (2010) 「高齢期の新たな相対的貧困リスク」『季刊社会保障研究』, Vol.46, No.2, pp.111-126.

The Effects of Conjugal Bereavement on the Living Conditions and Health Status of Elderly Women: A Preliminary Analysis

Michihito ANDO

This paper studies the effects of conjugal bereavement on the living conditions and health of elderly women, using cross-sectional data from the National Survey on Family and the Comprehensive Survey of Living Conditions. Its findings are as follows. First, the death of their spouse leads some elderly women to live with their children, but the rate at which this occurs is not high, suggesting that conjugal bereavement does not necessarily cause changes in household structure. Second, while the death of a spouse causes a decrease in income and consumption at the household level, there is no observed decrease in "equivalent consumption", an adjusted consumption index that takes into account household size. Third, conjugal bereavement may increase certain self-reported states of poor physical condition, hospital visits for certain lifestyle-related diseases, and irregular eating habits. Fourth, on the other hand, there is no significant deterioration in overall levels of health and stress. Taken as a whole, these results indicate that the survivors' pension system enables elderly widows to maintain a certain level of consumption, avoid having to live with their children, and avoid experiencing a deterioration in their health status, but the loss of an important partner may change widows' lifestyles in a manner that negatively affects some lifestyle-related health outcomes.

 資 料

高齢者の居住状態の将来推計（2017年3月推計）

鈴木透・小山泰代・菅桂太

国立社会保障・人口問題研究所では世帯数の将来推計を公表しており、その中には世帯主が65歳以上、あるいは75歳以上である世帯主について家族類型別世帯数を表示している。しかしこれはあくまで世帯主に関する集計であり、そうした世帯には65歳未満の世帯員も含まれる反面、世帯主が65歳未満である世帯に所属する高齢世帯員は含まれないことになる。世帯主の年齢にかかわらず、高齢者がどのような世帯に所属しているかを示すためには、世帯推計とは別の推計枠組が必要になる。

国立社会保障・人口問題研究所では、2005年国勢調査に依拠した世帯数の将来推計を補完する形で、高齢者の居住状態の将来推計を行ったことがある。今回は同様の手法を用い、2010年国勢調査を出発点とした全国の高齢者の居住状態の将来推計を行った。

居住状態はまず一般世帯人員と施設世帯人員に分けられ、一般世帯人員は「単独」「夫婦のみ」「子と同居」「その他と同居」に分けられる。さらに「単独」「夫婦のみ」に対しては、近居子の有無を組み合わせた将来推計を行った。高齢者の居住状態は以下のような定義になる。

高齢者の居住状態

- | |
|---|
| 1a. 単独で近居子なし
1b. 単独で近居子あり
2a. 夫婦のみで近居子なし
2b. 夫婦のみで近居子あり
3. 子と同居
4. その他と同居
5. 施設 |
|---|

推計結果は、「単独」で居住する高齢者が顕著に増加する一方、子と同居・近居する高齢者は減少するというものである。こうした変化は、一定の地域差を保持しつつ進行する。本資料では65歳以上男女全体の居住状態別人口に関する結果のみ掲載する。推計方法および詳細な結果については、報告書『高齢者の居住状態の将来推計（2017年3月推計）』（所内研究報告書第71号）を参照されたい。

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合 (65歳以上総数)

	65歳以上男女計										人口(人)			
	単独					夫婦のみ					同居			
	総人口	施設世帯人員	一般世帯人員	近居なし	近居あり	近居なし	近居あり	近居なし	近居あり	子と同居	その他同居	(再掲) 同居なし	近居	
全国	29,483,665	1,669,615	27,814,050	4,979,781	3,581,877	1,397,904	9,698,329	7,358,687	2,341,641	13,135,940	12,007,641	1,128,299	10,938,564	3,739,545
北海道	1,360,460	102,573	1,257,887	263,795	186,742	77,053	543,582	422,237	121,346	450,510	401,061	49,449	608,979	198,399
青森県	354,290	23,728	330,562	51,781	41,452	10,329	91,448	71,358	20,090	173,173	14,160	14,160	187,333	30,419
岩手県	361,969	20,769	341,200	44,845	39,878	4,967	89,398	74,629	14,769	206,957	191,585	15,373	114,507	19,736
宮城県	524,405	25,937	498,468	66,991	55,259	11,332	142,207	117,956	24,251	289,670	270,462	19,207	173,215	35,583
秋田県	321,028	12,452	299,603	39,997	35,153	4,844	82,711	69,125	13,586	176,895	164,341	12,554	104,278	18,430
山形県	322,690	18,796	303,894	30,608	24,252	6,356	69,011	59,177	9,835	204,275	193,286	10,989	83,429	16,191
福島県	508,101	37,610	470,491	63,088	46,468	16,620	125,762	113,125	12,636	291,642	272,677	18,966	159,593	29,256
茨城県	668,192	34,125	634,067	78,048	57,595	20,453	194,307	146,532	47,775	361,712	337,710	24,002	204,127	68,228
栃木県	442,970	20,762	422,208	57,030	43,333	13,697	120,016	89,039	30,977	245,162	230,019	15,143	132,372	44,674
群馬県	473,551	27,374	446,177	65,449	48,674	16,775	147,755	117,665	30,088	232,974	215,107	17,867	166,339	46,863
埼玉県	1,470,251	68,717	1,401,534	208,111	117,461	90,650	506,088	375,777	130,312	687,333	633,522	53,812	493,238	220,962
千葉県	1,339,291	60,009	1,279,282	201,884	137,949	63,935	469,741	364,245	105,496	607,656	559,126	48,531	502,194	169,431
東京都	2,679,265	107,809	2,571,456	647,456	409,029	238,427	910,650	636,001	274,649	1,013,350	901,013	112,337	1,045,030	513,076
神奈川県	1,830,009	93,518	1,736,491	316,424	224,509	91,915	669,790	460,907	208,883	750,275	681,584	68,692	685,416	300,798
新潟県	623,955	37,384	586,571	67,593	55,393	12,200	154,128	126,040	28,088	364,850	344,331	20,519	181,433	40,288
富山県	286,254	19,046	267,208	32,544	28,883	3,661	73,395	57,118	16,277	161,269	151,031	10,238	86,001	19,938
石川県	277,554	22,018	255,536	38,212	30,789	7,423	80,717	64,413	16,305	136,606	126,862	9,744	95,202	23,728
福井県	203,228	13,902	189,326	23,360	19,213	4,147	50,507	39,231	11,276	115,459	109,161	6,298	58,444	15,423
長野県	212,810	11,281	201,529	30,475	25,090	5,384	66,545	50,722	15,823	104,531	96,905	7,626	75,812	21,187
山梨県	570,860	27,915	542,945	70,055	52,857	17,214	174,015	137,710	36,305	298,855	277,076	21,779	190,567	53,523
岐阜県	501,791	23,504	478,287	59,389	44,538	14,851	148,971	107,215	41,756	269,927	251,716	18,211	151,753	56,607
静岡県	896,948	45,682	851,266	110,828	83,803	27,025	254,201	183,690	70,512	486,285	451,814	34,421	267,493	97,537
愛知県	1,505,973	69,198	1,436,775	230,861	167,281	63,580	505,367	378,516	126,851	700,546	647,944	52,602	545,797	190,431
三重県	430,366	24,507	405,859	65,730	45,742	19,988	153,682	114,260	39,422	206,446	188,668	17,778	160,002	59,410
滋賀県	291,814	13,152	278,662	36,562	26,418	10,144	89,594	67,557	22,037	152,505	142,597	9,909	93,975	32,181
京都府	616,952	30,572	586,380	120,128	84,321	35,807	217,063	168,103	48,961	249,189	225,014	24,175	252,424	84,768
大阪府	1,984,854	97,768	1,887,086	445,633	303,998	141,635	717,052	522,286	194,767	724,400	645,651	78,749	826,284	336,402
兵庫県	1,289,876	64,864	1,225,012	244,821	183,028	61,793	462,084	365,425	96,659	518,107	468,668	49,439	548,453	158,452
奈良県	336,259	16,687	319,572	49,172	34,885	14,287	121,343	99,072	22,270	149,058	136,418	12,640	133,957	36,557
和歌山県	274,192	15,485	258,707	53,108	41,845	11,263	95,236	70,931	24,305	110,362	99,572	10,787	112,776	35,568
鳥取県	155,133	10,885	144,248	20,864	16,219	4,645	38,915	32,721	6,195	84,469	78,545	5,924	48,940	10,840
島根県	208,548	14,209	194,339	28,292	23,883	4,409	57,782	49,865	7,918	108,266	99,774	8,491	73,748	12,327
岡山県	489,498	33,321	456,177	76,261	60,835	15,426	162,454	121,351	41,103	217,462	198,090	19,373	182,186	56,529
広島県	686,220	42,720	643,500	129,031	98,956	30,075	250,726	192,227	58,500	263,741	238,089	25,652	291,183	88,575
山口県	406,140	30,391	375,749	76,772	61,271	15,501	150,249	123,529	26,727	148,729	130,891	17,837	184,794	42,228
徳島県	212,423	18,166	194,257	34,634	26,267	8,367	64,607	51,328	13,279	95,017	82,394	7,623	77,595	21,646
香川県	257,624	17,874	239,750	41,946	28,729	13,217	86,802	60,717	26,086	111,003	101,575	9,428	89,446	39,303
愛媛県	381,536	26,323	355,213	72,213	54,003	18,210	137,879	99,822	38,057	145,121	129,408	15,713	153,825	56,267
高知県	220,334	18,616	201,718	46,900	37,708	9,192	72,154	62,664	9,486	82,898	72,898	9,766	90,802	28,252
福岡県	1,132,437	85,570	1,046,867	217,577	163,177	54,400	371,023	296,533	74,492	458,266	411,784	46,481	459,710	128,892
佐賀県	209,010	17,247	191,763	26,874	22,754	4,120	53,385	43,712	9,673	111,504	103,899	7,605	66,466	13,793
長崎県	371,450	31,292	340,158	65,220	52,860	12,360	89,107	72,905	22,905	153,926	139,717	14,209	150,967	35,265
熊本県	466,743	35,971	430,772	72,263	58,526	13,737	140,757	113,233	27,524	217,753	196,884	20,868	171,759	41,261
大分県	318,794	23,737	295,057	55,229	43,183	12,046	112,125	93,854	18,271	127,701	114,075	13,626	137,037	30,317
宮崎県	292,790	22,414	270,376	55,875	38,343	16,532	108,995	82,514	26,481	106,506	94,840	11,666	120,857	43,013
鹿児島県	452,317	37,358	414,959	105,021	71,016	34,005	179,240	135,367	43,874	130,698	114,397	16,301	206,383	77,879
沖縄県	242,510	17,404	225,106	42,232	28,312	13,920	63,850	38,657	25,192	119,024	107,689	11,335	66,969	39,112

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合（65歳以上総数）

	65歳以上男女計					夫婦のみ				同居			(再掲)		人口(人)
	総人口	施設世帯人員	一般世帯人員	単独	近居者なし	近居者あり	近居者なし	近居者あり	同居	子と同居	その他と同居	同居なし	近居		
全国	33,951,871	1,924,299	32,027,572	6,008,310	4,559,032	1,449,278	11,200,138	8,878,935	2,321,203	14,819,125	13,579,673	1,239,452	13,437,967	3,770,481	
北海道	1,574,668	122,234	1,452,434	315,995	238,947	77,043	605,470	492,909	112,560	530,969	472,802	58,167	731,856	189,609	
青森県	392,158	27,001	365,157	59,770	49,757	10,019	101,925	82,794	19,132	203,462	188,331	15,131	132,551	29,145	
岩手県	387,884	23,007	364,877	51,024	46,217	4,807	97,280	83,226	14,053	216,573	201,059	15,514	129,443	18,860	
宮城県	592,937	29,349	563,588	80,340	68,694	11,646	133,999	123,985	23,985	319,648	298,755	20,894	208,309	35,631	
秋田県	344,378	32,052	320,588	45,103	40,539	4,564	89,580	76,956	12,624	185,901	172,723	13,177	117,495	17,188	
山形県	344,615	20,393	324,222	35,496	29,121	6,375	78,051	68,282	9,769	210,675	199,378	11,296	97,403	16,144	
福島県	550,426	29,689	520,737	72,462	55,692	16,770	141,796	129,690	12,107	306,479	286,607	19,872	185,382	28,877	
茨城県	776,283	38,211	738,072	96,776	75,622	21,154	230,342	182,197	48,145	410,954	383,802	27,152	257,819	69,299	
栃木県	513,650	23,052	490,598	70,082	55,904	14,178	143,109	111,636	31,473	277,408	260,250	17,157	167,540	45,651	
群馬県	543,473	30,743	512,730	69,021	61,943	7,077	171,160	141,588	29,572	282,549	242,686	19,863	203,531	46,649	
埼玉県	1,786,430	83,276	1,703,154	269,665	168,850	100,815	111,553	480,880	130,672	821,936	760,931	61,005	649,730	231,487	
千葉県	1,621,690	72,499	1,549,191	258,868	191,045	67,823	566,652	462,722	103,934	723,666	668,896	54,770	633,767	171,757	
東京都	3,077,320	123,847	2,953,473	521,203	255,492	273,351	1,058,333	773,351	284,982	1,118,447	1,001,742	116,745	1,294,554	540,474	
神奈川県	2,203,077	116,325	2,086,752	402,515	304,028	98,488	804,976	590,383	214,593	879,261	803,480	75,781	894,411	313,081	
新潟県	688,636	41,147	647,489	80,374	67,942	12,432	176,090	148,331	27,761	391,025	369,110	21,915	216,273	40,193	
富山県	325,250	21,300	303,950	38,989	35,370	3,620	85,423	69,404	16,019	179,539	168,193	11,346	104,774	19,639	
石川県	322,484	15,028	297,456	46,216	38,783	7,434	95,084	78,987	16,097	156,156	144,908	11,247	117,770	23,551	
福井県	226,956	15,525	211,431	27,532	23,326	4,226	58,236	46,974	11,261	125,644	118,766	6,878	70,300	15,487	
長野県	236,303	12,211	224,092	35,668	30,322	5,346	74,605	59,071	15,534	113,820	105,707	8,111	89,393	20,880	
山梨県	625,353	30,036	595,317	81,190	63,793	17,397	193,077	157,672	35,404	321,050	298,313	22,737	221,465	52,801	
岐阜県	570,838	26,299	544,539	71,648	56,490	15,158	170,957	129,478	41,477	301,935	282,115	19,820	185,968	56,635	
静岡県	1,026,869	51,708	975,161	135,776	107,883	27,893	296,984	226,051	70,933	542,400	505,537	36,864	333,934	98,826	
愛知県	1,789,229	82,667	1,706,562	288,879	221,727	67,152	599,886	471,448	128,438	817,797	759,645	58,153	693,175	195,590	
三重県	505,852	27,604	478,248	77,223	56,700	20,523	172,015	133,373	38,642	229,189	210,039	19,151	190,073	59,165	
滋賀県	343,739	14,814	328,925	45,325	34,598	10,727	106,327	83,869	22,458	177,273	165,840	11,432	118,467	33,185	
京都府	730,729	35,769	694,960	147,895	111,248	36,646	256,188	208,285	47,904	290,877	263,502	27,375	319,533	84,550	
大阪府	2,345,351	118,852	2,226,499	548,035	400,921	147,113	843,677	649,949	193,729	834,788	748,815	85,971	1,050,870	340,842	
兵庫県	1,501,342	75,738	1,425,604	296,662	233,557	63,105	534,056	439,754	94,303	594,886	540,102	54,784	673,311	157,408	
奈良県	392,214	19,194	373,020	60,037	45,431	14,607	139,929	118,754	21,176	173,053	158,762	14,291	164,185	35,783	
和歌山県	300,566	16,945	283,621	60,272	49,334	10,938	103,391	80,351	23,041	119,959	108,461	11,497	129,685	33,979	
鳥取県	169,983	11,890	158,093	23,815	19,235	4,579	43,691	37,710	5,982	90,587	84,182	6,405	56,945	10,561	
島根県	224,744	15,357	209,387	31,643	27,437	4,205	62,823	55,396	7,428	114,921	105,769	9,152	82,833	11,633	
岡山県	549,521	37,349	512,172	89,090	73,756	15,334	182,328	142,022	40,306	240,754	219,662	21,092	215,778	55,640	
広島県	793,756	49,060	744,696	153,869	123,486	30,384	288,463	231,475	56,987	302,364	273,419	28,944	354,961	87,371	
山口県	449,750	33,710	416,040	87,235	72,344	14,891	163,617	138,925	24,692	165,189	145,337	19,852	211,269	39,583	
徳島県	236,255	20,505	215,750	39,699	31,592	8,106	72,120	59,503	12,617	103,932	95,383	8,548	91,095	20,723	
香川県	292,532	19,909	272,623	49,179	35,814	13,364	98,607	73,137	25,470	124,838	113,866	10,972	108,951	38,834	
愛媛県	424,267	29,252	395,015	82,503	64,862	17,642	151,135	114,937	36,197	161,377	143,823	17,555	179,799	53,839	
高知県	241,147	20,551	220,596	52,771	44,080	8,692	78,711	60,741	17,970	89,115	78,525	10,590	104,821	26,662	
福岡県	1,330,354	101,154	1,229,200	262,603	207,728	54,876	434,855	361,812	73,044	531,741	478,611	53,130	569,540	127,920	
佐賀県	208,543	19,106	189,437	30,760	26,674	4,086	59,903	50,409	9,493	120,773	112,489	8,285	77,083	13,579	
長崎県	430,797	34,971	395,826	73,966	62,078	11,888	132,403	110,801	21,602	167,487	151,851	15,635	172,879	33,460	
熊本県	513,420	40,103	473,317	82,692	69,003	13,689	154,809	128,251	26,558	235,816	213,250	22,564	197,254	40,247	
大分県	354,357	26,709	327,628	63,241	51,436	11,805	123,104	105,851	17,253	141,283	126,217	15,066	137,287	29,058	
宮崎県	326,750	25,499	301,251	63,120	46,493	16,625	119,300	94,106	25,194	118,832	105,540	13,292	140,599	41,819	
鹿児島県	485,779	40,926	444,853	115,374	81,840	33,534	189,470	147,892	41,578	140,009	122,079	17,931	229,732	75,112	
沖縄県	279,256	20,192	259,064	51,226	36,184	15,042	75,045	47,988	27,056	132,793	120,451	12,342	84,172	42,098	

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合（65歳以上総数）

	65歳以上男女計				夫婦のみ				同居				(再掲)		人口(人)
	総人口	施設世帯 人員	一般世帯 人員	単独	近居子 なし	近居子 あり	夫婦のみ	近居子 なし	近居子 あり	同居	子と 同居	その他 と同居	同居 なし	近居	
全国	36,123,804	2,140,399	33,983,405	6,678,761	5,198,811	1,479,950	11,980,007	9,702,297	2,277,711	15,324,636	14,259,866	1,064,770	14,901,108	3,757,661	
北海道	1,696,536	139,030	1,557,506	351,721	276,063	75,659	633,986	530,123	103,863	571,799	520,063	51,736	806,186	179,522	
青森県	413,942	29,485	384,457	65,535	55,923	9,612	109,210	91,087	18,123	209,713	196,353	13,361	147,010	27,735	
岩手県	405,728	24,443	381,285	55,962	51,352	4,610	104,393	90,912	13,481	220,929	207,345	13,585	142,264	18,091	
宮城県	653,553	32,057	621,046	81,751	11,873	184,390	160,791	323,738	323,799	342,542	323,738	19,093	242,542	35,672	
秋田県	356,669	25,021	331,648	48,950	44,676	4,273	95,121	83,334	11,786	187,577	175,938	11,639	128,010	16,059	
山形県	358,751	20,867	337,884	39,694	33,374	6,320	86,454	76,751	9,703	211,736	201,853	9,883	110,125	16,023	
福島県	605,748	32,466	573,282	83,828	66,627	17,202	161,330	149,456	11,875	328,123	309,589	18,534	216,083	29,077	
茨城県	844,003	41,438	802,565	111,978	90,314	21,664	254,260	206,752	47,502	436,328	412,363	23,965	297,071	69,166	
栃木県	559,801	24,542	535,259	80,837	66,341	14,496	160,639	129,114	31,525	293,782	278,569	15,214	195,455	46,021	
群馬県	577,951	33,095	544,856	88,403	71,105	17,298	184,349	155,559	28,990	271,904	254,662	17,241	226,664	46,288	
埼玉県	1,942,553	99,791	1,842,742	312,555	204,839	107,715	660,945	532,811	128,134	869,243	816,450	52,793	737,650	235,849	
千葉県	1,763,979	85,607	1,678,372	297,893	227,243	70,649	613,874	512,587	101,287	766,605	719,759	46,846	739,830	171,936	
東京都	3,240,999	139,160	3,101,839	849,059	583,886	265,173	1,134,223	844,484	289,740	1,118,556	1,024,116	94,440	1,428,370	554,913	
神奈川県	2,378,146	138,166	2,239,980	458,246	354,888	103,358	870,957	655,684	215,273	910,777	846,589	64,189	1,010,572	318,631	
新潟県	724,551	43,288	681,243	90,380	77,869	12,511	192,869	165,508	27,362	397,994	379,009	18,985	243,377	39,873	
富山県	336,631	22,901	313,730	42,942	39,280	3,660	92,188	76,172	16,016	178,601	169,579	9,023	115,452	19,676	
石川県	339,199	27,280	311,919	51,306	43,730	7,577	103,039	86,947	16,091	157,574	148,584	8,991	130,677	23,668	
福井県	238,058	16,496	221,562	30,468	26,185	4,283	63,681	52,408	11,273	127,414	121,647	5,766	78,593	15,536	
長野県	249,173	12,788	236,385	34,109	34,109	5,286	79,539	64,434	15,105	117,452	110,338	7,113	98,543	20,391	
山梨県	645,494	30,822	614,672	88,396	70,869	17,527	202,762	168,133	34,628	323,515	304,284	19,230	239,002	52,155	
岐阜県	598,159	28,389	569,770	79,890	64,371	15,519	181,506	140,615	40,891	308,374	291,748	16,626	204,986	56,410	
静岡県	1,089,795	56,655	1,033,140	153,397	124,820	28,577	322,153	251,665	70,488	557,590	526,271	31,319	376,485	99,065	
愛知県	1,907,699	95,173	1,812,526	325,312	254,926	70,387	641,248	513,017	128,232	845,967	797,513	48,454	767,943	198,619	
三重県	527,616	29,476	498,140	84,618	63,694	20,925	179,313	141,736	37,577	234,209	218,040	16,169	205,430	58,502	
滋賀県	372,421	16,125	356,296	51,982	40,714	11,268	116,693	94,023	22,671	187,621	177,767	9,854	134,737	33,939	
京都府	768,685	40,197	728,488	163,104	125,680	37,425	271,125	224,191	46,936	294,258	271,977	22,282	349,871	84,361	
大阪府	2,466,902	139,605	2,327,297	600,524	450,242	150,281	883,276	694,202	189,074	843,497	771,555	71,943	1,144,444	339,355	
兵庫県	1,587,699	85,039	1,502,660	328,254	264,071	64,183	563,662	472,042	91,619	610,744	564,339	46,405	736,113	155,802	
奈良県	415,940	21,454	394,486	67,459	52,547	14,913	146,659	126,616	20,044	180,368	168,121	12,247	179,163	34,957	
和歌山県	307,484	17,855	289,629	64,003	53,349	10,654	106,305	83,525	21,780	120,321	110,735	9,586	136,874	32,434	
鳥取県	178,214	12,354	165,860	25,963	21,466	4,497	47,383	41,558	5,825	92,514	86,962	5,550	63,024	10,322	
島根県	230,039	15,783	214,256	33,535	29,506	4,029	63,990	58,871	7,118	114,732	107,107	7,625	88,377	11,147	
岡山県	569,143	40,190	528,953	96,473	81,086	15,387	190,597	150,998	39,601	241,883	224,616	17,266	232,084	54,988	
広島県	838,517	53,854	784,663	169,031	138,334	30,698	304,913	249,553	55,360	310,719	286,373	24,346	387,887	86,058	
山口県	462,264	36,046	426,218	92,780	78,298	14,482	167,268	144,135	23,133	166,170	149,594	16,576	222,433	37,615	
徳島県	247,105	21,811	225,294	43,004	35,143	7,860	76,735	64,665	12,070	105,555	98,227	7,328	99,808	19,930	
香川県	304,708	21,108	283,600	53,315	39,875	13,440	104,653	79,635	25,018	125,631	116,538	9,094	119,510	38,458	
愛媛県	441,823	31,032	410,791	88,573	71,474	17,100	156,717	122,320	34,398	165,501	150,334	15,167	193,794	51,498	
高知県	246,367	21,444	224,923	55,265	47,002	8,262	81,471	64,356	17,115	88,188	79,431	8,756	111,358	25,377	
福岡県	1,445,547	114,337	1,331,210	293,740	238,943	54,798	474,446	403,282	71,162	563,023	515,336	47,688	642,225	125,960	
佐賀県	246,683	20,358	226,325	34,094	30,071	4,023	65,574	56,292	9,282	126,657	119,057	7,600	86,363	13,305	
長崎県	434,715	37,510	397,205	69,320	69,320	11,232	140,914	120,629	20,285	175,738	161,343	14,396	189,949	31,517	
熊本県	545,429	42,926	502,503	90,659	77,205	13,456	165,125	139,616	25,510	246,719	226,070	20,649	216,821	38,966	
大分県	372,078	28,616	343,462	68,395	56,879	11,516	123,129	112,734	16,395	145,939	132,892	13,047	169,613	27,911	
宮崎県	348,827	27,628	321,199	69,048	52,680	16,369	125,698	101,925	23,774	136,453	114,087	12,365	154,605	40,143	
鹿児島県	514,494	43,012	471,482	122,810	90,706	32,105	197,025	158,161	38,864	151,647	133,959	17,687	248,867	70,969	
沖縄県	324,026	23,228	300,798	61,809	45,986	15,822	86,821	58,886	27,935	152,169	139,049	13,120	104,872	43,757	

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合（65歳以上総数）

	2025年					65歳以上男女計					人口(人)			
	総人口	施設世帯人員	一般世帯人員	単独	夫婦のみ	近居子なし	近居子あり	同居	子と同居	その他と同居	(再掲) 同居なし	近居		
全国	36,573,487	2,308,777	34,264,710	7,006,663	5,513,790	1,492,874	12,007,501	9,814,351	2,183,149	15,250,547	14,359,332	891,214	15,328,141	3,686,023
北海道	1,716,195	151,520	1,564,675	366,656	292,534	74,121	623,923	527,992	95,929	574,097	532,128	41,969	820,526	170,050
青森県	415,361	30,487	384,874	68,015	58,835	9,181	111,330	94,264	17,067	205,529	194,432	11,097	153,099	26,248
岩手県	404,081	24,504	379,577	58,227	53,772	4,455	107,166	94,194	12,972	214,185	203,283	10,902	147,966	17,427
宮城県	678,155	34,312	643,843	101,886	89,893	11,993	193,518	172,062	23,456	330,363	330,363	16,078	261,955	35,449
秋田県	352,577	24,968	327,609	50,646	46,603	4,045	96,603	85,556	11,047	180,360	170,997	9,362	132,156	15,092
山形県	358,808	20,575	338,233	42,330	36,042	6,288	91,282	81,706	9,576	204,620	196,655	7,965	117,748	15,864
福島県	614,859	32,284	582,575	88,539	71,673	16,927	169,566	158,088	11,477	324,410	309,176	15,235	229,761	28,404
茨城県	862,048	44,558	817,490	120,534	98,443	22,090	260,687	214,578	46,109	436,269	416,957	19,312	313,021	68,199
栃木県	575,477	25,697	549,780	87,080	72,443	14,637	168,334	137,251	31,083	294,366	281,979	12,388	209,694	45,720
群馬県	581,686	34,954	546,732	92,921	75,491	17,430	185,741	157,726	28,014	268,070	253,965	14,105	233,217	45,444
埼玉県	1,982,496	117,628	1,864,868	335,516	223,771	111,944	658,789	536,040	122,749	870,364	826,064	44,300	759,811	234,693
千葉県	1,797,765	98,477	1,699,288	317,196	244,926	72,269	612,604	515,769	96,835	769,487	730,790	38,697	760,695	169,104
東京都	3,322,479	151,713	3,170,766	890,192	620,246	269,946	1,156,182	869,348	286,833	1,124,393	1,042,744	81,649	1,489,594	556,779
神奈川県	2,447,904	158,533	2,289,371	490,983	384,472	106,511	881,124	671,109	210,015	917,264	861,907	55,356	1,055,581	316,526
新潟県	724,601	44,166	680,435	96,053	83,469	12,582	199,490	172,615	26,875	384,893	369,796	15,097	256,084	39,457
富山県	331,731	23,855	307,876	44,813	41,108	3,704	92,108	76,512	15,596	170,955	163,953	7,002	117,620	19,300
石川県	341,797	29,053	312,744	54,286	46,575	7,712	103,868	88,216	15,652	154,590	147,323	7,268	134,791	23,364
福井県	239,967	16,970	222,997	32,233	27,926	4,308	65,790	54,698	11,092	124,973	120,260	4,713	82,624	15,400
長野県	252,457	13,109	239,348	41,438	36,242	5,196	80,608	66,163	14,445	117,302	111,303	5,999	102,405	19,641
山梨県	642,920	31,058	611,862	92,342	74,700	17,548	202,310	169,011	33,299	317,303	301,223	16,080	243,711	50,847
岐阜県	597,834	29,981	567,853	84,312	68,529	15,783	180,159	140,846	39,312	303,382	289,708	13,674	209,375	55,095
静岡県	1,101,284	60,674	1,040,610	163,297	134,247	29,050	327,639	258,981	68,657	549,674	523,726	25,947	393,228	97,707
愛知県	1,943,329	106,956	1,836,373	345,580	272,812	72,767	639,377	514,830	124,548	851,576	810,165	41,411	787,642	197,315
三重県	527,989	30,936	497,053	88,478	67,315	21,163	176,277	140,467	35,811	232,279	218,690	13,589	207,782	56,974
滋賀県	384,696	17,278	367,418	56,490	44,750	11,742	119,300	97,025	22,275	191,627	183,292	8,336	141,775	34,017
京都府	769,725	43,997	725,728	169,713	131,816	37,897	266,118	221,237	44,881	289,898	271,634	18,264	353,053	82,778
大阪府	2,457,235	158,793	2,298,442	612,997	462,601	150,397	853,248	674,270	178,979	832,196	771,258	60,940	1,136,871	329,376
兵庫県	1,599,663	92,621	1,507,042	342,699	278,075	64,624	554,773	467,693	87,080	609,571	570,195	39,376	745,768	151,704
奈良県	417,066	23,658	393,408	71,192	56,117	15,075	142,060	123,509	18,552	180,155	170,058	10,097	179,626	33,627
和歌山県	302,906	18,286	284,620	64,789	54,492	10,297	101,753	81,529	20,223	118,080	110,180	7,900	136,021	30,520
鳥取県	178,855	12,421	166,434	27,005	22,596	4,409	48,518	42,899	5,619	90,911	86,400	4,511	65,495	10,028
島根県	226,144	15,460	210,684	39,042	30,151	3,892	65,831	59,025	6,805	110,811	104,808	6,003	89,176	10,697
岡山県	566,939	41,899	525,040	99,904	84,455	15,447	187,590	149,529	38,061	223,548	223,306	14,242	233,984	53,508
広島県	844,283	57,579	786,704	176,024	145,171	30,850	300,350	247,680	52,670	310,333	290,211	20,122	392,851	83,520
山口県	451,470	37,183	414,287	93,554	79,367	14,167	160,160	138,622	21,537	160,594	147,391	13,203	217,989	35,704
徳島県	245,950	22,214	223,736	44,273	36,626	7,647	76,538	65,127	11,410	102,925	97,070	5,856	101,753	19,057
香川県	308,780	21,683	282,097	55,179	41,768	13,412	104,007	80,018	23,988	122,911	115,556	7,355	121,786	37,400
愛媛県	439,582	31,907	407,675	90,498	73,890	16,609	153,335	121,075	32,260	163,841	151,412	12,429	194,965	48,869
高知県	241,572	21,617	219,955	47,317	38,500	8,817	79,915	63,800	16,114	84,864	77,866	6,997	111,117	23,973
福岡県	1,481,415	124,618	1,356,797	308,518	253,821	54,698	482,988	414,146	68,842	565,291	524,664	40,627	667,967	123,540
佐賀県	250,735	20,944	229,791	35,888	31,909	3,978	67,756	58,719	9,037	126,145	119,754	6,391	90,628	13,015
長崎県	439,564	38,702	400,862	83,440	72,699	10,741	142,275	123,238	19,037	175,148	163,053	12,094	195,937	29,778
熊本県	554,404	44,055	510,349	94,872	81,623	13,248	168,118	143,609	24,509	247,360	229,731	17,629	225,232	37,757
大分県	372,463	29,513	342,950	70,485	59,149	11,335	128,208	112,614	15,594	144,257	133,659	10,598	171,763	26,929
宮崎県	354,500	28,587	325,913	71,911	55,840	16,071	125,680	103,298	22,382	138,322	117,791	10,531	159,138	38,453
鹿児島県	523,361	43,281	480,080	125,392	94,788	30,603	196,865	160,569	36,296	157,823	141,798	16,025	255,357	66,899
沖縄県	353,379	25,652	327,727	68,930	52,708	16,222	95,644	67,095	28,549	163,154	150,661	12,493	119,803	44,771

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合（65歳以上総数）

	65歳以上男女計										人口（人）			
	単独					夫婦のみ					同居		（再婚）	
	総人口	施設世帯 人員	一般世帯 人員	近居子 なし	近居子 あり	近居子 なし	近居子 あり	夫婦のみ	近居子 なし	近居子 あり	同居	子と 同居	その他 と同居	同居 なし
全国	36,849,259	2,477,797	34,371,462	7,297,999	5,812,506	1,485,493	11,752,074	9,696,550	2,055,524	15,321,391	14,507,498	813,891	15,509,056	3,541,017
北海道	1,713,402	163,060	1,550,342	376,576	604,729	71,849	597,116	510,438	86,678	576,649	539,301	37,349	815,167	158,527
青森県	408,143	31,303	376,840	69,589	30,810	8,778	109,824	94,028	15,796	197,427	188,042	9,385	154,838	24,574
岩手県	394,739	24,433	370,306	59,895	55,551	4,344	106,403	94,117	12,286	204,006	195,107	8,899	149,668	16,630
秋田県	688,616	36,319	652,297	109,220	97,091	12,129	199,515	176,851	22,664	343,562	329,575	13,987	273,942	34,793
宮城県	339,211	24,639	314,572	51,453	47,569	3,884	94,060	88,842	10,218	169,058	161,578	7,481	173,411	14,102
山形県	350,469	20,336	330,133	44,386	38,073	6,312	92,436	83,143	9,292	193,311	186,922	6,388	121,216	15,604
福島県	608,330	32,400	575,930	91,961	75,328	19,632	170,567	159,679	10,888	313,403	300,991	12,412	235,007	27,520
茨城県	861,677	48,245	813,432	126,824	104,493	22,330	257,382	213,642	43,740	429,226	412,769	16,457	318,135	66,070
栃木県	578,135	27,364	550,771	91,818	77,114	14,704	169,265	139,350	29,917	289,688	279,166	10,521	216,464	44,621
群馬県	579,851	37,327	542,524	96,610	79,205	18,299	181,294	154,965	26,329	252,123	234,170	12,497	294,170	43,734
埼玉県	2,016,056	134,428	1,881,628	355,600	241,682	113,923	643,577	529,140	114,436	882,446	840,778	41,668	770,822	228,359
千葉県	1,821,515	111,201	1,710,314	333,079	260,382	72,497	596,967	506,972	89,996	780,267	744,128	36,139	767,554	162,493
東京都	3,497,774	163,176	3,334,598	953,769	682,769	271,000	1,180,283	905,355	274,927	1,200,545	1,118,068	82,477	1,588,124	545,927
神奈川県	2,557,863	177,878	2,379,985	528,080	421,039	107,041	885,959	687,426	198,533	965,945	910,688	55,256	1,108,465	305,574
新潟県	711,397	45,065	666,332	100,669	87,999	12,670	198,835	172,984	25,850	366,829	354,353	12,475	260,983	38,550
富山県	323,968	25,211	298,757	45,896	42,206	3,691	88,637	73,969	14,668	164,224	158,160	6,063	116,175	18,359
石川県	340,839	31,518	309,321	56,456	48,709	7,747	100,932	86,203	14,730	151,931	145,475	6,457	134,912	22,477
福井県	239,316	17,741	221,575	33,830	29,525	4,305	63,723	55,129	10,594	122,022	117,940	4,082	84,654	14,899
長野県	254,628	13,612	241,016	43,455	38,388	5,067	79,890	66,441	13,449	117,671	112,290	5,382	104,829	18,516
山梨県	637,002	31,869	605,133	100,669	87,999	12,670	198,835	172,984	25,850	366,829	354,353	14,373	243,936	48,589
岐阜県	593,772	31,663	562,109	87,837	72,040	15,797	174,831	137,966	36,865	299,441	287,136	12,305	210,006	52,662
静岡県	1,100,260	64,709	1,035,551	171,853	142,622	29,231	324,507	259,196	65,311	539,192	516,202	22,991	401,818	79,024
愛知県	1,994,794	117,888	1,876,906	366,452	292,883	73,569	631,387	513,596	117,793	879,066	838,284	40,782	806,479	191,362
三重県	528,540	32,642	495,898	91,959	70,867	13,092	170,471	137,231	33,241	233,468	220,953	12,514	208,098	54,333
滋賀県	394,802	18,849	375,953	60,751	48,671	12,081	118,491	97,280	21,212	196,710	188,888	7,822	145,951	33,293
京都府	771,665	48,132	723,533	174,940	137,308	37,633	254,383	212,993	41,391	294,209	277,182	17,027	350,301	79,024
大阪府	2,476,091	175,553	2,300,538	623,310	476,876	146,434	813,010	649,412	163,596	864,218	805,118	59,099	1,126,288	310,030
兵庫県	1,611,952	100,768	1,511,184	354,691	290,826	63,863	534,249	454,046	80,204	622,245	585,150	37,094	744,872	144,067
奈良県	414,814	26,077	388,737	73,495	58,601	14,894	133,831	117,166	16,665	181,410	172,172	9,238	175,767	31,559
和歌山県	296,484	18,904	277,580	46,909	45,062	9,847	93,368	77,335	18,234	117,102	110,024	7,078	132,397	28,081
鳥取県	175,360	12,630	162,730	27,601	23,259	4,342	47,479	42,175	5,304	87,649	83,930	3,721	65,434	9,646
島根県	217,706	15,342	202,364	33,994	30,201	3,794	62,683	56,324	6,359	105,687	100,872	4,815	86,525	10,133
岡山県	556,161	44,328	511,833	101,513	86,081	15,431	178,401	142,640	35,761	231,920	212,546	12,373	228,721	51,192
広島県	839,427	62,167	777,260	179,458	148,856	30,602	285,446	236,746	48,700	312,358	294,241	18,117	385,602	79,302
山口県	431,663	38,473	393,190	91,789	77,999	13,790	147,024	127,374	19,650	154,376	143,265	11,112	205,373	33,440
徳島県	239,662	22,810	216,852	44,694	37,247	7,447	72,893	62,384	10,509	99,267	94,386	4,880	99,631	17,956
香川県	296,864	22,702	274,162	55,986	42,653	13,334	98,941	76,563	22,378	119,235	113,035	6,200	119,216	35,712
愛媛県	429,968	32,941	397,027	91,013	74,895	16,118	144,517	114,982	29,535	161,498	150,811	10,686	189,877	45,653
高知県	233,332	22,156	211,176	54,416	46,928	7,486	75,299	60,539	14,760	81,462	75,647	5,814	107,467	22,246
福岡県	1,489,394	134,883	1,354,511	317,838	263,561	54,276	472,539	407,559	64,980	564,134	527,715	36,420	671,120	119,256
佐賀県	248,483	21,627	226,856	37,051	33,095	3,956	66,961	58,321	8,629	122,844	117,417	5,427	91,426	12,585
長崎県	432,675	39,749	392,926	74,389	67,170	7,219	137,710	120,125	17,586	170,460	160,291	10,170	194,514	27,952
熊本県	550,227	45,068	505,159	97,711	84,579	13,132	164,540	141,374	23,166	242,909	227,800	15,109	225,953	36,298
大分県	363,509	32,941	330,568	71,035	59,824	11,211	121,598	107,037	14,558	140,319	131,488	8,830	166,861	25,769
宮崎県	349,192	29,511	319,681	73,200	57,326	15,874	120,085	99,308	20,777	126,397	117,555	8,842	156,634	36,651
鹿児島県	516,573	43,492	473,081	125,945	96,382	29,563	188,076	154,643	33,434	159,059	145,003	14,058	251,025	62,997
沖縄県	372,958	27,047	345,911	74,929	58,343	16,586	101,666	72,886	28,780	169,316	157,695	11,621	131,229	45,366

結果表 都道府県別 居住状態別人口および割合（65歳以上総数）

	65歳以上男女計					単独				夫婦のみ			同居		(再掲)		人口(人)
	総人口	施設世帯 人員	一般世帯 人員	近居子 なし	近居子 あり	7,622,173	6,176,228	1,445,945	11,549,686	9,662,054	1,887,631	15,592,760	14,797,721	795,040	その他 と同居	子と 同居	
全国	37,407,180	2,642,562	34,764,618	7,622,173	6,176,228	1,445,945	11,549,686	9,662,054	1,887,631	15,592,760	14,797,721	795,040	15,838,282	3,333,576			
北海道	1,699,382	176,240	1,523,142	380,338	312,408	67,931	562,041	485,673	76,368	580,762	545,648	35,114	798,081	144,299			
青森県	396,809	32,933	363,876	70,271	61,991	8,280	105,662	91,435	14,227	187,943	179,845	8,098	153,426	22,507			
岩手県	381,552	25,131	356,421	60,742	56,542	4,199	102,392	91,097	11,294	193,288	185,819	7,469	147,639	15,493			
宮城県	695,822	39,445	656,377	116,311	104,223	12,087	200,105	178,790	21,315	339,962	327,117	12,845	283,013	33,402			
秋田県	321,093	29,574	295,719	51,146	47,449	3,697	88,409	85,499	9,231	156,075	149,987	6,088	126,718	12,928			
山形県	337,778	21,060	316,718	45,867	39,557	6,310	90,569	81,788	8,781	180,282	175,084	5,198	121,345	15,091			
福島県	592,756	33,847	558,909	77,890	71,890	16,213	165,146	155,142	10,004	299,659	289,273	10,386	233,032	26,217			
茨城県	863,047	81,107	782,940	133,320	111,253	22,067	254,255	213,513	40,741	423,500	408,221	15,280	324,766	62,808			
栃木県	581,136	29,692	551,444	96,917	82,362	14,555	168,615	140,558	28,056	285,912	276,168	9,745	222,920	42,611			
群馬県	582,611	35,932	542,679	100,896	83,817	17,134	177,543	153,376	24,165	264,330	252,365	11,965	237,193	41,135			
埼玉県	2,086,412	145,274	1,941,138	380,296	267,057	113,238	545,538	540,202	105,336	915,305	872,199	43,105	807,259	218,574			
千葉県	1,870,952	119,997	1,750,955	352,078	281,322	70,757	592,393	510,275	82,118	806,484	769,358	37,126	791,597	152,875			
東京都	3,770,269	172,558	3,597,711	1,042,546	775,808	266,738	1,234,240	975,876	258,365	1,320,926	1,232,206	88,720	1,751,684	525,103			
神奈川県	2,725,738	192,020	2,533,718	574,037	469,780	104,257	911,121	727,022	184,099	1,048,559	989,017	59,542	1,196,802	288,356			
新潟県	697,847	47,632	650,215	104,809	92,289	12,520	195,089	170,952	24,138	350,318	339,369	10,948	263,241	36,658			
富山県	318,369	26,713	291,656	46,790	43,215	3,575	85,141	71,718	13,424	159,725	154,056	5,669	114,933	16,999			
石川県	340,974	34,112	306,862	58,385	50,800	7,584	97,655	84,145	13,510	150,823	144,648	6,175	134,945	21,094			
福井県	236,131	18,852	217,279	34,844	30,622	4,223	64,180	54,315	9,864	118,255	114,660	3,596	84,937	14,087			
長野県	256,679	14,291	242,388	45,412	40,569	4,841	78,587	66,373	12,215	118,389	113,357	5,033	106,942	17,056			
山梨県	633,810	32,906	600,904	99,135	82,185	16,952	191,091	162,626	28,465	310,677	297,240	13,437	244,811	45,417			
岐阜県	590,387	33,385	557,002	91,200	75,704	15,496	170,344	136,204	34,141	295,458	286,930	11,477	211,908	49,637			
静岡県	1,102,652	68,275	1,034,377	180,997	152,183	28,815	322,057	261,015	61,015	509,753	509,753	21,569	413,225	89,830			
愛知県	2,079,641	126,191	1,953,450	392,640	320,133	72,506	639,730	529,305	110,424	921,081	878,909	42,172	849,438	182,930			
三重県	529,219	36,183	494,936	94,814	74,234	20,580	163,698	135,173	30,526	234,424	222,626	11,798	209,407	51,106			
滋賀県	406,054	20,539	385,515	65,088	52,924	12,164	118,376	98,441	19,935	202,052	194,349	7,703	151,365	32,099			
京都府	781,035	51,694	729,341	179,947	143,686	36,261	245,455	208,057	37,399	303,939	286,930	17,010	351,743	73,660			
大阪府	2,551,871	185,694	2,366,177	645,147	506,164	138,982	795,857	648,896	146,960	925,175	863,511	61,664	1,155,060	285,942			
兵庫県	1,638,796	107,567	1,531,229	367,578	306,093	61,485	518,443	446,140	72,302	645,208	608,169	37,039	752,233	133,787			
奈良県	412,976	27,898	385,078	75,073	60,776	14,296	126,793	112,039	14,753	183,213	174,252	8,961	172,815	29,049			
和歌山県	288,879	19,512	269,367	64,453	55,201	9,251	88,886	72,763	16,124	116,028	109,526	6,503	127,964	25,375			
鳥取県	169,940	13,307	156,633	27,738	23,514	4,224	45,198	40,315	4,883	83,696	80,536	3,160	63,829	9,107			
岡山県	208,139	15,872	192,267	33,947	29,849	3,648	58,452	52,646	5,806	100,319	96,266	4,053	82,495	9,454			
広島県	548,484	46,559	501,925	102,674	87,637	15,037	168,999	136,159	32,840	230,252	220,252	11,655	223,796	47,877			
広島県	840,003	66,358	773,645	182,112	152,536	29,575	270,460	226,626	43,835	321,073	303,045	18,028	379,162	73,410			
山口県	414,403	40,040	374,363	89,419	76,323	13,096	133,393	115,998	17,396	151,552	141,120	10,432	192,321	30,492			
徳島県	232,391	24,094	208,297	44,592	37,475	7,118	68,235	58,799	9,436	95,469	91,167	4,303	96,274	16,554			
香川県	290,704	24,329	266,375	56,244	43,304	12,940	92,871	72,620	20,253	117,259	111,466	5,793	115,924	33,193			
愛媛県	417,959	34,609	383,350	90,290	74,925	15,365	133,641	107,258	26,384	159,420	149,720	9,700	182,183	41,749			
高知県	223,106	23,038	200,068	52,896	45,849	7,047	68,857	55,742	13,116	78,315	73,240	5,075	101,591	20,163			
福岡県	1,502,177	146,819	1,355,358	326,727	274,024	52,704	457,617	388,098	59,519	571,015	535,944	35,072	672,122	112,223			
佐賀県	243,633	23,019	220,614	37,730	33,840	3,890	64,299	56,282	8,018	118,586	113,853	4,732	90,122	11,908			
長崎県	420,907	42,160	378,747	74,758	64,758	9,877	129,082	113,323	15,760	165,029	156,114	8,914	188,081	25,637			
熊本県	539,267	47,787	491,480	99,028	86,142	12,886	156,115	134,796	21,318	236,337	223,067	13,270	220,938	34,204			
大分県	352,921	32,236	320,685	70,644	60,891	9,752	112,909	99,698	13,233	123,209	123,111	7,901	139,450	24,124			
宮崎県	338,552	31,565	306,987	72,934	57,421	15,513	110,892	92,077	18,816	137,163	115,482	7,680	149,498	34,329			
鹿児島県	502,799	45,705	457,094	124,720	96,266	28,454	172,411	142,632	29,779	159,963	147,260	12,703	238,898	58,233			
沖縄県	391,118	30,047	361,071	81,209	64,377	16,833	104,731	76,785	27,946	175,130	163,992	11,138	141,162	44,779			

 書 評 ・ 紹 介

Kenneth W. Wachter

Essential Demographic Methods

Harvard, 2014, xvi + 288pp.

本書は、Kenneth W. Wachter 氏による人口学方法論の教科書である。氏は形式人口学・数理人口学の第一人者であり、現在、カリフォルニア大学バークレー校人口学部の名誉教授である。彼は、長きにわたって人口学部で方法論の教鞭を執ってきており、本書はこの講義で使われてきた教科書を書籍として刊行したものである。

本書は11の章からなり、序の「なぜ人口学を学ぶのか」に続いて、第1章 指数関数的増加、第2章 期間とコーホート、第3章 コーホート死亡、第4章 コーホート出生、第5章 人口推計、第6章 期間出生、第7章 期間死亡、第8章 異質性のあるリスク、第9章 結婚と家族、第10章 安定年齢構造、第11章 移民と位置という構成となっている。バークレー人口学部の方法論の講義は、学部生向けの110 (Introduction to Population Analysis) と院生向けの210 (Demographic Methods: Rates and Structures, Population Models) から成るが、本書はこの両方で教科書として用いられてきた。院生向けの内容は目次と演習問題に星印が付けられているので、初学者は初めて読む時にはこれらを飛ばすことにより、人口学方法論の基礎的な部分のみを効率的に学ぶこともできる。

Wachter 氏の講義の素晴らしさの一つは、高度な数学に関する知識がない人にも、数学の本質を損なうことなくわかりやすく方法論を教える点にあるが、本書でもその一端に触れることができる。例えば、仮設コーホートの説明を読んでいくとシェイクスピアの「お気に召すまま」の一節が登場するが、このような文学作品を交えながら語っていくところに、一見難しく感じる手法をやさしく学べるようにしてしまう彼のマジックを垣間見ることができる。また、単に手法の解説のみならず、それぞれの手法が持つ背景や関連性を含めて丁寧に解説がされている点も、方法論への造詣が深い Wachter 氏ならではといえる。例えば、第7章も期間生命表の通り一遍の説明に留まることなく、生命表のモデル化はニュートンの万有引力の法則の発見に触発され「死亡法則」を導こうとした意志に端を発すること、グラントによる最初の生命表自体も実はモデル的な生命表であったことなどが語られる。その後、コール・ディメインのモデル生命表、プラスのロジットモデル、そして現在、将来推計で最もよく用いられるリー・カーター・モデルへと話は展開していくが、実はリー・カーター・モデルの構造はコール・ディメインのモデル生命表と本質的に同じという点が解説されている。これらは、生命表モデルにまつわる様々な手法が決してばらばらに生み出されたものではなく、その学術的進展の歴史や根底にある思想のレベルで深い繋がりを有していることを示すものともいえるが、このような解説は人口学方法論に一定の知識を持つ研究者にとっても含蓄に富むものといえよう。

さらに、本書のもう一つの特色として、記述内容や演習問題が、バークレーの人口学部の講義や演習などで多くの学生等による使用を通じて洗練がなされてきており、質が高く、教材としても安心して利用できる点が挙げられる。本書の Appendix A に情報源と注釈の節があるが、ここには過去、バークレーの人口学部の学生等が、講義等を通じて様々な内容に関する提案や改善を行ってきた歴史を見ることができる。

本書は、空間人口学など近年の新たな動向を踏まえた第11章が追加されるなど、筆者が在外研究で読んだ時よりもトピックスが追加されており、人口学の初学者のみならず最先端の方法論に関する知識を得たい読者まで、幅広い層に有益な書ということができよう。バークレー人口学部出身の人口研究者の中で、Wachter 氏のこの教科書は人口学方法論の共通言語となっているが、本書の刊行によって、この教科書が全ての人口研究者にとっての共通言語へと進化を遂げる日が来るのかもしれない。

(石井 太)

研究活動報告

第18回社会保障審議会人口部会

第18回社会保障審議会人口部会は、2016年12月2日（金）15:00~17:00、厚生労働省省議室において開催された。最初に、「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果の公表等について」（総務省統計局）の報告がなされ、質疑応答が行われた。その後、国立社会保障・人口問題研究所から「日本の将来推計人口 一新推計の基本的考え方」について説明がされ、議論が行われた。「新推計の基本的考え方」については、新たに作成される将来人口推計について、その基本的枠組み、基準人口、出生、死亡、移動それぞれの仮定設定の順に、その基本的な考え方が説明された。委員からは、高齢における出生の増加に関する考え方、婚前妊娠出生の動向、死亡モデルの考え方などについて意見や質問が出され、議論が行われた。（石井 太 記）

独立行政法人国際協力機構（JICA）社会保険実施能力強化プロジェクト

平成29年1月30日~2月10日の約2週間にわたり、JICAの社会保険実施能力強化プロジェクトの一貫として、モンゴル国での年金数理研修に赴いた。モンゴル労働・社会保障省、医療・社会保険庁、国立労働・社会保障・人口問題研究所、国家統計局の職員を対象に、モンゴルの年金制度を持続可能なものとするために必要な長期的な推計を行うことができるよう、1) 人口動態の把握及びモンゴルの将来人口推計、2) モンゴルの公的年金制度の財政収支計算および将来試算についての講義及び実習を実施した。

プロジェクト目標「モンゴル医療・社会保険庁の社会保険適用、保険料徴収及び給付に関する能力が強化される」に資する活動として、

- 1) 生命表の管理・運用に関しては、基礎的知識は既にあったので、その応用および利用法を具体的な例を用いての指導を実施し、
- 2) 将来人口推計に関しても基礎的な知識はあったので、実際の推計に必要な仮定（出生、死亡、人口移動）の策定方法に時間を割き、コーホート解析の基礎や Lee Carter Model のモンゴルへの適用といった実践的な指導を実施し、
- 3) また、公的年金財政収支計算については、初めての経験であったようなので、まず、目的達成のためのフローチャートの作成法や目的達成のためのブロック分けの方法に対する指導（収支計算；収入部門と支出部門、収入部門；被保険者試算、被保険者給与試算、保険料試算、支出部門；年金受給者試算、年金額試算、経済的仮定；物価上昇率、賃金上昇率）を実施した。

実際には経済的仮定の策定には高度なマクロ経済学の知識や計量経済学の知識が必要であるが、これは、次回以降の研修に譲り、回帰分析の方法のみを指導することによって必要な数値を自力で算出することは可能になった。また、これらの部門を統合して最終的な収支計算・試算を実施する方法も指導した。（山本克也 記）

DIMOGRAFI 最終セミナー

平成29年1月31～2月1日、ドイツ・ロストックのマックス・プランク人口研究所（MPIDR）において、DIMOGRAFI 最終セミナーが開催された。DIMOGRAFI（From Disparities in Mortality Trends to Future Health Changes）は、フランス国立人口研究所（INED）とMPIDRを中心とした死因統計に関する国際プロジェクトであり、日本からは国立社会保障・人口問題研究所が「長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の経済社会構造に及ぼす人口学的影響に関する研究」（平成26～28年度）の一環として参加している。このプロジェクトは、一貫した定義に基づく長期時系列データの構築・提供を目的としており、既に昨年 Human Cause-of-Death Database（HCD）として公開が始まっている（<http://www.causesofdeath.org>）。今回のセミナーは、その最終セミナーであり、日本からは筆者が出席し、日本のデータ構築に関する研究報告を行った。

セミナーは2日間で6つのセッションが設けられ、各国のデータ構築や応用研究の報告と討論が行われた。（大津 唯 記）

インドネシアの人口高齢化および人口移動に関する調査研究

厚生労働科学研究補助金事業（地球規模保健課題推進研究事業）「東アジア、ASEAN 諸国の人口高齢化と人口移動に関する総合的研究」（研究代表者：鈴木透）の一環として、国際関係部の中川雅貴が2月20日から23日にかけてインドネシアのジャカルタに滞在し、インドネシアにおける人口高齢化および人口移動に関する資料収集ならびに専門家からのヒアリング調査等を行った。最初に訪問したインドネシア国立科学院（Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia: LIPI）では、同院の地域研究センター（Pusat Penelitian Sumberdaya Regional）に在籍する研究者を中心に構成されているプロジェクトチームより、日本での技能実習経験のあるインドネシア人帰国者を対象とした調査研究プロジェクトの実施状況についての説明を受け、日本を含む諸外国との二国間協定を通じた労働者（実習生・研修生を含む）の送り出し政策に関する展望についての意見交換を行った。

続いて訪問した国立インドネシア大学人口研究所（Universitas Indonesia, Lembaga Demografi）では、先方の要請により、同研究所の研究スタッフならびに大学院生を対象に、「Population Ageing and Policy Responses in Japan」と題する講演を行った。現在、本格的な人口ボーナス期を迎えているインドネシアにおいても、出生率の低下を背景に、今後、高齢化が急速に進むことが見込まれており、質疑応答のセッションでは、日本の高齢者ケアをめぐる諸制度の細部に関する質問が出るなど、高齢化先進国の経験についての関心の高さがうかがえた。講演の後、同研究所の Turro Wongkaren 所長、Dewa Wisana 副所長、そして今回の筆者の訪問に際する調整を行って下さった Diahadi Setyonaluri 博士とその研究グループに所属する研究スタッフおよび大学院生を交えて、国際人口移動を含むインドネシアにおける人口移動の研究状況についての情報収集ならびに意見交換を行った。また、今後、研究交流を拡大し、共同研究についても推進していくことを確認した。

なお、ジャカルタ滞在中、筆者は、現地の日本大使館が主催する経済連携協定（EPA）によるインドネシア人看護師・介護福祉士を対象とした帰国後の就職説明会を見学する機会を得た。日本国内では、インドネシア人看護師・介護福祉士を含め、EPA 帰国者の「その後」に関する関心は高いとは言えず、情報も少ないが、帰国者たちを取り巻く送り出し国の状況を垣間見ることができ貴重な経験であった。このような機会を提供していただいた在インドネシア日本大使館関係者のご厚意に、改めて感謝申し上げる。（中川雅貴 記）

第1回日韓社会政策定例フォーラム：低出産・高齢化の衝撃と対応

2017年2月23日、韓国保健社会研究院と本研究所の共同主催で、第1回日韓社会政策定例フォーラムが「低出産・高齢化の衝撃と対応」をテーマに、ソウルのコリアホテルで開催された。これは両研究所の連携の一環として企画され、第2回は東京で開催される予定である。第1回のフォーラムでは、両研究所所長の基調講演に続き、四つの個別セッションに分けて報告と討論が日本語・韓国語の同時通訳付きで行われた。講演・報告者と題目は以下の通りだが、韓国側の題目は筆者がなるべく直訳に近い形で訳したものである。

基調講演

金相鎬「韓国の低出産問題の現況と政策課題」

森田朗「少子高齢化社会における都市と地方」

セッション1 低出産・高齢化と人口政策

李三植「日韓間の人口格差と収斂化」

鈴木透「東アジアの人口変動：長期的視点」

勝又幸子「日本における少子化対策の現状と課題」

セッション2 ライフサイクル別に見た家族形成と就業

申潤貞「ライフサイクル別に見た韓国女性の結婚・出産・就業形態の変化」

菅桂太「日本における家族形成タイミングと女性の就業」

セッション3 長寿社会の現況と課題

金ドンジン「韓国老人の健康不平等の現況と課題」

林玲子「死亡率・健康度の日韓比較」

セッション4 長期療養保険制度

李ユンギョン「韓国の長期療養保険：10年の成果と課題」

小島克久「日本の介護制度の現状と課題」

講演・報告者はすべて韓国保健社会研究院と本研究所の職員だが、討論者には韓国の大学教授、官僚、新聞記者など多彩な顔ぶれがそろい、活発な討論が行われた。また基調講演とセッション1の内容は、翌日の中央日報で報じられた。 (鈴木 透 記)

アジア開発銀行研究所 (ADB) 「開発途上のアジアにおける政府社会保障プログラムの効果」に関するセミナー

2017年3月7日(火)～9日(木)、インドネシア・ジャカルタにて、アジア開発銀行研究所 (ADB) がインドネシア財務省との共催で、「開発途上のアジアにおける政府社会保障プログラムの効果」に関するセミナーを開催し、筆者が参加した。セミナーは、社会保障、特に年金と医療保険制度について、その貧困削減と経済成長への影響、財政政策と費用推計、人口変動に応じた持続可能性

をテーマに、インドネシア、日本、韓国、タイ、マレーシア、フィリピン、ラオス、カンボジア、ミャンマー、オーストラリア各国からの研究者・実務担当者による報告が行われた。筆者は「日本における人口変動と政策対応 — その経験と展望」というタイトルで、特に1960・70年代の人口配当期の年金積立金と財政投融资制度、およびその後の人口変動に応じた制度改革について報告した。

日韓豪のみならず、ASEAN 各国においても、医療保険のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) に対する意識は高く、年金制度も公務員や大企業従事者に対してはすでにある程度の制度の発達がある。しかし、いまだ質・量ともに十分カバーしているわけではない段階で「持続可能性」を論じることは、社会保障制度の普遍化に反対するための口実ではないかとも感じられる。しかし今後、ASEAN 諸国の高齢化は急速に進んでいくことが見込まれており、そのスピードに応じた機敏な制度設計および改革が必要とされ、実際、そのように各国の政策が計画・実施されつつあることが実感された。(林 玲子 記)

日本人口学会2016年度第2回東日本地域部会

日本人口学会2016年度第2回東日本地域部会が2017年3月18日に本研究所（東京都千代田区）において社人研歴史研究会と合同で開催された。各報告を簡単にまとめ、一覧として以下に示す。

原からは地方創生に関し2010年、2015年の人口動態統計の分析と、移動、結婚・出生について今後の見通しが示され、国政レベルの施策として首都機能や本社機能の地方分散が提言された。

丸山からは Child Woman Ratio の分母年齢設定と将来人口推計の精度を評価する方法として、女子の年齢別出生率と CWR の関係に注目した報告がなされた。

飯坂からは丹念な資料収集を通じて明治初期の岐阜県白川村小白川区の人口移動について報告がなされた。

金子は館文庫の資料において館氏が注目した資料を取り上げ、社会保障と戦後日本の経済計画の関係を論じた。

小島は第2次世界大戦前の台湾と日本の医療福祉制度の格差について、主に人口規模、人口動態、医療福祉制度の点から確認し、台湾が日本よりも高い水準の出生率を維持したこと、制度の導入が日本と大きく遅れていなかったことを示した。

杉田は人口と社会保障の関連を見いだすために、厚生行政史の人口食糧問題調査会（1927年設置）、財団法人人口問題研究会（1933年設立）、厚生省人口問題研究所（1939年創設）、特殊法人社会保障研究所（1965年創設）の関係者の言説を分析、紹介した。

林は日本における戦前から現在に至る人口統計を踏まえ、人口政策が4期に分けられることを示した。

「地方創生政策と少子化」

.....原 俊彦（札幌市立大学）

「Child Woman Ratio の分母年齢設定と将来人口推計の精度との関係」

.....丸山洋平（福井県立大学）

「飛騨白川村小白川区における明治初期の『北海道強制移住』について

—入手可能な史料と聞き取りから得られた範囲での結論—

.....飯坂正弘（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）

「戦後日本の経済計画における社会保障政策の観点」

-金子能宏（一橋大学経済研究所）
「第2次世界大戦前の台湾の医療福祉制度と日本との格差」
.....小島克久（国立社会保障・人口問題研究所）
「日本における厚生行政の形成と展開：人口と社会保障の関連をめぐって」
.....杉田菜穂（大阪市立大学）
「人口認識と対応—日本における20世紀の人口政策の変遷—」
.....林 玲子（国立社会保障・人口問題研究所）
（貴志匡博 記）

特別講演会（Frans Willekens 教授）

2017年3月24日（金）14:00～16:00, オランダ学際人口研究所（Netherlands Interdisciplinary Demographic Institute）フェローでフローニンゲン大学名誉教授の Frans Willekens 教授による特別講演会が, “Individual-based population analysis: Application to the Democratic People's Republic of Korea” の題目で行われた。北朝鮮の人口データに対する適用に先立ち, トップダウン的なマイクロ・シミュレーション・モデルと, 自律性を持つエージェントを多数コンピュータ内に生成するマルチエージェント・モデルが合わせて解説された。しかし今回利用した北朝鮮のデータ（2008年人口センサスと2014年社会経済人口保健調査）は出生率と死亡率のみで, エージェント間の相互作用は含まれず, 用いられたのはもっぱら前者のマイクロ・シミュレーションの技法であった。これによって将来人口推計から家族構造に至る多様なアウトプットが得られることが示された。研究所外からも多数の参加があり, 活発な質疑応答が行われた。（鈴木 透 記）

日本地理学会2017年春季学術大会

日本地理学会2017年春季学術大会が, 2017年3月28～30日（30日は巡検のみ）に, 筑波大学筑波キャンパス（茨城県つくば市）において開催された。人口関連分野の報告のうち, 主なものについてタイトルを紹介する。

- 「取手中央タウンにおける高齢化プロセスと定住志向
—戸建住宅とマンションの居住者の差異に着目して」.....竹下和希（筑波大・院）
「非大都市圏における近年のコーホート別人口変動とコーホート規模」
.....清水昌人（国立社会保障・人口問題研究所）
「新しい都市—農村指標を用いた地域メッシュ人口の分析
—日本における反都市化の動向」.....磯田 弦（東北大）
「災害復興計画における将来人口フレームに関する考察」.....丸山洋平（福井県立大）ほか
「国勢調査の調査票情報を用いたマイクロ人口統計の信頼性検証」
.....秋山祐樹（東京大）・仙石裕明（マイクロベース）
“Gender differences in spatial mobility for work purposes:
A case of study in the Tokyo metropolitan area”
.....San Cristobal Gaston Guido（Grad Student, Univ. of Tsukuba）

「東日本大震災被災県における死亡率の変化傾向」……………北島晴美（信州大）
「大正期における山村地域からの人口移動
—愛知県賀茂村居所寄留届の分析から」……………鈴木 允（横浜国立大）

上記以外にも、「都市」や「地域計画」のセッションを中心として、人口減少や地方創生に因んだ報告が目立ち、日本地理学会においても人口減少問題が強く意識されていることがうかがわれた。

（小池司朗 記）

第50回国連人口開発委員会および日独サイドイベント

1947年に第1回国連人口委員会が開催されてから70年目にあたる今年、第50回国連人口開発委員会（以下「CPD」）が2017年4月3日（月）から7日（金）まで、米国・ニューヨークの国連本部にて開催された。今回のテーマは「人口年齢構造の変化と持続可能な開発」であった。議長はアール＝サーニ カタール国連大使であり、アラブ圏からの議長ははじめて、しかも女性、ということで、人口開発問題の新たな潮流を感じさせた。副議長国はオランダ、リベリア、ルーマニア、ジャマイカであった。一般討論、基調講演・パネルディスカッションは、テーマに沿って行われ、人口配当（demographic dividend）および人口高齢化が重要な論点であった。テーマに関する国連事務総長報告（E/CN.9/2017/2）は、世界と各地域における人口年齢構造、都市と農村の違い、子ども・若者、生産年齢層、高齢者層それぞれの人口動向、生殖・健康と教育、世代間関係と同居、仕事・家族関係とジェンダー、高齢者の所得保障、高齢化による年金制度、マクロ経済への影響、年齢別・性別のデータの必要性について説明されている。合計64ヶ国・地域およびグループ国、6国際機関、14市民団体が声明文を読み上げ、基調講演はアフリカ開発政策研究所長のエリヤ・ズル氏と、米国バード大学レビー研究所ジェンダー平等・経済研究プログラム長のラニア・アントノプロス氏が行い、ポーランド、フランス、ガーナ、アルゼンチンの専門家および8か国がパネルディスカッションにて報告した。日本の声明は筆者が行い、日本における高齢化の状況について、人口指標、介護制度、家族の変化、年金改革などを説明し、さらにアジアにおける高齢化対策の国際協力について紹介した。

毎年、参加国の合意に基づいた決議文を採択することがCPDの成果の一つであるが、今回は意見の一致をみず、決議文の採択には至らなかった。2年前の第48回CPDでも決議文の採択ができず、決議文非採択が常習化してしまう恐れも抱かせた。今回のテーマである人口配当や人口高齢化について反対意見があるのではなく、非常に端的に言えば、LGBT、中絶に反対するアフリカ諸国、イスラーム諸国、バチカン、ロシアと、それを擁護する欧州等の間で意見の一致をみないことが原因である。中南米はカトリック教徒が多いことからこれまでは前者の立場であったが、ローマ教皇が現在のフランシスコに交代してから後者の立場となり、米国は共和党であるトランプ政権になったことで後者の立場から前者の立場になった。採択しない、という決定の後で、15ヶ国・グループが声明を行ったが、その中でロシアは「性の権利を人権として拡大解釈することは、人権を軽んじる試みであり受け入れがたく、CPDがこのような試みのための裏口として使われることに強く反対する」とし、中南米9ヶ国を代表したアルゼンチンは「新しい文言が挿入できない状態を改め、2013年のモンテビデオ宣言のように進歩的な文言」を可能にするべきであると、それぞれの立場をよく表していた。日本は後者の立場をとり、フランスが読み上げた後者の立場をとる30ヶ国の共同声明文の中に名前を連ねた。

今回、CPDの関連行事として、2日目の4月4日（火）、国連本部に隣接するドイツ・ハウス（ドイツ国連代表部）にて、「CPD第50回目を記念する：性と生殖の健康と権利をすべての人に確保す

るために過去の成果と将来の課題を議論する」と題する日独合同サイドイベントを開催した。CPD・世界人口会議の歴史および日独の人口開発分野の国際協力における経験と課題、人口変動・性と生殖の健康と権利をめぐる NGO、アフリカの状況と課題について、簡単な報告と討議、およびフロアとの質疑応答を行った。

次回第51回の CPD のテーマは「持続可能な都市，人の移動と国際人口移動」に，第52回 CPD のテーマは「国際人口開発会議行動計画のレビューと評価および持続可能な開発2030アジェンダのフォローアップとレビューに対する貢献」に決定し，次回の議長国にルーマニアが，副議長国に南アフリカが選出された。その他の副議長国は来年4月の会合までに選出されることとなる。

これまでと同様，会議中の配布資料，すべての国・組織・NGO の声明文，会議の全動画，プレスリリースなどは，国連人口部のウェブ

(<http://www.un.org/en/development/desa/population/commission/sessions/2017/>)

より閲覧・ダウンロードできる。

(林 玲子 記)

『人口問題研究』編集委員

所外編集委員 (50音順・敬称略)

加藤 彰彦 明治大学政治経済学部
黒須 里美 麗澤大学外国語学部
佐藤龍三郎 中央大学経済研究所客員研究員
中川 聡史 埼玉大学大学院人文社会科学部研究科
中澤 港 神戸大学大学院保健学研究科
和田 光平 中央大学経済学部

所内編集委員

遠藤 久夫 所長
金子 隆一 副所長
新 俊彦 企画部長
林 玲子 国際関係部長
小島 克久 情報調査分析部長
鈴木 透 人口構造研究部長
石井 太 人口動向研究部長

編集幹事

清水 昌人 企画部室長
千年よしみ 国際関係部室長
別府 志海 情報調査分析部室長
釜野さおり 人口動向研究部室長
貴志 匡博 人口構造研究部主任研究官

人 口 問 題 研 究

第73巻第2号
(通巻第301号)

2017年6月25日発行

編 集 者 国立社会保障・人口問題研究所
発 行 者 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 〒100-0011
日比谷国際ビル6階
電話番号：東京(03)3595-2984
F A X：東京(03)3591-4816

印 刷 者 大和綜合印刷株式会社
東京都千代田区飯田橋1丁目12番11号
電話番号：東京(03)3263-5156

本誌に掲載されている個人名による論文等の内容は、すべて執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

目次 第73巻第2号 (2017年6月刊)

特集：『第5回全国家庭動向調査（2013年）』の個票データを 利用した実証的研究（その3）

全国家庭動向調査を用いた年金制度改革案の検討……山本克也・83～96
夫の家事や育児の遂行頻度は高まったのか？

— 3歳以下の子を持つ常勤の夫に関する分析—

……………西岡八郎・山内昌和・97～116

配偶者との死別が高齢女性の生活状況と

健康水準に与える影響：予備的分析……………安藤道人・117～137

資料

高齢者の居住状態の将来推計（2017年3月推計）

……………鈴木透・小山泰代・菅桂太・138～144

書評・紹介

K.W. Wachter "*Essential Demographic Methods*"（石井太）・145

研究活動報告……………146～152